前の佐藤次正、小原甚之助にしても連盟の主脳部であり、今般の様に多岐に亘る事業のための出張は、あらかじめ出張日程は立てえない実情もあつたわけです。

一万円は全日連の常任委員凌時正に九月十六日全日連に対する未納会費として納入しました。

四万四千円は連盟本部の事務費としました。

五千円を九月末頃長田志一に支出しました、之は同人は開拓連の常任委員で情報部担当役員であるのでその旅費として出したのです。

私は二万円を旅費概算としてうけとつてゐますが、この他記録焼失のための使途が思ひ出せないものが一万六千円ほどあります。

残金として私の手許に保留してありましたのは十三万円であります。

(3) 両タンカル会社から寄付になつた二十万円の使途

最後にタンカル会社から寄付になりました二十万円の使途について申します。

十万円は九月二十二日に盛岡信用金庫に借入金の返済にあてました。

五万は九月二十三日頃高橋栄三郎を通じ県南七支部分として、前に佐藤春雄に六万五千円を渡したと同趣旨で支出しました。

殊り五万円は連盟本部の事務費に充当しました。

尚ほ九月二十日頃即ち炭カル会社より二十万円寄付してもらふ前には連盟の一般経費として大体六万円程度残つてゐた様に記憶してゐます。

以上野原被告より融通してもらつた三十万円と二十万円合計五十万円、及び両炭カル会社から寄付された二十万円の使途

について申述べました。

私が十三支部の支部長に対して支出した金員は各支部の経費や未精算の旅費の概算としてであつて、選挙運動資金やましてそれの報酬などといふ意図は全くありませんでした。

十三支部に対して一万円及び五千円、合計一万五千円づゝ支出しましたのは、九月五日の委員会で連盟の事業を為すために一支部二万円位必要であるといふことに一応なつてゐたので、大体その基準に従つて開拓連の全体の財政との見合ひより して支出したのであります。なるほど私の検察官に対する供述書に於ては、詳述した様な事情から選挙運動費用といふ様にのべざるを得なくなつてゐるのでありますが、まことに不徳の至りであります。

併し第一審の公判廷に於ても供述いたしましたやうに、私には支部長に対して報酬、餐応等の意味をふくめてあの金員を支出したのでないのは私の真底の心でありました。

支部長の大部分は開拓連創設以来開拓連の委員や、支部長といふような重要な地位につき、長い間貧窮した開拓者の為めに、ほとんど自らの私生活を犠牲にして活躍して来た私の同志であります。

この点開拓者のお互の結びつきといふものは、非常に深いのであります。時には意見の相異から激しく議論をします。これはまことにつゝみかくしもない裸と裸のぶつつけ合ひといふ観があります。人間は最もぎりぎりの状態にあるとき、深く結ばれるやうに開拓者同志はほんとに生存をからうじて保つてゐるやうな生活であります。だから吾々の間は真に苦しみ合つてゐる仲間として同志意識が極めて強いのであります。殊に四、五年と一緒に苦楽を共にして来た私と支部長との間には脈々として同志としての血が流れております。何んでこのやうな人々を私が買収しなければならぬのでせうか。何んで餐応しなければならないのでせうか。野原が木村を買収し、木村が支部を買収したといふ判決に対しては全く泣くに泣かれぬ思ひがいたします。

報酬を与へやうといふ意志などは毛頭ありませんでした。報酬といふことの重みを軽くする為めにあんなこまごました使途の目細を申し上げるやうに私は気がきいてはゐません。世の中にはそのやうな人もあるかも知れません。併し私はそのやうな煙幕をはれるやうな男ではありません。のみならず煙草銭などといふ全く思つてもゐなかつたことをくつつけられるやうな愚物であります。支部長に金を支出したときの私の気持の一端はお察しいただけることゝ信じます。

私が渡すときの気持ちがそうであつても、支部長が現実につかつてゐる事実はどうであるか。あのやうに家計費や飯食費につかつてゐるところから見れば、私の弁明はどうしても信ぜられないと、これまでの裁判では申されました。連坐した支部長や其他の同志の弁明を私がいたしても変なことでありますが、支部長が如何なる状態に置れてゐたかについて申し述べたいのであります。

先程も一寸ふれましたやうに中野勝朗外十二名の支部長中半数は三期以上に亘り、半数は少くとも二期をつゞけて支部長或は開拓連の委員をつとめてゐる人々であります。

委員、支部長は一年任期でありまして、毎年改選になつてゐるのでありまして、之を見ても如何に開拓者より信望を得てゐる人々であるかがおわかりと思います。支部長の人々は全く困難な立場にあつて開拓者の為めに、奮闘努力して参りました。そして開拓連の財政の困窮化と共に、彼等の経済的犠牲は並大低ではありませんでした。本部の委員会に召集されても旅費相殺で実際上旅費の支給なく、支部からはその取り分の旅費は会費納入の不円滑の為め、受取ることが出来ず、為めに自費でやるかどこからか都合つけて来るかより外ありませんでした。証拠として提出されてゐます佐藤次正以下の支部長が公判に於て口をそろへたやうに、未済旅費のことを申してゐるのは、この間の事実を物語つてゐます。官庁や会社が旅費を支給せずに出張せしむる段階のときは、これは財政的破綻のときしかありえないでせう。政治団体は、殊に吾々開拓連の場合はこのやうな状態にあつて、尚ほ且つ生きる為めの運動をしなければならなかつたのであります。戦災によつて求むるに

職なく、引揚によつて寄るに家宅なく、止むなく山に入つてとれもしない土を堀りかへさねばならなかつた開拓者、戦争犠牲の最後のしわよせになつたのが開拓者と申しても過言ではありません。かゝる開拓者の組織する開拓連は政治団体としては最も困難な条件で活動せざるを得ませんでした。未清算旅費のこの五字はどうぞたゞ単なる弁明ではなく、その蔭には自らの生存を守りつゝ国土復興に血のにじむような努力をしてゐる人々の悲痛な叫び声がひそんでゐることを御賢察下さい。

私が九月五日の委員会の後をうけて、支部長に支出した金員についてその使途を明示しなかつたとよくいはれるのですが、そのときは委員会の後をうけて、公判、本上告趣意書に申してあるやうな事業をやることにきめてあつたのでしたから常識上くだくだ明示する要はないのでありました。今になつて見ますと、各人それぞれに使途を明示せばよかつたとは思ふのでありますが、当時の事務状態に於てはそれがなし得なかつた一半の理由も存したのであります。

受取つた支部長としては未清算旅費のある者はその取り分の一部とし、それがない者は会議費、旅費其他支部の一般経費に使つたものと信じます。

第十九　結　語

私に関する容疑事件について大部長々と弁明をいたし、誠意を披瀝してその真実の姿を開陳いたしましたが、玆に繰返しの要点を申し上げますれば、野原被告より前後二回に亘つて私が受けた五十万円の金員は、開拓連が昭和二十七年度予算において財政窮乏の為め、その一般経費の調達方を同被告に依頼してあつたものであり、従つて開拓連の一般経費として野原被告から借用したものであります。そしてその金員は開拓連の経費として、政治団体本来の面も緊急なる事業を遂行する為めに支出したものであります。

判決に認められてあるやうな趣旨の金員として、野原被告から供与を受けたものでもなく、又同様の趣旨の金として支部

等に供与したものではありませぬ。

尙ほ最後に私の現在の気持ちの一端なりと披瀝して終りたいと思ひます。

先づ第一番に私の心を苦しめてゐますのは、野原被告及びこの事件に連坐した開拓の同志諸君に対して、誠に申し訳けないことであります。之は申し訳わないといふより外に表はし方もなく、その通りなんと申してお詫びをしたらよいかわからぬのであります。

野原被告は誰れもあまりふりむきもしない、この貧困な開拓者の為めに本当によく尽力して下され、開拓連を思ふ余り開拓連の為めに金まで都合して下されたのに拘らず報いられたのは留置場であり、更に政治家としての政治的生命に対する重大な損傷であつたのであります。之は一に全く私の不徳の致すところであります。

又支部長や其他の人々に対しても委員長としての周到な注意を欠いた為め、精神的苦痛と経済的な大打撃をかけてしまつたのであります。昭和二十七年の秋の収穫時、一ヶ月も拘置され、為めに農作業に多大の支障を与へその後公判の為め物心両面の負担をかけましたことは何んとお詫びしていゝかわかりません。

尙ほ司直の手をわずらはし世間を騒がせましたことについても恐縮いたしております。

世の人、仲間の人々の為めにならうと心掛け乍ら、私の至らぬため、世の人仲間の人々につぐなひやうのない迷惑をかけることがあるといふことを本事件程痛切に私に教へたことはありません。

敗戦の心をいだき、内地に引揚げやうやく自らの道をおぼろげに見出した後に、此度の事件が発生したことは先に申した通りでありました。自分は留置場に入れられて、「こんな筈がない、人に迷惑をかけるなんてこんな筈がない」とどんなに思ひかへしても、自らの意図に反してやはり人に迷惑をかけたのでした。長い長い苦悶の末、他人に迷惑をかけた事実をはつきりと見、それだから人間としての修錬に身心を砕かねばならぬと更に認識を深くしたのであります。

或は意を尽さないところもあると存じますが、何卒裁判所の御明鑑を仰ぐ次第であります。

以上

昭和二九年(あ)第三五七六号

決　定

本籍並びに住居　静岡県駿東郡原町原三七六番地の二
綿布加工下請業
臼井松太郎
明治三四年八月一日生

右に対する業務上横領被告事件について、昭和二九年九月二一日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。
当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人小林澄男の上告趣意第一点は、原判示に副わない事実関係を前提とする判例違反の主張であり、同第二点は、原審で主張、判断されていない事項に関する主張であり（そして、所論公判調書には書記官の押印がないことは所論のとおりでありその点は違法ではあるが、該書記官の真正と認められるべき署名があり裁判官の認印も存するから、同調書は無効とは認められない。）、被告人本人の上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張を出でないものであつて、いずれも、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記錄を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四十四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三〇年五月一二日決定　昭和二九年(あ)第三五七六号

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　斎藤悠輔
裁判官　真野毅
裁判官　岩松三郎
裁判官　入江俊郎

昭和二九年(あ)第三五七六号

弁護人小林澄男の上告趣意

右の者に対する業務上横領被告事件につき、弁護人は左記の通り上告趣意を陳述する。

第一点　原判決は、大審院の判例と相反する判断をなした違法がある即ち、原判決はその主文に於て「本件控訴を棄却する」と宣しその理由として被告人本人の控訴趣意に対し「原判決の挙示引用に係る標目の各証拠を綜合すれば原判示の事実はこれを肯認するに足り事実誤認の疑はなく且つ所論に鑑み本件訴訟記録並びに原審において取り調べた証拠に現われている一切の事実を精査すれば論旨の指摘する諸般の情状を斟酌しても原審の被告人に対する量刑は相当であり重きに失するものとは認められない。……(略)」と判示しているのである。

翻つて被告人本人の控訴趣意を精査すると、その第四項に「十日間で加工する契約をしながら其の原形及型紙そして工賃四千五百円を明日持参すると云いながら持つて来ず幾日も空しく待つて居つた」との記載が存し「被告人が本件物件を合資会社渡邊漁具製作所より委託加工の契約の下に預り保管したが掲記会社は右委託加工契約に反しその責に帰すべき事由に因り右加工契約は履行不能となり従つて、右契約は本旨に基き当然解消されたものである。」との主張がなされているのである。即ち被告人本人の右趣意は被告人と前記会社との委託加工契約はその契約成立の日より十日間を経過することに因つて当然解消せられたものであり、同日以降被告人が本件物件を預り保管していた行為は事務管理と目すべきものであると解するのが相当である。

然るに前述の如く原判決は叙上控訴趣意に対して漫然論旨理由なきものと判断し、第一審判決の「業務上横領罪」に問擬したのを是認して居るのである。

被告人　臼井松太郎

而して、業務上横領罪に於ける「業務」につき大審院は大正十三年(れ)第二二二八号事件につき同十四年二月十八日云渡した判決に曰く「……(略)……法令、契約又は習慣により継続して他人の業務を処理するものは均しく之れを業務と称すべきものとす……(略)……」と。

然らば被告人が前記会社との委託加工契約が消滅した後に於て本件物件を保管している行為は「業務上」保管しているものと解することはできない。

結局、叙上控訴趣意に対し論旨理由なきものとして「業務上横領罪」に問擬した第一審判決を是認した原判決は前記大審院の判例と相反する判断をなした違法があるので原判決は破棄せらるべきものと思料する。

第二点　原判決は判決に影響を及ぼすべき法令の違反があり且つ破棄しなければ著しく正義に反すると認められる。

即ち、本件記録を精査するに第一審の第三回公判調書(第九十七丁)に、「昭和二十九年五月二十八日静岡地方裁判所沼津支部、裁判所書記官補小沢博」の記載があるが右書記官氏名の下に押印がない。刑事訴訟法第四十八条、刑事訴訟規則第四十六条に依れば「公判調書には、裁判所書記官が署名押印しなければならない。」と明記されているのである。

仍つて、右公判調書は法令違反で無効のものであり従つて第一審判決の宣告は現実になされたか否か不明であり結局なされたと云う証明は無いことに帰する。

凡そ、判決の宣告が存在しないに拘らず存在したことを前提としてなされたその後の訴訟手続は総べて無効と云わざるを得ない。

然らば、原判決も勿論無効であり、斯る無効なる判決を破棄しなければ「裁判」の権威は失墜するばかりでなく著しく正義に反することは論を俟たない。

結局原判決は破棄せらるべきものと思料する。

以　上

昭和二九年(あ)第三五七六号

被告人の上告趣意

私は高等裁判所に於て実刑六ヶ月に処せられました。

然原告渡邊は納入加工した賃金も支払わず契約も実行せず私も胸の病気にて長く病床に有る妻と学校へ行く二人の子供に食わせなければなりません。万策盡きて加工すべき布を入質し渡邊より契約の金が入りましたら質出して加工納入する考へでしたが、其の金も入らず六ヶ月もへてから突然原反を返す様申して来ましたが私も困りまして早速質出しすべく金を探しましたが出来ませんので急々手段として自分の住んで居る家を売つて渡邊に質代金を支払ふ可く買手を探して二万円で売り一万四千円の質代金を支払ふ可く考へて検察庁に行きましたが渡邊は原反布を全部取つて行き乍ら尚損害利息等三万円支払わなければ懲役へ入れる等と言つて聞き入れてくれません。そして今は私等親子四人は堀立小屋に住み医療と生活扶助料で病妻を見ながら百五十円の不具者の日雇で其の日〳〵を送つて居ります。今私が実刑に処せられましたなら治らぬ病気に泣く妻と二人の子供の心情を思ふ時私は今更罪の恐しさに覺悟の涙に暮れて居ります。

何卒右情状御察し上情有る判決を御願ひ致す次第で有ります。

以　上

被告人　臼井松太郎

昭和二九年(あ)第三九七七号

判　決

本籍並びに住居　山梨県中巨摩郡敷島町中下条一六一八番地

土工　小沢勇造

明治三七年一二月二五日生

右に対する窃盗被告事件について、昭和二九年九月二七日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人の原審弁護人古明地為重から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人古明地為重の上告趣意は憲法違反を主張するけれども、憲法第二五条第一項は、国家は国民一般に対して概括的に健康で文化的な最低限度の生活を営ましめる責務を負担し、之を国政上の任務とすべきであるとの趣旨であつて、この規定に依り、直接に個々の国民が国家に対して具体的現実的に斯る権利を有するものではないこと（昭和二三年(れ)第二〇五号同年九月二九日大法廷判決、集二巻一〇号一二三五頁）、そして被告人に実刑を科する為めその家族が生活困難に陥るとしても、其の判決を以つて憲法第二五条に違反するものと言うことの出来ないこと（昭和二二年(れ)第一〇五号同二三年四月七日大法廷判決、集二巻四号二九八頁）は当裁判所の判例において示したとおりであるから、所論違憲論は採用し難くその余の論旨は刑訴第四〇五条の上告理由に当らない。

昭和三〇年五月一二日判決　昭和二九年(あ)第三九七七号

昭和三〇年五月一二日判決　昭和二九年(あ)第三九七七号

よって同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三〇年五月一二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　真野　毅

裁判官　斎藤　悠輔

裁判官　松岡　三郎

裁判官　岩江　入俊郎

昭和二九年(あ)第三九七七号

被告人　小沢勇造

弁護人古明地為重の上告趣意

右被告人に対する窃盗被告事件に付き当弁護人より御下命に依り左の通り上告趣意書を提出する。

原判決を破棄し被告人に対し執行猶予の御裁判を仰ぐ。

原判決は憲法第二十五条の国民の生存権を無視し過重にして不公正なる裁判である。

一、本件に付き原裁判所へ提出した控訴趣意書にて被告人の本件犯行当時の生活状況を詳記した通り当時被告人は五人の幼児と妻を扶養し日雇稼ぎに出て居りその仕事も悪天候の為休日が多くそれが為に親戚から援助を受け辛うじて生活を保持したが親戚からの援助を得られなくなり正に一家七人心中を企てた事もありそれを思い止まる為に本件犯罪を犯したのである事は一件記録に徴し明瞭である。

二、要するに右の如き生活貧困者が働かんとして職がなく生きんとしてその術がない国民の一人である被告人に対し国家が憲法第二十五条に依る最低生活を保障すると明言していながらその実行の伴はぬ事は国家の責任である。

三、右の如き事実あるとすれば裁判所も国家機関の一部門である以上その国家の責任を十分考慮し事後に於て被告人及びその一家を救済すべき裁判をすべきである。その救済すべき裁判は本件に付き執行猶予の裁判以外にはないのに拘らずこれに対し実刑を科した事は憲法違背である。

四、本件の如き場合に裁判所が執行猶予を与える事は法の威信を傷付けるものだとの見解を持たれたかも知れないが人があって法があり人の存在が無視されて法を生かすと云う事は無意味である。社会の安寧を保つ為に窃盗犯を処罰する事は必要であるが財産権よりも重い人命が七人正に失はれんとする場合に於てはその人命を助けるのが先である。

五、本件犯罪に依る被害は被告人もその責任を感じ既に弁償しその後被告人も強く生きる決心の下に親戚、近隣の人々の温情に依り立派に社会活動をしている今日、これに対し実刑を科し妻子六人を路頭に迷はさる事は百害あつて一利ない事になる。

第一、二審裁判所が被告人へ対し実刑を科したのは憲法第二十五条の国民の生存権を無視し厳罰を科した事になる。原判決を破棄し被告人へ対し執行猶予の裁判をすべきである。

尚刑事訴訟法第四百十一条に依り原判決は正義に反し刑の量定が甚しく不当であるとの結論に到達する事になる。

仍つて本件上告に及んだ次第である。

以上

昭和二九年(あ)第四一五二号

判決

本籍　大阪市住吉区上住吉町九九番地
住居　同市同区南加賀屋町四四五番地　白石寅太郎方
呉服商
白石元一
大正四年一月七日生

本籍　愛媛県越智郡富田村大字町谷二五一番地
住居　大阪市阿倍野区阪南町東一丁目三四番地
会社員
藤原弘行
明治三九年三月二八日生

本籍並びに住居　堺市鳳北町五丁二四九番地
無職
大輪田芳一
大正元年一〇月一日生

右に対する自転車競技法違反各被告事件について、昭和二九年一一月八日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

昭和三〇年五月一二日判決　昭和二九年(あ)第四一五二号

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

被告人三名の弁護人太田博太郎の上告趣意は憲法違反を主張するけれども、刑の執行猶予をしないからといつて憲法第一四条違反となるものでないこと（昭和二三年(れ)第七〇号同年五月二六日大法廷判決、集二巻五号五一七頁）、又、犯情の類似した犯人間の処罰に差異があるからとて同条に違反するものでないこと（昭和二三年(れ)第四三五号同年一〇月六日大法廷判決、集二巻一一号一二七五頁）は、いずれも当裁判所判例の示すとおりであるから、所論違憲の主張は採用出来ない。其の余の論旨は刑訴第四〇五条に当らない。

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三〇年五月一二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　真野　毅

裁判官　斎藤　悠輔

裁判官　岩松　三郎

裁判官　入江俊郎

弁護人太田博太郎の上告趣意

右自転車競技法違反被告事件につき上告趣意書を提出します。

原判決が被告人の控訴趣意に対し「前略記録を精査し本件犯行の態様特にその規模の宏大な計画的犯行であることを始め各般の情状を考慮すれば中略、所論の各事情を加味しても右刑を更に軽減し又は刑の執行猶予を言渡すべきものと思はれない後略」なる理由の下に控訴棄却を言渡されたのは次の如く憲法第十四条に違反するものと認められるから破棄せられたい。

凡そ罪を犯し而も之を肯認している刑事被告人に対する裁判はその者をして自己の罪科に対し言渡された刑は洵に止むなきものであると悦服せしめることか必要で裁判の不公平を感せしめるが如きものがあつてはならない。

殊に実刑を科せられたものと刑の執行予予の恩典に浴したものとでは単に受刑による肉体的精神的の苦痛のみならずその人の向後の社会生活、極言すればその人の一生に迄も不利な影響を及す等言渡の結果に天地雲泥の差異を来すから裁判所はこの点の情状を十二分に参酌し而もこのことを言渡を受けるものを納得せしめる必要があるのである。

さて昭和二十三年八月自転車競技法実施以来競輪の盛況は全国的現象であるが大阪の場合のみを観ても中央、住之江、豊中、岸和田の競輪場に於て大阪府、大阪市及十数の衛星市か各々主催する競輪は殆んど連日盛況裡に行はれ而も一向に衰へない実情にある、それに伴つて同法違反の各種犯罪も瀕発して来たので政府は之が防止のため罰条罰則の強化のため同法を

被告人　白石元一

同　藤原弘行

同　大輪田芳一

改正したり検挙の励行等の手段を講じ来つたが、違反は跡を絶たないのみかその手口は巧妙且隠秘に地下潜行化しつゝある現況である、ところで大阪地方裁判所に於いて今日迄に言渡された自転車競技法違反事件の被告人の数は随分多数に昇つているがその中実刑を科せられたのは独り本件被告人三名の事件のみで他はすべて罰金刑又は刑の執行を猶予せられていることを注目せられたい、自転車競技法第十四条第一号（改正前）違反の態様としては違反者が直接客と取引する小規模経営のものもあれば支店出張所を設けて多数の客を誘引する所謂本店経営という組織的なものがあつて此の中でも規模の大小があるのでその情状に応じて罰金刑、実刑、刑の執行猶予と量刑上差別がつけられるのは当然である。

然し同じ本店経営者であつてその傘下の支店出張所の数が被告人三名とも略同しであり中には之以上の多数を持つものや昭和二十七年の法改正以後の違反者や同法違反の累犯者がすべて刑の執行猶予の恩典に浴しているに独り被告人三名のみが実刑を科すべきものとする原判決に対し被告人として果して悦服するであろうか。

原判決の理由が単に「記録を精査し本件犯行の態様特にその規模の宏大な計画的犯行であることを始め各般の情状を考慮し」ただけではなく大阪地方裁判所では自転車競技法違反殊に同法第十四条第一号違反者で被告人等三名と同等若はそれ以上に規模の宏大な計画的犯行のものやそれ等の中で同法改正後の違反者や同法違反の累犯者のすべてに刑の執行猶予の恩典に浴せしめている事実を取調べ而も被告人三名の情状が尚前記のものに比し重且悪なものがあることを認定し従つて被告人三名には夫等に対するのと異り飽く迄実刑を科せねばならぬ所以を鮮明し是を理由とするものであつたならば被告人等も之に納得するのであろう、憲法第十四条は「すべての国民は法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」旨を規定している、法の下に平等な国民は刑罰を科せられる上においても亦差別されず公平に取扱はれる権利を有するものである。

然りとすれば原判決がその理由に於て一件記録に基いてのみ本件の情状を考慮したゞけで、被告人三名を憲法に従つて法

の下に平等に処刑するためには当然考慮すべき情状である同種事件の科刑を全然顧慮しないで漫然と被告人三名には「刑を減刑し又は刑の執行猶予を言渡すべきものと思はれない」と認めた原判決には憲法第十四条違反があること明白である、依つて原判決は刑事訴訟法第四百五条に則つて破棄せらるべきものと信ずる。

仮りに右論旨か原判決を憲法第十四条違反なりとする理由として認められないとするも、被告人三名と同種違反の他の被告人の科刑に比し余りに均衡を欠き公平を失する事甚しいが故に刑事訴訟法第四百十一条の刑の量定が甚しく不当であつて之を破棄しなければ著しく正義に反するときに該当するものと信ずる。

被告人三名は法の最高の而して最終の守護者としての最高裁判所を信頼し且敬仰するものであるから原判決の如く木では なを括つた理由でなく此際刑事訴訟法第四百十一条の職権を発動せられて大阪地方裁判所で判決せられた他の自転車競技法違反事件の情状と被告人三名の夫れとを十二分に調査考慮せられた上原判決の当否を判断せられてその理由を懇切に説示せられるならば被告人三名は之を納得しその裁判に悦服するものと信ずる。

尚次の情状は原判決の量刑が甚しく不当なることを認めしめるものと信ずる。

第一、自転車競技法は悪法故之が違反者に対しては厳罰を加へる要はない、同法の目的として標傍するところは我国自転車事業の育成発展を図るにあるというがその実態は戦後疲へいせる地方財政の財源を必要悪と認めつゝ是に求めたのであつて勝車投票券発売行為が本質的に賭博であることは何人も否定できないところである。

敗戦後の廃頽した世相下インフレの増長で勤労精神も貯蓄心をも失つた国民は時々出現する大穴に射倖心を煽られて競輪に趨つた競輪における賭博性の公認は他の競技例へは野球、角力等の勝負にも金を賭する風潮を生み賭博犯罪の激増したことは勿論車券購入資金を得るための業務上横領詐欺等幾多の財産犯の誘因ともなつた。

従つて識者は夙に本法の廃止を唱へたのであつたが地方当局は他に適当な財源がないことを理由に反対し政府も亦之が

廃止を断行し得ない現状にある。

取締当局は時々違反者を検挙している、又昭和二十七年八月には法を改正し罰条を増し罰則を強化して違反の防止を図つた、然しこれ等は一時違反者の発生を抑圧する糊塗策に過ぎぬから事件は一向に跡を絶たないのみか却つてその手口は巧妙且隠秘となり潜行化している実情にある、真に本法違反の絶滅を期するのならば断乎本法を廃止し抜本塞源の方策を採るべきである、悪法と雖も法であるから違背者を放置することは許されないが然し必ずしも実刑を以て臨まねばならぬ程の悪質犯罪ではないと信ずる。

第二、本件は旧時且罰則罰条強化の法改正前の犯行であるから今更厳罰の要はない。

競輪は昭和二十三年八月自転車競技法の実施によつて行はれるようになつたのであるが国民の射倖心に投して忽ち全国的に多数の競輪ファンを獲得したが間もなく之等のファン中仕事の都合等で競輪場に行けぬもの〻要望に応して既に公認されていた競馬の場外馬券売場に倣つて自然発生的に出現したのが所謂車券取次業者であつた。

之等の取次業者が文字通真実車券を主催者に取次いでいたならば主催者の売揚げは増しこそすれ減りはしないので問題はなかつたのであるが一部の業者が所謂握り又は呑み行為を始めたので昭和二十七年八月車券取次行為の禁止その違反に対する罰則強化の法改正がなされたのである。

被告人三名の違反の時期は昭和二十六年十月でその実態は客の購入依頼車券の八、九割は真実取次いでいたのであるから改正前の同法第十四条に違反した所謂握り又は呑んだのは残一、二割の程度に過ぎないのである。

被告人三名が起訴せられたのは同年十一月二十九日、第一審の第一回公判は翌二十七年二月、結審は翌二十八年三月で約一年かゝつたのは相被告人が二十数名の多数あつたこと、公訴事実がづさんで（中五名の無罪者を出していることで明か）審理を重ねたためで判決の言渡は前記法の改正後であつたが量刑は強化される前の罰則に基いて軽く取扱はるべきであり実刑を科するの要はないのである。

第三、同程の違反者に対し実刑を言渡された件は全然ない。

本件に於て第一審で支店経営者であつた相被告人武田仁志外八名は各懲役五月、菊池三四十外四名は各懲役四月但しいづれも一年間刑の執行猶予の恩典を与へられている。

被告人三名は本店経営者であつたから経営規模の大小によつて科刑上両者を区別した理由として一応首肯できるのである。

然し自転車競技法第十四条違反として大阪地方裁判所で審理せられたものゝ内被告人三名と同様所謂本店経営者であつたものが多数あり、而もその規模は被告人三名と同格或いは夫れ以上大きなもの或は再犯者があつたに拘らず一人として実刑を科せられたものはないのである、支店経営者に比し刑期は幾分重いが等しく執行猶予の恩典に浴しているのである。

而して被告人三名に限り他の本店経営の違反者と較べ特に実刑を科さねばならぬ情状はいさゝかも認められない。

従つて被告人三名に対しても公平に執行猶予の恩典を与へられるべきである。

第四、被告人三名の経営する車券購入取次業の規模は違反的に宏大と見るべきではない。

被告人三名が経営せる本店が約二十軒の支店をもつていた事実は争はないし、本店として相当な店舗を構へ電話を架設して事務員を置いて本支店間の連絡を、一方競輪場にも連絡員を常置し本支店で受附けた車券の購入、レースの結果報告、適中配当金の受取等をなさしめていた事実も明かである。

是等は被告人三名の経営せる本店が客の購入依頼の車券を所謂握つたり呑んだりせず真実取次くかために必要な人員施設であつたので客の購入依頼車券を取次く名目の下にその殆んどを所謂呑む悪質な業者は斯る整備せる組織規模を持つ必

要もなく又持たなかつたのである。規模の大なる一事を見て直ちに悪質且計画的犯行として之を以て実刑を科するを要する情状と認めるのは誤りである。

第五、改悛の情真に顕著で再犯の惧は全くない。

被告人三名は昭和二十六年十月本件検挙を受けその組織は壊滅したのみならず翻然その非を悟つたので此道より足を洗い夫に正業に就いて精励今日に至つた、爾来足掛五年を経過するがその間実刑の言渡を受けている心の重圧は自覚と反省を促し自転車競技法違反には累犯者が多いのであるが被告人三名は斯る事は勿論その他何等の過誤も犯さず一途に善良なる市民として正条な生活を送つている。

誠に改悛の情顕著且再犯の惧の全くない被告人三名であるから此実蹟に徴しても今更実刑を科するの要はないと信ずる。

以　上

昭和二九年(あ)第二四一二号

判　決

本　籍　金沢市象眼町七一番地
住　居　宇治市伊勢田町中山四五番地の一
弁護士　市井栄作
明治三〇年九月二〇日生

本　籍　京都市上京区室町通寺の内上る西入る
住　居　同市同区北大路千本上る北花の坊町　仏教大学内
食堂手伝　南川太郎
明治三〇年二月二〇日生

右両名に対する公職選挙法違反各被告事件について昭和二九年四月一九日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件各上告を棄却する。

理　由

被告人市井栄作、弁護人前堀政幸、同並山興道の上告趣意第一点は、原判決は憲法違反の点について判断を遺脱している

と主張する。しかし、原審において控訴趣意として何等主張されていないのであるから、所論は採用に値しない。仮りに、被告人の勾留が違法であつたとしても、その一事だけで原判決が憲法に違反するものであるということができないことは、当裁判所の判例とするところである（昭和二三年(れ)第六五号、同年七月一四日大法廷判決参照）。また、所論被告人の検察官に対する供述調書は、第一審において適法な証拠調を経たものであり、記録に徴しても、同調書が検察官の想像にかかる勝手な作文なることを疑わしめるような証迹もみとめられないから、所論憲法違反の主張は、その前提を欠いているものといわなければならない。

同第二点の所論は、いづれも刑訴四一一条に該当する事由のあることを主張するにとどまり、上告適法の理由にならない。被告人南川太郎の上告趣意は、単なる量刑不当の主張であつて、同四〇五条の上告理由にならない。また、記録を調べても、本件について同四一一条を適用すべきものとはみとめられない。よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三〇年五月一三日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

裁判官　池田克

被告人　市井栄作

弁護人前堀政幸、同並山興道の上告趣意

右之者に対する公職選挙法違反被告事件につき左の如く上告趣意を申述します。

第二審判決は第一審判決引用の証拠を其儘引用し第一審判決認定の事実全部を有罪と認定し只量刑不当の点のみにつき第一審判決を破棄自判して居るが右第二審判決は次の如き不当違法がある。

第一

憲法違反の点を全然看過判示して居ない。即ち検事佐賀小里は被告人市井の取調に当り第一回昭和二十七年十月六日取調べた（約五分間）其調書は用紙半分四、五行の簡単なもので其内容は警察で供述した通りで買収した事は相違ない旨の記載であり、

同検事の第二回調書は被告人市井が買収の事実趣旨全部を自白した旨記載されて居る。被告人市井が右二通の調書の内容通り真実検事に供述したものでその通り記載されたものであるならば完全なる自白調書である。然らば何故被告人市井を昭和二十七年十月六日より九日間拘留したか。

刑事訴訟法第六十条は被疑者を拘留し得る場合を厳密に限定して居る。

被告人市井は京都弁護士会所属の弁護士であり検事、判事、司法領事、陸軍司政長官外務事務官を歴任し終戦后昭和二十一年十二月判事に転官を為さず弁護士登録した者であり其剛直未だ且つて偽りを言つた事のない否虚偽の言へない男である事は其同僚先輩の等しく知る処である本件拘留当時の京都地検検事正市島成一氏も市井被告人とは京大同学であり同じ乗馬会の会員であり司法官試補も同期である。

被告人市井は宇治市伊勢田町に其妻子六人と共に居住する邸宅を所有し逃走の恐れない事は明かである。

被告人市井は試補の同期生である岡琢郎氏、米原容次郎氏井上かほる氏等の知悉せる如く未だかつて卑きうな事をした事のない男である。従つて本当に本件違反行為を為したものならば潔よく自白し之が証拠湮滅を図るが如き態度は採らない否採れない男である。然らば何等拘留すべき必要もなく亦法律上之を許されないのである。然るに十月六日拘留状を請求し警察に於ける二日間と併せ十一日間拘留した、而も接見禁止迄為した（控訴趣意書、26丁乃至、29丁）斯ることは明かに憲法第三十一条の違反である筈である。

更らに被告人市井が供述せない事即ち自白せないのに拘はらず自白した様に佐賀女検事の全く事実に則せない。亦社会の実験法則に則せない事を彼女自身の浅博なる考へを以つて勝手の想像を口授作文したものである事は憲法第三十八条違反である。

右二つの点は相矛盾して居るが孰れを採つても憲法違反に当るのである、即ち憲法三十一条の違反か三十八条違反かである。

被告人市井は后者を主張して居るのである。

右女検事の作成せる第一回、第二回調書が同検事の想像に依る事実に則せない勝手なる作文であるかは市井被告人の上申書及び控訴趣意書中至る処詳細に説明してある。

人を看る明なき女検事は信を措くに足らざる相被告人増田筆雄、南川太郎の出鱈目の理屈に合はない供述（即ち同人等は詐欺、恐喝したのでない南川は其等の共犯でない横領でない市井のために大いに運動したのであると陳弁して居るに過ぎない）を真実なりとして之を基礎として之に合致する様被告人市井が供述した如く作文したものである。

取調官が被告人の供述せさる事を附加添付し又はその供述内容を曲枉して調書を作成する事はたとへ被告人の面前に於

て為されたとしても公文書偽造であり且つ憲法第三十八条違反である事は当然である。

第一審、第二審裁判は共に此の点については全く看過し触れて居らない、即ち憲法違反の点については判断を欠いて居る違法がある。

第二

(イ) 判決に影響を及ぼすべき法令の違反がある。

(ロ) 判決に影響を及ぼすべき重大なる事実誤認がある。

(ハ) 再審の請求をすることが出来る場合に当る事由があること。

即ち、

A 第一審裁判小田裁判長は市井被告人の弁論を制限した違法がある。

被告人市井は昭和二十七年十二月二十二日第一審第一回公判に於て本件各金員提供の事実干係を詳細に述へ事の真相を明かにしようとしたが小田裁判長より何時間位掛りますかとの問に市井被告人はまる一日位は掛りますと答へた処同裁判長はそれでは書面で提出して下さいと云つたので此の裁判長の申出を市井被告人も熊谷主任弁護人も並山弁護人其他当日立会つた其他の弁護人も之を了承して市井被告人は昭和二十八年四月二十三日公判に於て同日附上申書なる書面を右第一回公判廷の裁判長の申出通り提出之を陳述せんとしたが之を陳述せしめず証拠物として受領した斯る事情を第二審裁判に於て主張し立証すべく並山興道弁護人を証人申請したが之を却下した而して此の点につき第二審判決は。

原審公判手続に所論のような法令違反の廉あることを認むへき何等の証拠がない却つて原審第十一回公判調書及ひ之に添附の証拠干係カードの記載によると主任弁護人熊谷康次郎から被告人名義昭和二十八年四月二十三日附陳述書につ

いて証拠調の請求があり検察官に於て之を証拠とすることに同意したので直ちにその証拠調へか行はれ同日証拠調のあつた他の証拠書類と共に右調書の末尾に編綴されてある事が認められるから右陳述書は証拠書類として取調へられたものであり所論の如く被告人が右書面に基き自ら供述したものでない事が窺はれるのである」と判示して居るが右判示は本末を顚倒した論旨である。被告人市井は右上申書を提出し之に基き陳述せんとしたのである。然るに裁判所は之を許さず勝手に証拠物として採用し其旨公判調書を作成したのである然らは被告人に供述の機会を与へなかつた違法があると謂はさるを得ない。被告人市井も主任弁護人熊谷氏も並山弁護人も之を証拠物として採用する事には全く同意して居らない。

公判調書に左様に書いてあるからそれが正しいとの第二審裁判は実に不誠意極まるものである並山弁護人を証人として訊問されれば直ちに判明する事であるのに之をあへて却下して居る事が原審判決を助けんとしてあへて為した判示であると云つても過言ではあるまい。

大体上申書なるものを供述せんとして提出したものを何を好んで証拠書類として提出する事に被告人市井が同意するか公判調書が被告人の欲せさるに拘はらず之を証拠物としたことが陳述する機会を与へなかつた違法があると主張する理由は茲に存するのである。

第一審裁判が右上申書記載事実を被告人をして供述せしめれば事案の真相が相当詳細に判明する訳であるに之を為さしめなかつた事は判決に影響を及ぼすへき法令の違背がある訳である。

B　次に原審判決は司法警察員に対する昭和二十七年十月五日附、同年同月六日附の被告人供述書を他の証拠と共に断罪の証拠として引用して居るが被告人が司法警察員から最初取調へられたのは同月四日であつて同月五日でないから五日附を以つて作成されて居る右供述調書は違法の書類であつて証拠に採用すへきでないと控訴趣意書に敷つたのである

が。

此に関し二審判決は所論の十月五日附供述書の作成日附が虚偽であることを認むへき資料は見当らないから此の点の論旨は理由ないと判定して居るが。

先つ被告人市井が同月四日京都市警本部捜査二課能勢警部外一名に市井宅より連行され其儘市警捜査二課に於て前同警部外数名に取巻かれ取調へを受け調書を作成されたのち同夜川端警察署留置場に留置された事は事実である。

刑事訴訟法第六十一条第百九十八条、第二百三条の法意に依れば留置される前には一応必す取調を行ひその調書が作成されるへきは当然である。然らは市井被告人は十月四日に留置された事は記録上明かである以上同月四日附の調書が必す無けれはならぬのに此の日附の調書がなく同月五日附と同月六日附の調書が存在することは記録上明かであるから十月五日附供述調書の作成日附が虚偽である事は記録上当然判明し得ることであり尚此の点不審ならは右調書作成者能勢警部の訊問を行へは直ちに判明する事であるに拘はらず二審判決は右供述調書の作成日附が虚偽である事を認むへき資料は見当らないとの判定は刑事訴訟法を知らない冒論と云はざるを得ない。

C　次に第二審判決は佐賀小里検事作成の市井被告人の第二回調書が作成の際読み聞けられなかつた事はまことに所論のとおりであつて同調書末尾にある読聞けた旨の附記が真実に反する事は原審第十回公判廷に於ける証人今西昭也の証言に徴し明らかであるが右調書は佐賀検事が被告人の供述を聞きながら被告人の面前に於て右供述の趣旨を検察事務官今西昭也に口授して録取されたものであつて被告人自身右口授を聞き録取される供述内容全般を諒知して居たことは右今西昭也の証言に依り明白であるから録取後あらためて読聞けの手続が行われなかつたとしても右手続が行はれたと同一の結果を生せしめているものと云ふへきである。

読聞けの手続は畢竟録取した内容を供述者に諒知させ若し内容につき増減変更すへき箇所あるときはその申立を為さ

しめる機会を与へもつて調書の正確性を保持させるため行われるのであるから必しも読み聞けの形式に従ふ必要なきと解すべきであらふ。従つて読み聞けなかつた事及ひ読み聞けた旨の附記か虚偽である事は右供述調書の証拠能力に何等影響なくこの点の論旨も理由がないと判示して居る。

仍て之につき反撃するならば、

此の点につき被告人市井の控訴趣意書は佐賀女検事の作成した前示調書は形式上読み聞けないのを読み聞けたとした事が無形の公文書僞造行使罪であると主張すると共にその調書の内容が市井の供述した事実と全く相反した事を書いてある即ち市井被告人は増田筆雄、南川太郎に対して金員を提供したのは詐欺、恐喝、横領の被害者であると主張しその点について来る事を詳細に述へんとしたに拘はらず斯ることを女検事の頭でそんなことは虚偽である市井被告人の口実であると判断し彼女独自の考へて之を曲枉して、市井か進んで、喜んで、大いに期待を以つて、選挙事務長になつて貰ふために歓心を買ふためにと云ふ様に勝手に想像しその結論として市井が之等に選挙運動の報酬として金員を提供したものである旨の記載内容であるからである此の点につき控訴趣意書に詳細説明したが即ち市井は増田筆雄南川太郎の人物を見貫いて居り斯る人物を近づけては不可と云ふ事は金銭を渡した昭和二十七年八月十二日以前にもはや判つて居たがあまりしつこく迫るのと、他の選挙違反（池本氏に対する分）の事実を暴露されては困るとの恐れから金員を提供したものである此の事実を市井は主張して居るに拘はらず検事は何も此の事は書かず単に喜んで大いに期待して、進んでとの文句になつて居るから不当だと固執する訳である。

第二審判示の論旨は被告人の供述内容と検事の口授作成せる調書の内容の趣旨とが大体一致して居る場合即ち被告人市井が増田筆雄南川太郎の人格を信しその勢力があり且つ之を信し之に大いに期待し、喜んで金員を提供したものであるならば右検事の調書内容と大体一致するのであるから斯る場合に於ては最后の読み聞けが為されなくても証拠能力に

影響かないとの理論も或ひは首こう出来るかも知れないがその内容が全く相反して居る場合の本件では即ち市井は上申書記載の通りの心境で垣田に対しては恐喝の被害者であり南川に対しては詐欺、横領の被害者である旨を主張して居るのに拘はらず斯る文句は一言も記載されず之を事更業々しく曲枉して女検事の選挙事案について亦世事に疎い無知識より来る自分の勝手の想像予断を以つて実際上の条理と合致せさる事を徒らに口授録取せしめた場合に之が被告人の面前で聞きとれる場合であつたとしても右検事の調書が被告人の供述したものとなると断定出来るのか。

証人岩本竹三郎の「サガ検事は増田筆雄は悪い人ではないですわね」と云つたと云ふ証言を味はうならばサガ検事は垣田筆雄の巧弁に巧に繰られ同人の供述を過信し之を真実なりとし市井が供述した事を記載せす供述せさる事を業々しく曲枉して口授調書を作成せしめたに過きない。水は高きに流るゝ式の調書を作成し之に被告人が署名捺印し以上は右調書は直ちに証拠能力ある立派な調書と変るものであらふか。

本件に於て市井被告人が署名捺印した心境は控訴趣意書に記載した通りであつてその内容を十分知悉し、それをなつとくして署名捺印したものでない。論者或は謂はん、元検事、判事であり且つ現在弁護士である被告人市井が女検事の前で斯る不当を述へすそれに署名捺印するのが不可思議でないかと、なる程それは一応の理窟である而し市井被告人は検事であつたし裁判官であつたので未た曩つて拘留されたと云ふか如きは極度に厭恐するものであり、且つ市井被告人の性格は真に怒心頭に徹するときは口ごもり物も言へなくなり勝手にしろとの心境になる男である。而も此の時の市井被告人の心境はたとへ日本は敗れたりと謂へとも陸軍司政長官としてジャワ一州の州長官として正しい政治を行つて来た男而も司法部の先輩である此の市井を実に徴々たる事件に而も検事として一、二年の経験しかない而も女検事をして取調へさせその女検事があたかも市井が強盗殺人でも犯した重大犯人の如き態度で右女検事の選挙違反事件の全くの未経験、世情に疎い事をわさとへず横柄なる態度で取調へた事（控訴趣意書に

委しく書いた）につき市井はかつとなつて物も言へない興奮を感じ、こんな者に何を云つても判らん勝手に書かして置けと女検事のなすが儘にして置いたのである。女検事は市井を取調へたのでない自分の作つたメモを勝手に読み口述調書を作成したのである此の取調への時間を考へても右検事の調書が真当に取調へ口授作成する時間であらふか市井被告人が有能練達の検事でも云々と控訴趣意書にヒニクルのも当然であらふ。

以上の如き心境に於て右調書に署名捺印した迄である斯るものが単なる署名捺印に依つてその調書内容全体が全部被告人の供述に代るものであるだらふか、アラデンのランプの如きおとぎ話ではある。

増田筆雄、南川太郎の供述が如何なる者であるかは被告人市井は上申書に細かく述へ且つ控訴趣意書にも微に細に説明して居る而して此の点は二審裁判の証人、大塚喜太治、岩本竹三郎、后藤捨三、水谷正幸等の証言を以つて十分証拠立てられて居るではないか然るに尚市井被告人の佐賀女検事に対する供述調書が真実なりとして一審判決同様之を証拠として有罪の資料とする二審裁判官の心境如何。

一言にして云ふならば二審判決は悉協判決である。女検事、小田裁判長の不当をそつとして不問市井被告人にも罰金を半分にして公民権停止せずまあこれで我慢して置きなさいと云ふ感しか与へない。

D　次に多気善男に関する分については控訴趣意書記載の通り全く選挙実費前渡しの記載漏れて此の点の違反であるにはずず之を漫然買収なりと認定した事は明かに事実誤認に依る法律適用の誤りである。

E　南川太郎に対する金員供与の分は明かに同人の横領罪であり選挙運動とは全々関係ないのに之を亦漫然買収なりと認定して居る之も事実誤認法律適用の誤りである。

以上のA、B、C、D、Eは孰れも判決に影響を及ぼすべき法令の違反があり且つ重大なる事実の誤認があり且つサガ女検事の憲法違反の事実は再審の請求がなされ得る場合に該当する。

更らに二審判決は被告人の供述調書は同意不同意に干係なく証拠能力を有するものであるから全面的に同意したのでないと主張しこれを前提とする所論は採用に値しないと論して居るが本件は市井は金員提供の事実は認めるが其趣旨は買収に非ずと主張して居るのであるから買収なりとした調書は認めない訳であるから之を漫然認めたと記載した公判調書が誤りである事は当然である従つて公判調書作成につき違法があると云ふ主張である。第二審判決は此の点の判判を逸脱して居る、元来趣旨が違ふと主張する事は犯罪事実を全面的に否認する事である従つて公判調書にも右調書は全面的に否認証拠採用に不同意したものとして取扱はねばならないに拘ばらず之を漫然同意した様に記載されて居る事が不当であると主張して居るのである。

更らに南川太郎増田筆雄対する分につきては被告人市井は控訴趣意書に屢々詳細に述へて居る如く選挙運動の報酬でないと主張し第二審証人岩本竹三郎、大塚喜太治、后藤捨三、水谷正幸等の証言に依り明かに之の市井被告人の主張が条理上正しいもので之の主張を認むへきに拘はらず依然として市井被告人に対する司法警察員作成調書（右は孰れも其記載内容が事実に反するものであり且つ其作成につき不当がある事は前述の通り）を依然として金科玉条の如く正当なる証拠能力ある信用に価するものなりとして第一審裁判同様之を漫然引用して断罪の資料にした事は重大なる事実誤認に基く法令違背があると被告人市井が主張する所以である。就も採証の自由は裁判官にある然れとも社会条理上当然信すへきものを信用せず、信ずべからさるものを信するが如きは裁判官たるの素質なきものと謂はさるを得ない。

本件は被告人市井の供述と相被告人増田筆雄南川太郎の各供述とその孰れを正しいとして見るかに分岐する、然し右増田、南川両名が悪質選挙ブローカーであり候補者より金をとる事が主眼であり選挙運動の名の下に市井候補以外川崎末五郎候補、陣営よりも金をとつて居る事は大塚喜太治の証言に依るも明かである。而も市井候補より金を取つた前后

川崎候補の陣営に参加して居る増田筆雄の行動、川崎と一戦を交へると口ぐせの如く言ひ振らす態度、南川太郎の市井より金を受取つてから后の態度等を考へるならば之が正当なる選挙運動なりと謂ひ得るか之が判らない裁判官であるのかと云ひたくなる。

検察官、裁判官の頭には選挙に出馬すれば選挙違反はつきものだ。起訴されるのは運が悪いのだ、起訴されれば運が悪いと諦める他ないとの如き考へなるか若し斯る考へを以つて選挙違反事件を処理するが如き事ありとせば実に以つて寒心に堪へない世相ではある。

今日の選挙の実体が如何に腐敗堕落せるものなるかは国民公知の事実である。而も増田南川の徒輩がうよ〳〵して居るのである選挙の粛正選挙違反の取締は斯る悪質者を処罰してこそその目的を達し得るのである。

然るに斯る悪質違反者達と之に明白にたかられた被害者とを如何に民主主義とか云つても之を同一視否候補者なるが故に更らに重く罰すると云ふか如き角を矯めんとして牛を殺す類である。

本件市井被告人は其出身が司法官であり且つ司法官たりし事に誇りを感し居る極めて真面目正直なる男である。市井が陸軍司政長官に抜躍されたのも阿南維幾陸軍大将より此の点を買はれたものである。其政治界に進出せんとする意志も自己の野心を達せんためでない現在の日本の腐敗堕落せる世情に憤慨し真の日本民族本来の姿になる正しい政治を行はむとの至情に燃へる憂国の士である事は市井を知る者等しく之を認める処である。市井は決して選挙費用の余裕ある男ではない。其平素の生活は質素以つて最低の選挙費用を捻出して理想選挙を目ざして居る者である。然るに本件の如き増田南川の如き悪質ブローカーにたかられ喝かされ止むなく交附したのが業々しく佐賀女検事のデッチ上けに依り選挙違反として而も悪質買収として起訴されたものに過ぎない。

本件起訴前市井が京都市警本部に於て取調へを受けた際刑事課長自身か熊谷主任弁護人と一諸に市井に会見市井さ

んは気の毒だ悪い奴等にたかられたと云つて居た程である若し女検事さん今少し増田南川の人物性行を其各住居地察でお調べになれば同人等が如何なる人物性行の男なるかはお判りになるものをお尻か重くて御出張も遊ばされず検察庁の一室で増田、南川の巧弁に繰られ斯様な調書をデッチ上けられたに過ぎない。女検事さんの心理は候補者の違反取調へたから之を違反でない様逃がしたら上司に叱かられる自分の検察能力を疑はれるだらふ位の考が専らで兎に角市井が自白した事にせねば始末がつかぬ。増田や南川が立派に違反事実を認めて居るからそれに市井の供述を合はせねばならぬとて盲蛇におじすの大胆さを以つてあの立派な市井の自白調書が出来上つたと云ふのが真相である。一体佐賀女検事を指揮した西川検事は何を指揮したのか何故に最初より自ら市井を取調へなかつたのか、サガ女検事の報告をう飲みにしたのか。市井が留置されるので警察官に連行されるとき同検事に裁判所前で出会つた其際市井は同検事に云つた。ひどい事をするな、后にこの事は判るぞと云つた。（西川検事は陸軍司政官としてジャワジャカルタ地方検察庁に勤務して居たその時は市井はジャワ軍政監部の軍政監補佐の司政長官として或る程度の人事監督をして居たので西川司政官の人品、性格、能力は孰知して居る）

大体本件は候補者の違反事件である。市井が司法官だつた現在弁護士だと云ふので言ふ訳ではないがいやしくも候補者を取調へるには相当慎重を期すべきである。有能な検事が居らぬなら検事正、次席自ら取調へに当り真相を摑むべきである然るに事もあらふにヒヨコの而も女検事をして取調へさせると云ふか如き実に恐れ入つた次第である。

岡崎外務大臣の選挙違反（饗応事実）と対比して此の市井被告人の本件事案内容がそれ程悪質であり且つ重大であるのか。そして之が違反となるのか。これが公正なる検察官の一貫した方針であるのかあへて世の識者に問はんとして上告した訳である。

尚参考として増田筆雄より市井宛増田筆雄の罰金を支払へとの手紙二通を証拠として提出します。増田筆雄が市井に

金を強要した事は控訴趣意書に書き岩本竹三郎の証言にもあるそれと亦同様の事を強要して居る。増田筆雄の性格、思想、人品がお判り下さる事と信します。

以　上

昭和二九年(あ)第二四一二号

被告人の上告趣意

被　告　人　南　川　太　郎

右公職選挙法違反被告事件の上告趣意は左の通りです。

一、本件記録上にあらわれた次の情状を綜合すると、原審量刑はこの種犯罪に対する一般の量刑に比較して特に重く甚しく不当であるから、原判決を破棄しなければ著しく正義に反する結果となると思料されますので刑事訴訟法第四百十一条により原判決を破棄されたい。

二、京都地方裁判所の公判に於て相被告市井栄作氏は私及び相被告増田の脅迫に依つて金を交付した様に種々陳弁して居りますが私が市井氏から金を受取つた時の日時場所事情等は私から申上げるより市井氏の供述調書に依つて極めて明瞭になつて居るのであります。

即ち金五千円也の件については昭和二十七年十月五日京都市警本部での同氏の供述調書の中で「本年八月十日頃に法律事務所の応接間で裸で千円札で金五千円を南川に対してやりましたこれは南川の労務費であります時刻は四時半頃であります南川はお礼を云うて居りました云々」又同年同月十三日の京都地方検察庁の第二回供述調書の中でも「南川に全然小遣銭も出してやれなかつた事を気の毒に思い八月十日頃私の事務所で私の運動のために働いて呉れる南川に小遣銭のつもりで現金五千円を手渡してやりました云々」と供述して居るのであります。

又金一万円也の件については昭和二十七年十月五日の市警本部の供述調書の中で同氏は同氏が相被告増田から八釜しく金を要求されたことを供述しその次に「尚も強く云いますので私は南川に『どうでせう南川さんあんた当分の内事務長のかつこうでこんな交渉はあんたやつてくれませんか』と云うと南川は承知した云々」「その翌日私は自宅で、二万円の現

金を都合して法律事務所え行きました午前十時過ぎ頃南川、増田筆雄の両人が来ておりまして昨日と同じ応接間で出会いましたそこで私は二万円を出して『これ丈しか金はないこれで具合よくしてくれ』と南川に云うて手渡しました云々」「此の二万円のお金は何に使用するとも聞いておりません私は二万円を出したのは別に何と云う個々の目的を持つたものではなく南川が昨日の話で選挙事務長のかつこうで仕事をすると云うのでそれならば何かに運動のため必要だと思つて二万円を出したのであります尚南川が別室で増田に一万円を渡したと云う事を聞いたのは増田が帰つた直後に南川から聞いたのであります云々」又昭和二十七年十月十四日京都地方検察庁の第三回供述調書の中でも「私はただ働かせる訳にもいかんし又金を使うて運動して貰はねばいかんと思い南川に然るべくやつて呉れと云うてその場で千円札で二万円を渡しましたが之も二人に対し私のために選挙について働いて呉れた御礼や又今後も運動して貰いたい処からそれを頼む意味でやつたもので後で増田が私に一万円受取つたと云うてました云々」と供述して居るのであります。

三、右の如く最初の金五千円は市井被告人から進んで私に呉れたもの後の金は当時増田被告人から市井被告人が相当八釜しく金を要求せられていたらしく此のことは市井被告人の市警や検察庁並公判廷に於ける供述調書中に明かにされていることで此のために之をなだめるために私が市井被告人から金二万円を預り内一万円を増田被告人に渡したものであります。

四、私が市井被告人のため最後まで選挙運動をせずに中途にやめたことを同被告人は恰も私が金を貰うために同被告人方に行き同被告人から金を受領すると同時に行かなくなつたように申して居りますが私は決してそのために中止したのではなく最初同人は自由党公認で立候補すると云いその後同党推薦といひ最後には結局無所属となり又同被告人の奥さんに対する態度並に新聞社に対する広告料の件での応待振りその他の態度が私共の代表となる国会議員として師事することに嫌気がさして来たからであることは公判廷で申上げた通りであります井上武夫も検察庁の供述調書の中で「八月中頃また南川が私宅にやつて来て市井は自分の思つていた程の人格者ではなかつたから応援する事をやめたと伝えて来ました云々」と

供述してゐるのであります。

五、京都地方裁判所の公判廷で西証人が「南川の奥さんから電話が掛つて来て主人が市井さんの選挙運動をしてゐるが御礼は貰つてゐない家も困つてゐるから出して貰うよう市井さんに云うてくれ」とのことであつた旨の証言があつたので私は早速家に帰り妻を詰問したところ妻は「家の食堂の方も放つて置かれて困る選挙運動はやめさせて欲しい事務所の方えは立寄らせないようにして貰いたいとは云つたが金をくれなどとは絶体云つたことはない自分の身体はどうなつても良いから裁判所え出て申し開きさせてくれ」と病気で毎日注射をしてゐる妻が申すので松浦弁護人に妻を証人に申請して貰うよう頼んだが同弁護人は直接事件に関係ない事柄だと云はれ申請して頂けなかつた様な次第であります。

私は十七才位から選挙のある度毎にこれぞと思う方の選挙運動をして参りましたが之まで選挙違反でおとがめを受けたことは今までに一度もないのであります。

六、然るに前述のような事情で二回に金一万五千円を受取りましたことが生れて始めておとがめを受けることとなり一時は五十一才の時始めて生れた女の子にも晴れ着を着せ一家死を覚悟した程であります。

受領しました一万五千円の追徴は致し方ありませんが罰金三万円也は現在の私に対して余りにも苛酷であります。

以　上

昭和二九年(あ)第三〇四五号

判決

本籍　長野県下伊那郡下条村大字陽皐五〇五四番地イ号
住居　同県飯田市本町二丁目一六番地
木工業　鎮西喜久雄　明治三一年一二月二八日生

本籍並びに住居　同県下伊那郡河野村五五三六番地
農業　堀本孝智　明治三六年六月一日生

本籍並びに住居　同県同郡川路村二七一四番地
農業　関島彦四郎　明治二一年一月八日生

本籍並びに住居　同県同郡下久堅村已三二〇番地
農業　池田文之助

昭和三〇年五月一三日判決　昭和二九年(あ)第三〇四五号

一

本籍並びに住居　同県同郡川路村三八八番地
農業　今村周蔵　明治二五年二月二四日生

本籍　同県同郡千代村大字千代二二三八番地
住居　同県飯田市大通り一九四番地　下伊那自動車株式会社内
会社員　小島こと　小嶋弁雄　明治三二年一月一〇日生

本籍並びに住居　同県下伊那郡龍丘村大字時又五一五番地
酒類販売業　伊原春男　明治三八年一月二八日生

本籍並びに住居　同県同郡三穂村大字下瀬一五六番地
農業　井上清　明治二四年七月一〇日生

本籍並びに住居　同県同郡上久堅村八五三番地
農業　久保田正人　明治三〇年五月二八日生

本籍並びに住居　同県同郡龍江村七一二二番地イ号
製陶業　木下真平　明治二五年一〇月二二日生

右の者等に対する公職選挙法違反各被告事件について、昭和二九年四月一六日東京高等裁判所の言渡した判決に対し、各被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件各上告を棄却する。

理由

被告人等の弁護人江橋活郎、同海野普吉、同江橋英五郎の上告趣意は末尾添付の別紙書面記載のとおりである。

同弁護人等の上告趣意第一点について

記録を調べても、所論の被告人鎮西喜久雄の供述が強制拷問または脅迫による自白であることは、これを認めるに足りない。されば所論違憲の主張はその前提を欠くものであつて、上告適法の理由とならない。

同第二点について

所論のように、被告人今村周蔵、同池田文之助が、被告人鎮西喜久雄、同堀本孝智と共謀して、被告人小島弁雄外二名に対し、候補者中島巖のための投票及び投票取纒等の選挙運動の費用報酬を供与したという事実は、原判決の認定しないところである。されば所論高等裁判所の判例違反を主張する論旨は、原判決の認定に副わない事実を前提とするものであり、大審院の判例違反を主張する論旨は、具体的に判例を示さないので、いずれも上告適法の理由とならない。

同第三点について

所論は単なる訴訟法違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない（二個の訴因として起訴された事実について、裁判所がこれを審理の上包括一罪として処断した場合は、訴因全部に亘り審判を経たものであつて、審判の請求を受けた事件について判決しない違法があるものということはできない）。

同第四点について

公職選挙法二五二条一項が所論の憲法の各条規に違反するものでないことは、当裁判所判例（昭和二九年(あ)四三九号、同三〇年二月九日大法廷判決、昭和二四年(れ)一九〇九号、同二五年四月二六日大法廷判決）の趣旨に徴し明らかであるから、所論違憲の主張は理由がない。なお所論量刑不当の主張は刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても、本件につき刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、上告趣意第四点の公職選挙法二五二条一項の合憲性につき裁判官池田克の少数意見がある外、裁判官全員一致の意見によるものである。

右論点に関する裁判官池田克の少数意見は、左のとおりである。

公職選挙法第二五二条の合憲性を判示した当裁判所大法廷の昭和三〇年二月九日の判決は、私が裁判官に就任する前、また被告人の弁護人となつていた事件（昭和二九年(あ)第四三九号）についてなされたものであつて、裁判官としては関与することができなかつたものである。もとより、それだからと云つて、少数意見を表示するの理由とならないことは云うまでもないところであるが、私の考えでは、少くとも選挙権に関する限り、選挙犯罪に因る処刑者について公職選挙法第二五二条の定めるところは、一般犯罪に因る処刑者に対して差別するものであつて、憲法第一四条第一項、第一五条第三項、第四四条但書の各条規に抵触するものと解され、看過することができないので、ここに、私の意見を要点的に表示することとする。

右の憲法各条規が強く保障している選挙権は、主権在国民の日本国憲法のもとにおいては、国民にとつて最も重大な参政権の一つであり、最も大切な基本権の一つであるから、それらの保障の例外の場合を認めて国民の或るものを差別するとしても、その差別は、合理的な最少限のものにとどめなければならない。国政上、何人にも首肯される理由のあるやむを得ない差別でなければならない。これを犯罪処刑者について云えば、公職選挙法第一一条第一項が定めている一般犯罪処刑者の差別待遇は理由のあるやむを得ないものであつて、国民一般との関係において同条項程度の差別を設けても、憲法違反をもつて目すべきではないであろう。しかし、犯罪処刑者をいわゆる欠格者とすることは、せいぜい、その程度の差別に限局されるべきであつて、その限度を超えた差別規定を定めることは、憲法に抵触するものと解される。公職選挙法第一一条第二項によれば、選挙犯罪処刑者に対する選挙権の停止については第二五二条の定めるところによるものとされ、同条第一項、第二項において厳しい特別の定めがなされているのである。かくのごときは、選挙犯罪処刑者なるの故をもつて限度を超えてこれらの者の参政権をうばい、憲法の保障する国民の基本権を犯すものであつて、理由のない差別といわなければならない。

私といえども、選挙の公正が厳粛に保持されなければならないとすることにおいては、多数意見と見解を同じくする。しかし、このことを重視するの余り、一般犯罪処刑者と選挙犯罪処刑者との間に差別を設け、後者のうち、禁錮以上の処刑者に対し更に長期にわたる選挙権の停止期間を定めるの外、刑の執行猶予者に対しても、また、罰金処刑者に対してまでも、それらのものの選挙権を停止する定めをすることは、選挙制度として行き過ぎである。多数意見によれば、一旦選挙の公正を阻害し選挙に関与せしめることが不適当と認められるものは、しばらく選挙権の行使から遠ざけて選挙の公正を確保すると共に、本人の反省を促すことが相当であるからそれらのものの選挙権停止の特別処遇を規定しても、これをもつて不当に国民の参政権をうばうものと云うべきでないとするのであるけれども、第一にそれは、選挙権が、旧憲法のもとにおけるのと現行憲法のもとにおけるのとでは、本質的に異なつているものであることを過少評価するものであり、第二にそれは、旧憲法の末期に加えられた旧衆議院議員選挙法第一三七条の規定が、現行憲法の施行後においても、なお、そのままに公職選挙法第二五二条として踏襲されていることに深き思いをいたすことなく、ただ、選挙の公正保持の必要性を過重評価し、越えてはならない限界を逸脱している同条項を強いて合理化しようとするものである。

おもうに、日本国民は主権者であつて、その本領は参政権によつて実現されるものであり、選挙権こそは、その中心をなすものと云わなければならない。それであるのに、選挙犯罪処刑者だからと云うので、処刑者たることにおいて同様の地位にある一般犯罪処刑者と差別した処遇をなすことは、主権者としての国民の能動的地位を不当に長期間うばい、または、うばうべきでない者から不当にうばうものであつて、民主主義憲法の大趣旨にそわないものと云わなければならない。私の憂うるところは、選挙制度上、選挙権が余りに軽く扱われているのではないかと云うことである。選挙権を尊重しないで、どうして選挙の公正保持の目的を達成することができよう。若しそれ、選挙の公正保持の要請を充足しようとするのであるならば、捜査の一層の合理化を図ることとあいまち、取締の周匝化に努めることによつて所期の効果をあげる面が相当に残されていることに思いをいたすべきであり、仮りに若し、選挙の公正を阻害し選挙に関与せしめることが不適当とみとめるものとしても、その者が一定の期間選挙運動をすることができないような立法措置をなすをもつて足りるのである。

かように見て来ると、選挙犯罪処刑者の選挙権の停止を定めた公職選挙法の特別規定は、憲法の条規に牴触するものであり、無効であると云わなければならない。原判決が本件に適用した同法第二五二条の規定は、選挙権に関する限り憲法に違反するものであり、原判決は破棄されなければならない。

昭和三〇年五月一三日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

裁判官　池田克

昭和二九年(あ)第三〇四五号

被告人　鎮西喜久雄　外九名

弁護人江橋活郎、同海野普吉、同江橋英五郎の上告趣意

右者等に対する公職選挙法違反被告事件に付弁護人の上告趣意を左に開陳する。

第一点　原判決は、第一審判決が断罪の資料に借した任意性なき供述調書に付、憲法第三八条第二項に反して証拠能力を認めた違法があるから破棄せらるべきである。

本件に於ては、第一審以来、本件公職選挙法違反被告事件の主要且不可欠の証拠とされている被告人鎮西喜久雄の警察官並に検察官に対する供述調書の任意性が争われて来たのである。

而して右鎮西喜久雄の供述調書は第一審に於ても被告人等の断罪の資料となり、又原判決においてもその証拠能力を認められたのである。

然乍ら、右調書は、憲法第三八条第二項の「強制、拷問、若しくは脅迫による自白」に該当するものであると信ずる。

而して、被告人鎮西喜久雄に対する自白の強制、拷問、脅迫とは次の如きものである。即ち、被告人の提出せる上申書によれば、

(一)　留置と同時に同人が拒んだにも拘らずその義歯を取外させ、食事の時にも返さなかつたこともあり、言語を発するに困難に陥れられたことが約六日間続いた

(二)　深夜まで取調を行い、鎮西の供述が取調官の思う壺にはまらぬ時は大声をあげて怒号し、取調べにあたつた大倉巡査部長の声が余りに大きかつたため、夜間（十月二十四日）署長が出勤して同部長に注意を与え塩沢次席と交替せし

めたことがあつた程で、やむを得ず取調官の云うがまゝになつた

(三) その後大倉部長、大槻検事より交替に調べをうけた

(四) 昭和二七年十一月一日附大槻検察官に対する供述調書は、十月二八日より連続して取調べられたが、十一月一日の午前十時頃から昼食、夕食時を除いて翌日の午前二時頃まで深夜にわたつて取調をうけた後に作成された

(五) 大槻検事は、その意に反する供述をすると、鎮西被告の義弟であり候補者である中島巌の主宰する関係会社を徹底的に洗い、中島を経済的に破綻させる程やるがそれでもよいのかと脅迫した

というのである。

ところで、原判決は、特に弁護人の申請を許容し、更に、この点について、当時鎮西被告の勾留されていた阿南地区署を検証し、証人として同署々長、同塩沢次席の取調を行い、又鎮西被告と同房していた宮島繁証人を訊問したのであつた。

この点について、原判決は、

(一) 大倉巡査部長が被告人鎮西を留置するに際し、同被告人の義歯を取り外させたことは事実であるが、原審証人大倉三郎及び当審証人村松幸三郎の各証言によれば右は所論のように同被告人の意に反して無理矢理に取り上げたものではなく、当時同被告人は甚だしく昂奮していたため万一の場合を予想し、本人の身体に起り得べき危害を予防すべくその承諾を得て預かつたに過ぎず、落ち着き次第返戻しており、食事時や取調の際は一応本人に交付し別段苦情はいはなかつたことを窺い得る。

(二) 同年十月二十四日大倉部長が取調中同署次席警部塩沢源と交代したことも事実であるが、鎮西被告人の供述内容が当時の捜査段階上極めて重要と認められたため慎重を期し、同部長の発意により上司たる塩沢警部補に供述調書の作

成を依頼したものであることを認め得べく、(中略)従つて同被告人がその後大槻検察官の取調に臨むに際し所論のように畏怖疲労し、自由な供述をすることができないような状態にあつたものとはいゝ得ない。

(三) 大槻検察官が昭和二七年十一月一日午前十時半頃から被告人鎮西の取調を開始し、昼食後約一時間の休憩をして、午後の取調を再開し、若干の補充的質問をした後供述調書の作成に取り掛り翌二日午前一時半頃にこれを終了したことはまさに所論のとおりであるが、之は、鎮西被告人の二男勲の病死を知つた大槻検察官が、せめて告別式には出所して訣別をさせようとの計いからできる限り同被告人の利益を図つた緊急異例の措置であつたこと、しかも取調が長時間に亘つたにかゝわらず、同被告人には疲労の様子が認められず、取調は順調に進捗したことが窺われる。

(四) 而して同被告人の供述調書を検討してみるに、その供述内容は極めて自然であつて首肯せしめるに足り、その間何等予盾のないことが認められるばかりでなく、威迫的態度を以て自己に不利益な供述を強要したとかいう事跡はいさかも認められない。

要するに任意性を疑うべき何ものもないというべきである。」

と判示している。

然乍ら、原判決が「任意性を疑うべき何ももない」と判示していることは、被告人に不利益な取調官の一方的な供述のみを採用し、経験則に反して事実を確定している違法があるのであり、少くとも、鎮西喜久雄の右供述調書は、「任意になされたものでない疑のある自白」とは云わざるを得ないのである。

即ち、

(一) 原判決は、大倉部長が同被告人の入歯を取り外した事実を認めながらも、これは同被告人の意に反して取上げたものでなく危害を予防すべく、その承諾を得て預かつたに過ぎないことを大倉証人、村松証人(警察署長)の証言によつて

認定しているのである。しかし、右大倉証人自身、強制的取調を行つた本人と云はれてゐる証人であり村松証人も亦その監督者として責任を負う者である。かかる者の言のみを信じて被告の主張を排斥しているのである。而もその弁解として危害予防の為に入歯を取外したというのである。苦しい弁解といはねばなるまい。

若し、大倉証人の証言として原判決に判示した「食事時や、取調の際は一応本人に交付し云々」が真実だとしたならば「被告人の身体に起り得べき危害予防」とは凡そ相反する結果となるであろう。何となれば「起り得べき危害」とは、自ら義歯を嚥下して自殺を計るの意であろうが食事時こそ、食物と共にこれを嚥下するの機会があることは当然である。自殺者と雖も可成苦痛を避けて、これを決行するのが本能である。また、取調に際し、昂奮の余り、突嗟の間に自殺を計る場合の多いことは、最近東京地検の取調室から飛び降り自殺を計つた被疑者の例を見るも明かである。多年被疑者の取調をして来た大倉証人が、かゝる見易い道理を心得ない筈がないと信ずるからである。

弁護人が「苦しい弁解だ」と主張するのは断じて非難せんがための非難ではないと考える。

(二) 又原判決は十月二四日大蔵部長が塩沢警部補と交代した事は事実であるが、之は同部長の取調態度が苛酷に過ぎたため署長から交代を命ぜられたのではなく、同被告人の供述内容が当時の被査段階上極めて重要と考え慎重を期し、上司たる塩沢次席と交代したとの同人等の弁解を採用しているのである。然ながら、塩沢次席の作成した同日附の供述調書の内容並びに同日迄に大倉部長が作成した供述調書の内容を対比し精査すれば、塩沢次席の作成した供述調書はその内容において、当時の捜査段階上極めて重要な内容を含むものとは考えられず、僅か二、三枚で終つているのであつて、特にそのために大倉部長が上司の取調を要請する必要のある程のものではないと考えられる。尚、深夜署長自ら署に現われたことと、この交替の事実とを関連して考えるならば、この調書作成者の変更は、被告鎮西の主張する如き事情のもとになされたものとしか解せられないのである。

この辺の事情からも、大倉証人、塩沢証人の証言の措信すべからざること、従つて大倉証人の取調態度も亦同人等が証言する程のものではなく、深夜に到るまで怒号し取調を続行したことが窺い知り得られるのである。而して宮島繁証人の証言も亦右の事実に符合するのであつて、原判決はこの点経験則を無視し採証の方則に反した処置をしたものと云はねばならない。

(三) 次に原判決は又大槻検察官が十三時間以上も引続き同被告人を訊問し調書を作成した事実を認めながら、之も特別な事情の下に同被告人を早く釈放せんがために緊急異例の措置であつたし、且つ取調も順調に進捗したことが窺えるから、供述調書の任意性につきこれを疑うべき何ものもないと判示しているのである。

然乍ら、凡そ人間の肉体的能力には限度があり、正常時において、正常な脳神経の働きを持つた者でも十三時間も取調を受けた後に調書を続み聞かされたからと云つてその趣旨を理解する能力はないと云はねばならない。況や本件の如き授受された金銭の趣旨の微妙な点に嫌疑を受けた事件においては尚更である。而も前記(一)(二)で述べた通り警察官の不当な取調が続いた後のことである。

大槻検事は証人として

問　証人が先程述べた様に

いはなければ他の人により以上に迷惑がかゝる様な事になるかも知れない

と云つた際更に

中島千係の会社を虱潰しにする

といはなかつたか

答　それはそおいう表現を用いたかどうか知りませんが最初自分は鎮西勇を調べていたが本人が中島の社長をして

いる遠山自動車の方から相当の金が出ている事が認められたのでその一連の事件には中島の関係会社から相当額の金が出ていることに一応疑が持てた為その時場合によつては会社の捜索もしなければならぬということはいいました

とある記載に窺われるように鎮西に対して威迫強要を以て臨んでいたことも認められるのである。

かゝる状況の下に於て、縦令被告のために緊急異例の事態が生じたが故にやむを得ずとられた措置であつたとしても、そのことの故に午前十時頃より翌日午前一時半、二時頃迄連続取調べの結果作成された調書について、任意性のあるものと認めることは吾々の経験則に照してできないところである。

要するに原判決は優に明に自白の任意性を疑はしむるに足る十分な事由の存在するにも拘らず、尚吾人の経験則に反して自白調書の任意性を認めた違法があり、この違法は即ち憲法第三八条第二項により保障せられた基本的人権を侵す結果となるのであるから、破棄せらるべきである。

第二点　原判決は、従来の大審院の判例、高等裁判所の判例と相反した判断をした違法がある。

原判決は、

被告人鎮西喜久雄及び堀本孝智の被告人今村及び池田に対する被告人小嶋外二名に供与すべき金員の授受を、被告人鎮西喜久雄及び同堀本孝智の各金員交付罪を以て問擬しているが、之は投票買収の共謀者間の買収資金の授受行為にすぎず、未だ以て公職選挙法第二二一条第一項第五号の罪を構成するものではない。即ち、被告人鎮西、同堀本が意図した小島弁雄外二名に供与せんとした犯意は、前記池田、今村に対し金員を交付したのみでは未だ実現せられず、犯意実現のためにする準備的行為にすぎず、それのみでは犯罪を構成しないのである

との弁護人の控訴趣意に対し、

「しかし被告人鎮西及び堀本、とくに堀本が被告人今村及び池田に対し、被告人小嶋外二名に供与すべき金員を交付するに当り、被告人今村及び池田の各意見を徴し且つその供与方を同人等に依頼したことはこれを認めることはできるが、それだけで直ちに、被告人鎮西等が被告人今村等と共同して被告人小嶋外二名に対する各金員供与の犯罪を実行しようとしたものと即断するのは相当でなく、（中略）、

更に進んで被告人今村等と共同して右供与罪を実行しようとする意図までもつていたこと、すなわち被告人鎮西及び堀本と、被告人今村及び池田との間に所論のごとき共謀関係のあつたことを確認するに足りる証左は見当らない。（中略）されば被告人鎮西等と被告人今村等との間における被告人小嶋外二名に供与すべき金員の授受は、これを所論のごとく投票買収を共謀した者相互間の買収資金の授受行為にすぎないものとみることは既にその前提を欠き失当といわなければならない。」

と判示している。

即ち、原判決は、「被告人鎮西及堀本、とくに堀本が被告人今村及び池田に対し被告人小嶋外二名に供与すべき金員を交付するに当り、被告人今村及び池田の各意見を徴し且つその供与方を同人に依頼したことはこれを認めることができる」と判示し乍ら、未だもつて被告人鎮西、堀本、池田、今村が被告人小嶋等に対する各金員供与を共謀したとは認められないと強弁するのである。

然乍ら、被告人鎮西、堀本の被告人小嶋等に金員を供与しようとする意思は、被告人今村、池田に情を打明け、依頼した事実を認める以上、当然被告人今村、池田に於て之を認識していたものとみるべきであり、且つ、この被告人鎮西等の意思を体して、之を実現している被告人今村、池田と前記被告人鎮西、堀本との間に小嶋等に対する金員供与について共謀関係ありと認めないことは、従来の共犯に関する判例理論と全く相反したものというべきである。原判決が認定した事

実よりすれば少くとも共同加功（共同正犯又は従犯）の成立を認めなければならないと考える。

而して、右の被告人鎮西、堀本と被告人今村、池田間の本件金銭交付の行為を共犯者間の買収資金の授受と解する以上、未だ独立の犯罪として交付罪の成立を認定することはできないものというべきである。

原判決はこの点に於て本件と全く同一の事実関係に立つ東京高等裁判所昭和二十六年十月三十日の判例と相反した判断をしているのであるから破棄せらるべきものと信ずる。

第三点　原判決は、重大な法令解釈の誤りがあり、之を破棄しなければ著しく正義に反した違法がある。

原判決は、

「被告人今村周蔵及び同池田文之助に対する各昭和二七年十一月十一日附追起訴状の公訴事実第一起載の被告人今村が被告人堀本孝智より二万円の交付を受けた点、並びに被告人池田が一万円の交付を受けた点について、第一審判決が、夫々同被告人等の小島弁雄外二名に対する供与罪に吸収せられるものとして特に判示しなかつたのは、起訴状において明かに各別個独立の犯罪事実として起訴せられている以上、右受交付の公訴事実に付判決主文において判示しないことは審判の請求を受けた事件について判決をしない違法があるものである。」

との弁護人の控訴趣意に対し、（被告人鎮西喜久雄外三名に対する控訴趣意第四点）

「しかし本件のごとく投票並びに投票取纏等の選挙運動の費用、報酬として不可分一体の関係において他の選挙運動者に供与すべきものとして金員の寄託交付を受けた者が、寄託の趣旨に従つて更にこれをその選挙運動者に供与した場合においては、前の金員受交付行為は後の該金員供与行為とは別個独立の行為ではなく、該供与行為えの一段梯若くは一過程に過ぎないのであるから、当該供与行為に吸収されて、供与罪のみが成立し別に受交付罪を構成しないものと解すべきであるから、たとえ所論のように受交付及び供与の事実があるものとして起訴されている場合においても、裁判所は

供与の事実のみを判決に判示し、これについて処断すれば足り、別に受交付の点につき判決主文において判断を示すべきものではないのである。

さすれば原審が、右被告人両名の所為に対し単に供与罪に関する罰条を適用しただけで受交付の点につき特別の擬律をせず、判決主文において何等の判断をも判示しなかつたのは、まことに相当な措置であり、原判決には審判の請求を受けた事件について判決をせず又は理由不備の違法があるとはいえない。論旨は理由がない。」

と判示して弁護人の控訴趣意を排斥している。然乍ら、原判決の右判示は、刑事訴訟に於る訴因の観念を全く認めない議論といわねばならない。

抑々刑事訴訟法第二五六条に於て、起訴状に記載さるべき「公訴事実は、訴因を明示してこれを記載しなければならない。訴因を明示するには、できる限り、日時、場所、及び罪となるべき事実を特定してこれをしなければならない。」と規定するのは刑事訴訟に於て当事者主義を徹底せしめるため、審判の対象を訴因に限定し、攻撃防禦を訴因に集中せしめるために設けられたが故であると考えられる。従つて、裁判所は訴因を以て明示されている事実につき審判をなせば足り且つなすことを義務づけられるというべきである。

ところで、本件に於ては、被告人池田文之助、同今村周蔵に対する起訴状に於て、受交付の訴因と供与の訴因とは各別個独立の訴因として記載され、且罰条も各別に夫々受交付罪、供与罪の罰条が摘示されているのである。してみれば、検察官は、裁判所に対し、右受交付の訴因、供与の訴因、二個の訴因について審判を請求したものと云わねばならない。

従つて偶々右「金員受交付行為は、当該供与行為に吸収せられ供与罪のみが成立し、別に受交付罪を構成しないものと解すべきである」としても、訴因として独立して審判の対象とせられている以上（本件受交付行為の訴因が、予備的又は択一的訴因でなく独立した訴因であることは記録上明かである）、本件受交付行為の訴因について判決しないことは、審

判の請求を受けた事件について判決をしなかつた違法あるものといはねばならない。

而して刑事訴訟法第三七八条違反の控訴理由は所謂絶対的控訴理由であるから、原判決の右の違法は之を破棄しなければ著しく正義に反したものと云うべく、原判決はこの点に於て破棄を免れない。

第四点　原判決は、憲法に違反し、被告人等の選挙権及び被選挙権を奪つた違法がある。

原判決は、被告人鎮西を除くその余の被告人等に対する第一審有罪判決（いずれも懲役刑にして執行猶予の言渡をしているのみである）を支持し、右被告人等の控訴を棄却し、又被告人鎮西に対しては、原判決を破棄し、被告人を懲役一年に処し、五年間執行猶予の言渡をなしたのみで、いずれも被告人等に対し、選挙権及び被選挙権を停止しない旨の言渡をしなかつたものである。

しかしながら、右原判決は、次に述べる理由により、憲法前文第一項、憲法第十四条第一項、同法第一五条第一項及び同法第四四条但書に違反するから、破棄を免れないと信ずる。

一、公職選挙法第二五二条第一項は「同法第一六章に掲げる罪（同法第二四〇条、同第二四二条、同第二四四条、同第二四五条を除く）を犯した者で禁こ以上の刑に処せられたものは、その裁判が確定した日から刑の執行を終るまでの間又は刑の時効に因る場合を除くの外刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間、同法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない」旨規定している。

従つて右規定による選挙権及被選挙権停止は刑の言渡に基く効果であり、且又同法第三項の規定に従い選挙権及び被選挙権の停止をしない旨の宣告をするか否かは裁判所が情況により裁量し得る処分に属するものであるから、右宣告の有無は刑の量定中に包含されるものというべきである。（昭和三年三月五日同二年(れ)第一七六五号大審院判決御参照）

二、しかしながら、憲法前文第一項の示す通り国民主権を宣言する憲法の許に於て、選挙権、被選挙権の停止は、本来

軽々に許容さるべき限りではないのであつて、間接民主々義の下に於ける選挙権、被選挙権（憲法第四四条、第九三条）は、主権の存する国民の権利として本質的なものであり、之を失はしめることは国民主権から追放するに外ならない。選挙権、被選挙権の喪失は、憲法前文第一項及び憲法第一条の「日本国民」の地位の喪失を意味するものであつて、それは主権者としての能動的地位を失わしめることに帰するのである。

三、選挙犯罪による処刑者が、憲法第一四条、同法第四四条の所謂社会的身分に該ることはいうまでもない。しかして憲法第一四条、同第四四条の規定が何等かの差別を許容する場合は、基本的平等の原則の範囲内に於て、道徳、正義、合目的性の顧慮に従い、条理に基く最小限に止めなければならないのである。

公職選挙法第一一条列挙の各場合は、何れもその社会的能力の発揮し難い情況にあるものであるが、選挙犯罪による処刑者に対して、刑の執行を終つたのちなお五年間その選挙権、被選挙権の停止を規定するに至つては、之を以て条理ある差別と認むべき何等の根拠をも見出し得ない。

元来、刑法各本条に規定する犯罪といえども、選挙に関して発生することが多く、且又その反社会的性格に於ては、刑法事犯と選挙事犯と何れに優劣をもつけがたいものであることを考えれば、公職選挙法第一一条が選挙事犯以外の処刑者に対しては、執行中乃至執行をうけることがなくなるまでの間に限つて選挙権、被選挙権を停止したに止まるのに比して、両者の差別の根拠を見出すのに苦しむのであつて、畢竟公職選挙法第二五二条第一項の規定は、威嚇的・懲罰的趣旨のものと解す外ないのである。

しかしながら、憲法第一五条に規定する如く、選挙権、被選挙権が国民の固有の権利として規定されてあるのに鑑みれば、かゝる基本的人権はかゝる懲罰的目的のもとに軽々に剝奪さるべきものでないことは明かである。

四、選挙権、被選挙権の欠格原因が如何に立法上扱われて来たかについて論ずるならば、大正一四年法律第四七号の衆議

院議員選挙法第六条、同法第一三七条は頗る広範囲に之を規定し、就中、処刑者に対しては場合により終身選挙権、被選挙権を剝奪しているのであるが、右は旧憲法時代の規定であつて、旧憲法の如く主権が天皇に存し、臣民の選挙権、被選挙権は単に之を翼賛するためのものであつて言わば恩恵として与えられたものであるに止つた時代に於てのみ許容され得る立法に外ならない。

日本国憲法の制定にともない、昭和二二年法律第四三号により衆議院議員選挙法が改正されるに至り、一般欠格事由に関しては、準禁治産者及び刑の執行猶予中の者を含む点以外は殆ど現行公職選挙法第一一条と同旨の範囲にまで縮少されるに至つたが、前記第一三七条は何等の改正も行われなかつたものである。その后更に昭和二五年法律第百号により現行公職選挙法が制定されるに至つたのであるが、選挙犯罪による処刑者に関しては旧法第一三七条同旨の規定が存続しているのであつて、立法改正の沿革に鑑みれば、右の如き規定が今なお看過されていることは頗る奇異の念を懐かざるを得ないところである。

五、更にこの点に関し、ポツダム宣言受諾にともなう所謂追放令当時のこれに関する規定を回顧するならば、昭和二二年勅令第一号公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令第六条は「覚書該当者は、公選による公職については、その候補者となることができない」と規定し、所謂覚書該当者の政治活動を禁止している。当時占領下において、連合国司法官がその占領目的に基き特定の人物にその政治活動を禁止するについては、連合国司令官は勿論、日本国憲法の制約の外に立ち、強大なる権力を以て之を行つたものであることは論をまたないところである。

しかるに注目すべきことは、右の如き場合に於てすら、覚書該当者の選挙権は之を何等停止せしめていないことであつて、同勅令第一五条は単にその選挙運動を禁止しているに止まるものである。このことは選挙権が民主々義国家に於ける国民の基本的人権として、軽々に制限さるべきものでないことを示すものと言うべきである。

六、以上詳述の如く公職選挙法第二五二条第一項は明かに憲法前文第一項、同法第一四条第一項、同第一五条第一項、同第四四条但書に違反するものであるから、本件第一審は公職選挙法第二五二条第三項に従い右第一項適用を除外するべきであつたにもかかわらず之をしなかつたのは憲法に反する不当な量刑というべきであり原判決は到底破棄を免れないと信ずる。

以　上

昭和二九年(あ)第三五七二号

判決

本籍　東京都世田谷区大蔵町五八四番地
住居　同都同区玉川瀬田町三六三番地
無職
菅谷政志
大正一一年三月一五日生

本籍　大分県東国東郡西武蔵村大字両双二一七一番地の一
住居　東京都渋谷区向山町四九番地
工員
来末喜
昭和五年七月五日生

右公職選挙法違反各被告事件について昭和二九年九月一日東京高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件各上告を棄却する。

理由

被告人両名弁護人風早八十二、同谷村直雄の上告趣意第一点について。

昭和三〇年五月一三日判決　昭和二九年(あ)第三五七二号

公職選挙法一四六条の規定が憲法二一条に違反するものでないことは当裁判所の判例とするところである（昭和二八年(あ)第四〇三〇号、昭和三〇年三月三〇日大法廷判決参照）。それ故、所論は理由がない。

同第二点について。

原判決は、本件起訴が選挙運動を弾圧する意図の下になされた政治的起訴であるとの証拠はなく、私服警察官が演説会又は聴衆に威圧を加え、その他これを妨げた形跡は少しも認められず、捜査に従事する者が聞込捜査にあたり、強制その他違法の廉があつたことは認められない、と判示しているが、右の判断は本件記録に照し正当であつて、本件公訴が違法であると認むべき根拠がないから、所論は原判示に副わない主張というべく、憲法違反の主張はその前提を欠き、上告適法の理由とならない。

同第三点について。

記録を精査するも、第一審判決に採証法則を誤つた違法がないこと、原判決の判示するとおりであつて、この点に関する原判決の示した判断も正当である。従つて所論違憲の主張はその前提を欠き上告適法の理由とならない。また記録を調べても、本件につき刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三〇年五月一三日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

裁判官　池田克

昭和二九年(あ)第三五七二号

被告人　菅谷政志
同　来末喜

弁護人風早八十二、同谷村直雄の上告趣意

右両名に対する公職選挙法違反被告事件について上告の趣意を左の通り提出する。

第一点　原判決は本件事案を公職選挙法第百四十六条第一項違反として問擬した。原判決（並に第一審判決）認定の如き被告行為の存否がすでに問題であるが（此の点に於て原判決には刑事訴訟法第四一一条第三号所定の事由がある）、この点はしばらく措いて、公職選挙法第百四十六条第一項の規定そのものに問題がある。日本国憲法第二一条は集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由を保障している。而して言論、出版即ち著作印刷刊行との両者のほか、およそ現在の文化国民の到達し得たる一切の可能なる方法による表現の自由と、を含むのであるが、これに関する自由の保障も無条件であつて、法律を以てしても、この自由の濫用に対して刑罰を科し又は民事的賠償責任を負わしむる以外に、行政的制限（例えば発売頒布の禁止、発言の中止など）を加えることは許されないのである。一方に於て、選挙運動は候補者は勿論、その所属政党について、政策、或は経歴政見等を有権者大衆に徹底せしめ候補者の人物をも可及的に周知せしめて選挙民の選挙権行使について適確公正なる判断の資料を提供することを重要なる目的とする。従て、本来右の目的に適切なる一切の方法が取らるべきであり例えば演説会の場合、それが主として言論に依て為されることは明かであるが、他の方法も亦絶対に禁止せらるべきではない。従て候補者の氏名、写真、所属政党の表示は勿論政策の中心スローガンをポスター等の形式により掲示し、演説会場の内外に於て、多数の人に知らしむる如き方法も可能であり、此等の方法を制限することは選挙の目的にも副はないところである。このことは選挙演説会

の内外を問わず、右の如き目的を以てする文書の配布も同然でなければならない。本件に於ける如く単に候補者の氏名や経歴等が記載されてある新聞が偶々、聴衆に依て任意に持去られたとしても、これを違法とすることは、選挙本来の目的にも反することである。況んやかゝる禁止は、一切の表現の自由を保障する日本国憲法第二一条に反するものである。なるほど憲法第四七条には両議院の議員に関する事項は法律でこれを定める旨規定しているが、法律即ち公職選挙法の規定と雖、日本国憲法第二一条に違反することはできない。公職選挙法第一条にも明かに同法が日本国憲法の精神に則り衆議院議員等を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする旨が規定されている。以上の如くであるから、日本国憲法第二一条に違反し、みだりに表現の自由に制限を加える公職選挙法第一四六条第一項は違憲の規定たるを免れないものである。

第二点　原判決は本件衆議院議員候補者風早八十二演説会に際し演説会場の内外に数名の「私服警察員が聴衆に交つていたことは認められる」が同人等が右演説会又は聴衆に威圧を加えその他これを妨げた形跡は認められない。又「捜査に従事する者が公職選挙法違反被疑事件の捜査について聴衆の帰途又は後日聴衆の居宅に臨んで聞き込みをすること」は捜査の方法として許された行為というべきである旨判示した。原判決が右等事実についてなした認定は、ただにその措辞表現甚だ不充分なるのみならず、従て事実誤認の問題があるが（此の点に於ても原判決には刑事訴訟法第四一一条第三号所定の事由がある）かりに原判決認定の事実により認識し得る現象について考えて見ても、演説会場の内外に数名の―複数、多数の―警察員を配置すること自体が公正なるべき選挙運動の自由を阻害し著しく聴衆に威圧を加えるものに外ならない。又警察員が、聴衆の帰路を擁して尋問し、或は執拗にその居宅に臨んで、捜査する如きは最も悪質なる言論抑圧、選挙干渉であり、選挙民の政策研究の妨害である。此の如きは在野党、政府反対党の演説会その他選挙運動に対し政府の恣意に於

て弾圧を加えるものであり不当違法である。かゝる捜査は明かに日本国憲法第一四条第二一条等に違反するものであり従て起訴自体が政治的意図に基くものとし原審に於て公訴棄却を求めたのであるが、かゝる公訴を維持し有罪判決をなしたことはひとしく、日本国憲法の右法条に違反するものである。この点に於ても原判決は破毀せらるべきである。

第三点　原判決は第一審判決挙示の証拠中

「証人の証言で部分的にはあいまいな証言もある」旨を肯認しながら、「これがためにその証言の他の部分特に基本的事実関係に関する証言の信憑力を否定しない」旨判示した。けれども右に所謂、部分的、他の部分、基本的事実関係に関する部分等の相互の関連について説明しないのみならず、一体を成す証言中あいまいな証言部分のあることは、当該証人の性格から見て、全体として信憑力を認められないことはすでに原審に於て主張したとおりであり、原判決のような結論は到底生じては来ないのである。このことは、単に証拠の取捨判断の問題として論じ去つてしまうことはできないところの採証法則の違反である。採証法則の違反は固より刑事訴訟法に違反するものである。果して然らば、原判決は裁判官は正しく解釈せられたる「法律のみに拘束せられる」ことを明かにする日本国憲法第七六条第三項の規定に違反してなされたるものと謂はなければならない。

以　上

昭和二九年(あ)第三九〇三号

判　決

本籍並びに住居　福島県安積郡片平村字重郎作三三番地

農　業　斎藤こと　齊　藤　清　光　大正六年四月七日生

右尊属殺人、放火被告事件について昭和二九年一一月一六日仙台高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人川崎友夫の上告趣意第一点について。

所論は第一審における証拠調手続の判例違反を主張するのであるが、この主張は原審において主張し得べきものであるにかかわらず、控訴趣意において主張せず従つて原審の判断を経ていないものであるから、適法な上告理由とならない。のみならず記録を調べると所論第一審の証拠調手続は所論引用の判例の趣旨に合致することが認められるから、論旨は採るを得ない。

昭和三〇年五月一三日判決　昭和二九年(あ)第三九〇三号

同第二点について。

所論指摘の原判決適条中、刑法四六条一項とあるのは、同条二項の誤記であること明白である。けだし原審は無期懲役刑を選択する旨明示しておるのであるから、死刑をもつて処断する場合の同条一項を適用する筈がないからである。従つて所論判例違反の主張はその前提を欠き採用できない。

同第三点について。

所論は結局事実誤認の主張に尽きるのであつて、刑訴四〇五条所定の適法な上告理由に当らない。なお記録を調べても、本件につき刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三〇年五月一三日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

裁判官　池田克

弁護人川崎友夫の上告趣意

右の者に対する尊属殺人、放火被告事件につき左の通り上告趣意を弁明する。

第一点　原判決は最高裁判所の判例と相反する判断をした違法があるから破棄を免れない。

即ち昭和二十五年(あ)第八六五号に付き昭和二六年六月一日御庁第二小法廷言渡最高裁判所裁判例（最集五巻七号一二三三頁参照）によれば「他の証拠と同時に自白調書の取調請求をしても自白調書よりも前に他の証拠が取調べられた以上右の取調請求は違法でない」とされる処本件にあつては原判決はその判決に於いて援用する控訴趣意書第二点に於いて自白調書に関し訴訟手続の法令違反が主張せられているにも拘らず「記録を精査し」と云い乍らこの点の調査を脱漏し第一審判決の前記判例違反を看過している違法があるのである。記録三四六丁第一審第六回公判調書によれば検察官は被告人の司法警察員に対する供述調書五通及び被告人の検察官に対する供述調書三通（何れも自白調書である）を提出しており記録四四三丁第七回公判調書によれば右自白調書は「検察官、九、一〇」の欄下に夫々順序「4、5、」として「決定、取調済」の記載が明記せられている。然るに右第六回公判では清野セッ生命保険契約原簿の取寄決定、証人渡辺太左衛門の証人決定、第七回公判では証人須藤英子他三名の証人を次回に尋問する旨の決定が夫々なされており、而も右各証拠は事実に関する重要な証拠である。換言すれば被告人の自白調書の請求が他の証拠と同時になされ且自白調書の取調が事実に関する他の証拠調のなされる前に終了しているのである。第七回公判以後第二十回公判に至る間にも事実に関する証拠調が延々行われているのであつて、かくの如き早期の自白調書取調は裁判所をして偏見予断を抱かしめること疑を容れぬ処である。

被告人　齊藤清光

且又記録によれば第一回公判以後自白調書取調の行われた第七回公判迄の証拠調によつては自白を補強するに足る証拠が取調べられたものとは到底いえないし第一審裁判所も亦一旦結審しておき乍ら職権を以て証人尋問を余儀なくせられ且弁護人、検察官共に爾後証拠調の申請をしているのである。之は第一審裁判所が明らかに偏見予断防止のための刑訴法第三〇一条に違反し原審は前記判例に反する判断をしているものに外ならない。

第二点　原判決には最高裁判所の判例が無い場合に大審院の判例と相反する判断をした違法があるから破棄せられるべきである。

大審院判例（大正十三年(れ)第一〇五〇号同年八月二十一日判決・刑集二巻六八六頁）によれば刑法第四六条第一項に所謂「死刑ニ処スベキトキ」とは「死刑ヲ以テ処断スル」ときを指称するのであつて法定刑として死刑が規定せられている場合を以ては定らず処断刑が死刑なるときとされるのである。

然るに原判決はその法令の適用に於いて「以上は同法第四十五条前段の併合罪であるが尊属殺人の罪につき所定刑中無期懲役を選択するので同法第四十六条第二項により他の刑を科さないところ」と判示しているのである。而も右第一項という文字についてはタイプで第二項とあるのをわざ〳〵一字抹消して第一項に訂正し裁判長の捺印がなされている。処断刑として無期懲役を選択することを明示した以上は同法第二項によるべきであるのにわざ〳〵右訂正をした原判決の判断は刑法第二〇〇条が「死刑又ハ無期懲役ニ処ス」と規定している法定刑が死刑なるが故に第四十六条第一項の「死刑ニ処ス可キトキ」の死刑は右法定刑を指称するものとなしたに外ならないものである。明らかに前記大審院判例に違反する判断に基く法令の適用をしたのである。

第三点　原判決には判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があり原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものである。

原判決は「控訴趣意第一点及び第二点について」と題し「しかし原判示事実は原判決挙示の証拠によりこれを証明するに十分であつて」「所論原判決援用の被告人の司法警察員、検察官に対する各供述調書の供述が所論のように任意性も信憑力もないものであるとは認められず」「所論本件犯行の行われた時刻に被告人が自宅に居たとの事実及び原判示本件動機とするところが事実無根乃至曖昧であるとの事実は窺えず原判決のこの点に関する事実認定に過誤あることを疑うべき事由は存しない」と判示して第一審判決の尊属殺人並びに放火の既遂に関する事実認定を是認している。

併し乍ら記録を調査すると本件捜査官は被告人の犯行であるとの予断を以て捜査に当つているのである。証人庭山平一の第二回公判証言によれば「事件後五、六日経つて村では清光（被告人）らしいと云う風評がありました」と述べており昭和二十八年三月十九日第六回公判証人安齊亥之松の証言によれば「当時情況から被告人の犯行に間違ないとの気持を持つていた」というのである。併しその理由は明確を欠き風評に従つてそのように判断したものと思われる。又第一点所述の通り第一審裁判所は早期に自白調書の取調をなし被告事件について予断を有していたものなるが故に公判廷証言を措信出来ないとして排斥しているのである。被告人は尋常六年卒業とはいえ学力は二年生程度と窺える処警察に於いては不当にも「自分にすがるような気持になつてくれ」と安心させる言辞を弄しておりその手段たるや無学の者を欺く底のものであつた。原判決は被告人の「警察官に強制されてやむなくやつたものである旨の弁解は到底措信できないところである。右自白するまでの取調中所論安齊警部補が『やつたと云わなければ一年でも二年でも監獄にぶつ込むぞ』『やつたと云えば早くかえす』『齊藤家をたてたいならばやつたと白状しろ』等と云つたと主張する被告人の原審における弁解を認むべき証拠は何等存しない」と判示しているが右被告人の弁解の言辞そのものからかかる言が用いられなければ被告人がこのような言葉を案出できるものとは思われない上任意性証人として当の捜査官の言のみを証拠とするのは刑事々件審理の実情に照し実に危険といわねばならぬ。蓋し現に捜査官が強制、暴行さえしている場合でも任意性証人となつてその事実を

認める場合は無いといつて過言でなく、任意性証人として捜査官を取調べるが如きは全く一片の形式に過ぎないというべきだからである。

のみならず被告人の自白の真実性についても記録によれば事件発生の翌日たる昭和二十七年五月六日検察官作成の検証調書あり国警鑑識課員撮影の片平村殺人放火事件現場写真記録あり被告人が五月十四日取調を受ける時には詳細且具体的な供述に添う事実は既に捜査官のキャッチしている処であるから被告人の「供述は実際に経験した者でなければよく述べることのできないほど具体的かつ詳細なものであること原判決の逐一摘録しているとおりである」とする原判決は当らない。既に捜査官に判明している諸事実及び被告人のセッ方事情の知識にその心理状態の一般的想像を加味しさえすれば被告人が真犯人でなくともよく、右自白調書程度の供述は可能であつて右供述が詳細なるの故を以て直ちに真実性ありとなすことは出来ないのである。又被害者セッ方は東側に入口があるのみで窓も電燈もなく当夜は僅かに月が雲間から洩れる程度であり入口を被告人がもとの通り閉めてから行動しており被告人自身「真暗な中で」と述べているにも拘らず司法警察員の昭和二十七年五月十四日付第一回供述調書によればセッが「毛布を冠つている」点、「頭を西方に寝ている」点、「囲炉裏が頭の西北側にあつた」点、「石油入一升ビンに五合位入つていた」との点等実に詳細な記載がある点は詳細の故に却つて信憑力を奪うものである。真暗な中で一々見える筈がないからである。処が右は前記写真や検証調書には符合しているのである。又前夜雨が降つているのに地下足袋の足跡が二ヶあるのみであつて被告人のゴム靴の足跡は警察官が被告供述の道を調べているのに存在していないのである。五月十一日頃被告人がしらべて見たが足跡は残つていなかつたとの供述は予断を有していても物的証拠不存在の点を被告人の供述をとることによつてカヴアーしたものと見られなくはないのである。石油ビンは蓋がなかつたのを左足で倒したのであるからこぼれたものと見るべきでありその臭で石油であることを知つた旨の供述が存するのである。又セッの寝室は藁じきであり藁に石油のしみでいることの鑑定すら存在して

いるから一般にもえ易くなつていた筈である。被告人の供述によれば特に石油をふりかけなかつたセッの左脚の炭化状態が検証結果によれば甚だしいとされているにも拘らず原判決は「死体の上の衣類や死体の上に棟や屋根が燃落ちて燃えきる時までの燃焼状態によるもので単に石油をふり撒いたことのみによつてきまるものとは解されない」と判示している。処が証人安藤甚治の第二回公判証言によるも「一番強くもえていたのは東の屋根と真中の屋根でした」「セッ婆さんの死体は元の家の中央よりちよつと東側に寄つたところに西枕になつているのを見ました」と述べており写真によれば藁屋根は完全にもえ落ちており頭部と脚部とでその状態を異にしたとは認められず衣類の点では右足の方にかかつていた毛布の為右脚は炭化著しく少いことで判明するが他の部分にはその様な差異は認められない。従つて被告人の供述内容と鑑定結果との不一致は原判決の判示にも拘らず尚且科学的法則に反するものと云わねばならないのである。これ実に予断を抱き事前の検証写真に被告人の自白を符合せしめんとした捜査の馬脚を現わすものと見るべき点である。燃える材料（藁が床上にも四壁にも存する上石油までふりかけてあり点火された藁は石油のかけられたセッの頭部のすぐ傍にあつた上壁にも燃え移るよう一尺ばかり藁がぬき出されていた）のみ揃つているセッ方の燃焼し易い条件にも拘らず石油に引火した時期が明瞭でないからというのみで逆に室内での引火の時期が遅れるべき積極的理由を示さずして帰宅時の速度、実際所要時間も明示せず帰宅した被告人がセッ方の火を見なかつたのを「必ずしも直ちに科学的経験則に反するとはいえない」と排斥している原判決は説得力なき理由不備な判示といわねばならない。被告人が半鐘を聞いた点の供述もない。前述各事実の詳細と比し捜査官の犯行現場の精密な捜査と著しく権衡を失したものである。清井に起された時の被告人の驚き方、平常と特に被告人の態度に変つた点を母、妻、弟共認めていない点、被告人以上の保険金額の保険契約をセッを被保険者としてセッと親戚でもない近隣の者が多数締結している事実がありその方面の審理捜査は十分になされていない点、本件動機につき花見で恥かしめられたことを被告人がさして気にもとめず庭山方にも寄つており動機として薄弱である点、原判決

の詳細な判示にも拘らず之に心服することができず被告人と罪体との結合につき多くの疑問が残るのである。之実に捜査官、一審裁判所の予断偏見に基因するものであり原審が記録全般に対する精密な検討を欠いた結果と見る外はないのである。被告人の幼稚な、併し切々たる書翰を添附して無実の罪に泣く被告の心情を汲まれたく、心服するに足る御判決を求めて已まない次第である。

以　上

昭和二九年(あ)第三九二九号

判　決

本　籍　京都市中京区新京極三条下る桜之町四〇六番地
住　居　同市同区西の京中合町二八番地
工　員　非上正信　大正一三年五月六日生

本　籍　京都市右京区嵯峨鳥居本小坂町一三番地
住　居　同市左京区吉田河原町一番地
会社員　薄出晴生　明治四二年五月一〇日生

右公職選挙法違反各被告事件について昭和二九年一一月九日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件各上告を棄却する。

理　由

被告人両名弁護人坪野米男の上告趣意は、憲法違反を主張するけれども、公職選挙法一四二条、一四六条が憲法二一条に

違反するものでないことは当裁判所の判例とするところである（昭和二八年(あ)第三一四七号、同三〇年四月六日言渡大法廷判決参照）。所論は理由がない。また記録を調べても本件につき刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よって同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三〇年五月一三日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

裁判官　池田克

弁護人坪野米男の上告趣意

右に対する公職選挙法違反被告事件につき左の通り上告趣意を提出します。

原審判決は第一審判決が公選法一四六条一四二条を適用して有罪の認定をなしたるに対し右規定は合憲であると解釈して控訴棄却の判決を言渡したが、原審判決には憲法の解釈を誤つた違法があり、到底破棄を免れないものと思料する。

尚違憲論の詳細については第一審訴訟記録中の弁論要旨第一を援用する。

以上

被告人　薄出晴生

同　井上正信

昭和二八年(あ)第三〇四二号

判　決

国　籍　朝鮮慶尚北道尚州郡向上面新権里
住　居　八幡市熊手町三丁目　妻崔乙善方
人　夫　森本一郎こと
崔　仁　烈
大正六年三月六日生

国　籍　朝鮮慶尚北道慶山郡河陽面東西洞
住　居　小倉市曾根町下曾根　春山方
人　夫　金原豊次こと
金　鎬　聖
大正一四年一二月二〇日生

右の者に対する各公務執行妨害、被告人崔仁烈に対する傷害被告事件について昭和二八年五月一三日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件各上告を棄却する。

昭和三〇年五月一七日判決　昭和二八年(あ)第三〇四二号

理　由

被告人金原豊次こと金鎬聖ならびに被告人森本一郎こと崔仁烈の弁護人諫山博の各上告趣意は別紙のとおりである。

被告人金原豊次こと金鎬聖の上告趣意について。

所論は単なる法令違反または事実誤認の主張で刑訴四〇五条に当らない。

弁護人諫山博の上告趣意について。

所論はウイロビー覚書の無効違憲をいうが昭和二四年(れ)第六八五号昭和二八年四月八日当裁判所大法廷判決（集七巻、七七五頁）に徴し採用することができない。

また記録を調べても本件につき刑訴四一一条を適用すべきものと認められない。

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三〇年五月一七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　島　保

裁判官　河　村　又　介

裁判官（小　林　俊　三

裁判官　本　村　善太郎

被告人　金　鎬　聖

被告人の上告趣意

一、朝鮮人強制追放反対闘争は個人の人権を擁護し人命を保全するための厳粛なる人間本来の姿であり人間の本能的な発露であると同時に平和の破壊は如何なる法律であろうかこれを認めることの出来ない正義の発動は個々の集りによつて組織化され運動として発展する。

一、朝鮮戦争をおこした原因は今日の停戦に依つて明確化された。他国を植民地の隷属下に置き朝鮮人を奴隷にするための米帝の手段は憎むべき残虐非道な戦争の道により拡大させるための米帝の戦争政策の一貫としで朝鮮人強制追放の問題であつた。故に反対運動をするのは犯罪行為になるのではなく平和のための運動であることを評価すべきである。

一、朝鮮人強制追放は日・朝両民族の離間としで在日朝鮮人の強制徴用、徴兵と日本国民の米帝国の傭兵化がこれが要因である以上反対は当然である。

一、以上が反対運動の理であるからたゞ市街の道路上でのさわがせと交通の妨害をするための行為でない点、むしろこのおよぼしたあらゆる問題は米帝にその責任の帰結されることが当然でありそのついたて吉田内閣にある。肝要なことは根本病理を治療しなくしで表面化された矛盾耳を権力をもつて解決しようとすることは道徳に矛盾しでいる。若しこれが正当で人為道徳上において認めるとすればこれより以上の弊害が社会に発展する。

一、裁判審理の続行中での証人の証言と証人重岡重勝身の欺満点の暴露に付いで。

A　重岡は最初私を調べた時の調書と証言の中で彼彼の言つている公務執行妨害での私の行為についでの相違点。

B　検事証人は被害者に対する越権行為をなした加害者達のよせ集めてある点である。

C　裁判の結果は被害者側の証人、証言は認めておらず加害者の証言にのみ裁判の結論を出している。

D　彼等はデモ隊を解散させるとの目的であつたか五分間内での時間で二千四、五百名の群衆を会散させる様な制限を与えることは交通整理の理由はあてはまらぬ。これはあきらかに弾圧の陰険な、陰謀による問題点を拡大させ得た。然しこの点に付いての検事が第三者的な証人を求めていない点と考慮する。

一、団体行動と個人行動に付いての限界が明確にされないまゝに裁判がなされている点。

A　私は五分間内でデモを会散するとの事に付いでデモ指揮者が大衆に訴えた時、大衆はそれに同意した。よつてデモ隊が会散した。私もその中の一員としで会散に応じた。これは団体、集団行動から個人行動に移つた事を意味するが、

B　警察はこの個人行動に対する（かりに）交通整理の処置をとるのがたとえば彼等が言つている治安維持の任務でなくてはならない。

C　道路一ぱいの群衆をけつちらすのが交通整理であろうか、そしてその「わな」に引つかゝつたのが公務執行妨害になるのか？

D　後の群衆におされて、前方につまづいた。それに立ち上るのを自動車に手、足をもつてなげ上げたのが公務妨害であろうか!!

一、今日占領制度は撤廃した。ウイロービ覚書も無効である。

以上、上告の理由が成立すると思うし、亦無罪の確信をもつている。

以　上

昭和二八年(あ)第三〇四二号

弁護人諫山博の上告趣意

被告人　崔　仁　烈

第一点　警察官の公務執行は、ウィロビー覚書をもとにして存されているが、ウイロビー覚書は日本国憲法に違反して無効であるから、警察官の公務執行は違法である。したがつて被告人らは刑事責任を問われることはない。ウイロビー覚書は、集会、示威行進を具体的に切迫せる危険（クリヤアンド・デイステイニクト・デンジヤー）がないのに制限しようとしている。このような覚書は、いかにGHQの権威を笠に着て発表されようとも、憲法に違反して無効である。

警察官が被告人らの属していたデモを解散させる根拠はウイロビー覚書であるから、これは適法な公務執行とはいわれない。したがつて被告人らが判示事実の行為をなしたとしても、無罪たるべきである。

以　上

昭和二八年(あ)第三一九八号

判　決

本　籍　東京都江東区大島町三丁目三〇四番地
住　居　市川市市川三丁目四九五番地
工場長
中　川　麟　太　郎
明治二七年一月二八日生

本店所在地　市川市市川五丁目一六九四番地
大平工業株式会社
右代表者清算人
飯　田　定　義

右各物品税法違反被告事件について昭和二八年四月二四日東京高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件各上告を棄却する。
当審における訴訟費用は被告人大平工業株式会社の負担とする。

理　由

弁護人江波戸文夫の上告趣意第一点について。

昭和三〇年五月一七日判決　昭和二八年(あ)第三一九八号

所論は、原審が証拠として採用した被告人の検願書は、被告人が他の重役と談合の上本件の刑事責任を一身に負担する約旨のもとに作成されたものであるから、憲法三八条の律意に反し無効であり、証拠とすることはできないものであると主張する。しかし所論の前提とするような事実は、原審においてなんら主張がなく、また原審の全く認定していないところであるから、その前提において欠けることとなり採用のかぎりでない。なお記録によつて調べてみても所論のような事実を是認することはできない。

同第二点及び第三点について。

所論第二点は、要するに事実誤認の主張であり、第三点は単なる量刑不当の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。(所論第二点の事実誤認の主張は、ひつきよう原審が認定した被告人は事実上会社の業務を委されて主宰担任していたという事実と異なる独自の見解を前提とし、判示説明の語句を他の意味に附会して判示に矛盾ありとするに過ぎない。原判決をそのまま判読すればその趣旨は明らかである。また原審の量刑を不当なりとする事由も認められない)。

弁護人芦田浩志の上告趣意第一点について。

所論は、法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。(第一審判決は、被告会社につき同判決別表一の犯罪に対し、昭和二四年一二月二七日法律第二八六号による改正前の物品税法一八条一項を適用し、同被告を罰金六十一万五千七百円に処しているが、前記犯罪の犯行時は昭和二五年一月九日であるから、これに対しては右法律第二八六号附則一項により前記改正後の物品税法一八条を適用すべきものである。従つて第一審判決はこの点において法令の適用を誤つた違法があることとなるが、改正後の物品税法一八条一、二項によれば前記犯罪につき被告を金五十万円以上の罰金に処し得ること明らかであるから、右第一審判決の違法は判決に影響がなく、従つてこれを理由として判決を破棄すべきものとは認められない)。

同第二点について。

所論は、法令違反の主張に過ぎず、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。(所論第一審判決別表一及び一六の事実は不申告の場合であつて、申告期日は同法八条によれば翌月一〇日であるから、判示はその日をもつて犯行の日と認めた趣旨であり、理由不備とはいえない)。

その他記録を調べても刑訴四一一条を適用すべき事由は認められない。

よつて同四〇八条、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三〇年五月一七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　島　保

裁判官　河　村　又　介

裁判官　小　林　俊　三

裁判官　本　村　善　太　郎

弁護人江波戸文夫の上告趣意

第一点　原審判決は憲法第三八条の律意に違反した違法がある。

即ち第一審判決が有罪認定の資料に供し原審が右認定を援用是認した被告人中川の作成に係る歎願書は被告人が本件相被告人大平工業株式会社の代表取締役たる中谷道之助一派の重役山崎敏一氏等と談合の上本件罪責を一身に引受くる替り右中谷一派は本件中川被告に対し将来面倒をみると云ふ条件の下に作成せられたものであることは第一審における証人山崎早川の供述と被告人中川の同公廷における陳述の経過並に第一審において本弁護人が弁論再開申請の為めに疏明として提出した原審記録添附の被告人中川作成の口述書により推認できるのである。本件被告人はことの当否は別論として男子一旦の契約に殉じ右約旨に基き検察官取調に対しても係検察官の被告人の自白に疑問ある為め再度考慮を求められたるも強いて之れを排除して自白し市川税務署員に対しても被告人自ら進んで虚偽の自白を申述し以て愚ろかにも前記約旨を実践したものである。然るに中谷一派の重役は被告人の前記行動によりその証拠の固まるや検察の嵐襲来せずと思料し被告人を捨てて又顧りみないので被告人もことの真相を陳述するに至つたものである。

右の次第にて前記原審援用に係る歎願書は憲法第三八条の強要強制脅迫によつて作成せられた文書でないけれど刑事責任負担の契約の如きは同法の律意に照らし明らかに無効である。

然るに原審が第一審の採証を是認援用して前記歎願書を断罪の資料に供し原審主文の如き裁判を為したことはわが憲法第三八条の律意に照らし違憲のそしりを免れないと思ふ。

第二点　原審判決には判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認がある。

(天)　原審判決の判示理由によれば「被告人中川麟太郎は代表権のない取締役となつていたけれども事実上会社の業務は同被告人が委されてこれを主宰担任していたものであつて本件脱税行為も右会社の業務の担任者たる同被告人が同会社の業務に関して行つたものであることが明らかである。原判決は被告人中川麟太郎が事実上右会社の業務を主宰して担任していたことを認めたものであつて同被告人が法律上右会社を代表する権限を有し又は事実上右会社を独裁する実権を有したものと認めたものでないことはその判文上明らかなことである」云々と判示している。

けれどもこれは原審において本件弁護人が控訴理由の第一点において詳細に力説した通り判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認を原審においても踏襲したものと云わねばならない。

原審判決は前記のやうに本件被告人が相被告会社の事実上の主宰者なりと判断しながら他面代表権もなく事実上独裁する実権も有しなかつたと判断しているが、独裁の実権も代表権もない会社の主宰者なる観念乃至事実が世の中にあるであろうか。これ本件に対する事実認定の認識における基本線が既に倒錯しているのである。誤認が生ずるも当然であるが、具体的にみて誤認ありとなす事由は原審の控訴趣意書と重復するが左記の通りである。

一、第一審における証人山崎敏一に対する証人尋問調書中同人の供述として

(一)　中谷社長と親友関係から中谷の求めにより塚本清三郎と共に被告会社の監査役に就任したこと、株金五万円は中谷に立替て貰らつたこと。

(二)　会社の実権は中谷社長にあつたこと。

(三)　被告会社の脱税問題の起つたことは昭和二十五年七、八月知つたこと。

(四)　中谷の代行をやつていた秋元と中川と一緒で話し会ひましたが秋元は関係ないと云つて居たが私はこの様なことは

会社の代表者が責任を負ふべきものだと云つてやつたがすでに取調の調書等も中谷個人の犯罪のやうに自白しているという中川や税務署の係員の話であつたので、両者の言分を聞いてとに角歎願書を書いて出した方がよかろうということで私が原稿を書いてやり中川個人の責任のやうにして歎願書を提出した旨の各供述記載

二、証人山越昭子の証人尋問調書中同人の供述として

(一)　秋元重一郎が帳簿責任者となり裏帳簿は整理が終ると前月分のものを月初めに証人が秋元の宅に持参秋元が保管していた旨。

(二)　又秋元は表帳簿もみて居り表帳簿の裏付けになる伝票に一週間一ぺん位きて判を押して居つた旨。

(三)　又市川税務署員を熱海に招待して応待したのは秋元及び中谷社長でありその招待費も万単位の金でありその支出は会社の帳簿に記載されて居つた旨。

(四)　被告会社の実権が中谷社長にあつた旨。

(五)　昭和二十四年十月か十一月の初めの頃中谷社長の家で常会をやりその資料を作るため秋元の指示により帳簿整理をやりその帳簿は裏帳簿であつて中川被告は現場仕事の責任者で立会出来ず帳簿のことは秋元が主としてやり当時は中谷社長秋元、太田、中川等が重役であつた旨。

の各供述記載

三、第一審に於ける証人中谷道之助に対する証人尋問調書中同人の供述として

(一)　被告会社の代表取締役社長は辞任する迄証人であつたこと。

(二)　資本金の全額も証人が出資し月一、二回集会し会社の営業状態をきゝ月五千円か一万円の手当を受取つておつた旨。

(三)　税務署員と熱海で会食した旨。

(四) 秋元、太田等の各重役も証人が依頼しその就任を為さしめた旨。

の各供述記載

四、第一審に於ける証人秋元重一郎の証人尋問調書中同人の供述として

(一) 被告会社に対する証人名義の株金九万円也の払込は中谷から立替して貰つたが別に証文は出さない旨。

(二) 被告会社から貰つた金は十万円までゆかないが万単位の金である。

(三) 税のことで税務署の役人とも折渉し熱海で中谷社長と共に税務署員を招待した。会社をやめるとき一ケ月一万円位の手当を受けた旨。

の各供述記載

五、第一審における証人太田勝治郎の証人尋問調書中同人の供述として

(一) 中谷社長の融資により被告人中川の支払能力のない工場を継続したこと。

(二) 中谷社長の勧誘により証人が専務取締役に就任したこと。

(三) 同証人の出資額九万円程は中谷社長が立替へ支払つたこと。

(四) 重役会議は度々開催して居つたこと。

(五) 被告会社の業績が上らなかつた為め社長がその辞意を起したこと。

(六) 報酬及び車代（註実質は手当）も被告会社から受領して居つた旨を陳述し且つ一味の責任を免れんがため物品税違反問題は解散後の五―六月迄と虚陳して居る。（第一審判決援用に係る昭和二十五年九月十三日附同年十一月十六日大蔵事務官作成の質問書御参照）

六、第一審証人岩崎豊の証人尋問調書中同人の供述として

(一) 同証人が在任中中川と中谷との三十五万円からの手形を仲介して中谷に支払つた事実それ以外にも二十万円位の手形小切手類を中谷に渡して居る旨。

右は重役会から中川被告が約束不履行の為めに同証人が頼まれた旨。

(二) 中谷社長とは市川の市会議員で同会派に属する関係で知り合ひ中谷の代行の為めに取締役に就任した旨。

の各供述記載

七、第一審証人富川進の証人尋問調書中同人の供述として

(一) 証人は市川市会議員であり中谷社長に頼まれて株主となつたが現実には株金の出資がなかつた旨。

(二) 被告中川は技術屋としては適当な人であるが経営面ではどうかと思はるる人である旨。

(三) 社長の中谷は他にも仕事があつて多忙の人としても他にも専務があることだから会社の経営はその人達がやつていたものと思う。中川被告は単に技術者として生産面を担当していたものと思う旨。

(四) 工場引受の交渉があつたのは脱税問題のおきている最中の昭和二十四五年頃のことゝ思う旨。

の各供述記載

八、第一審証人小池松次郎の証人尋問調書中同証人の供述として

(一) 清算手続は法律上の要件を具えておらなかつたし解散の手続及び清算人の指定は秋元重一郎から頼まれた旨。

(二) 会社の実権は全部中谷社長がもつていたものと思ふ旨。

の各供述記載

九、第一審に於ける第二回第三回公判調書中被告会社代表者飯田定義の供述として

私は清算人になつたことは知りませんでしたが会社の届出には左様になつて居る。私は実際は一工員であつて工員と

して働いて居る旨の供述。

十、第一審公判に於ける被告人中川の尋問調書中同人の供述として

中谷社長のあとは岩崎が社長となつた。岩崎退任のあとは事務の引継もなかつた旨の供述。

右各供述を検討するときは被告会社の全株式が社長中谷道之助氏の全部の出資に係り被告会社の重役中中川被告を除く他の取締役監査役が孰れも市川市会議員であり、中谷系の市会議員が中谷の宰配によつてその部処につき被告会社の設立解散総べて中谷の指示によりて行はれたる事蹟を推知し得べく被告会社の業績の挙らず脱税問題の早晩惹起せらるることを察知するや所轄税務署員を懐柔せんが為め熱海に会食し且つ早くも代表取締役並に取締役の職を辞し第一審証人岩崎豊をして昭和二十四年十二月十日取締役に選任して実質上社長の職務を代行せしめ自己の投資の回収に之れ努めたる状況が窺はれる。

中谷一派の重役が法廷に於て実質上被告会社の実権が被告中川にあるかの如き証言を為したることは被告会社の設立の動機吾人の社会上の実験則並に法律上の規定を無視した全くの虚言であつて被告中川は被告会社の主宰者でないことは前記の各証人の証言並に被告人本人等の供述を綜合考覈すれば明白であると思ふ。

更に本件記録添附の千葉地方法務局市川出張所法務府事務官青木慶郎作成の登記簿謄本並に被告人中川及び中谷道之助作成に係る契約書と題する書面及び被告会社定款、同株主名簿、山崎敏一作成に係る歎願書原稿の存在によりても被告人中川が被告会社の主宰者に非ざること明白である。

即ち被告人中川は工場経営に失敗しその所有に係る市川市大字市川二千五十四番地所在木造亜鉛葺平家建工場兼事務所一棟外木造亜鉛葺平家建工場一棟を設備附のまゝ被告会社代表たりし中谷道之助に譲渡しなければならない様な悲境に陥入り前記契約書記載の契約を為したもので右書面記載通り右工場から生ずる利益は挙げて中谷道之助に提供するものとし

且つ後日法人組織に改めたる場合もその権利義務は被告人中川対中谷の間に於ては承継さるゝ筋合ひであつて、被告人中川には実権がなかつたことが認められるのである。（同契約書御参照）

又前示被告会社定款第二十五条に依れば本会社に社長、専務取締役、常務取締役を置き取締役之を互選し社長は会社を代表し業務を総覧す、専務常務取締役は社長を補佐し社長事故あるときは之を代理する旨その第二十六条には取締役を以て取締役会を組織し業務に関する重要事項を審議す、取締役会の決議は過半数を以て決し可否同数のときは議長之を決し取締役会の議長は社長之を為す旨の規約が明定されている。

そして相被告会社の株式数は一万五千株であつて（定款第五条）第一審記録添付の株主名簿に依れば中谷道之助は二千株、太田勝治郎、秋元重一郎は各一千八百株、富川進、片山正男は各一千株、本件被告人中川は四百株であつて当時右会社株主二十三名中株式所有者名義の所有数量の順位においては六位の階級であつて下から三番目の順位に当るものであるしかもこの株式名簿記載の株式が真実割当てられ秋元太田証人等の云ふ様に一時中谷の立替出資で為されたものとしても株式数の点から云つても被告中川には経営の実権がなく従つて被告会社の主宰者ではない。

尚商法の観点から申すなら云ふまでもなく会社の代表機関は取締役会であつて取締役会はその決議を以て会社を代表すべき取締役を選任しなければならないのである（商法第二六一条御参照）から代表取締役が当該会社の業務主宰者であると謂はねばならない。

ところで本件の被告会社の代表取締役は中谷道之助であつてその設立の時たる昭和二十四年二月八日の設立の登記の日から同年十二月十日迄代表取締役として在任しその辞任の登記をしたのは同年十二月十六日であり、取締役をも辞任したのは昭和二十五年一月三十日にしその辞任の登記を為したのは同年二月十五日である（第一審記録四四八丁乃至四五一丁

登記簿謄本御参照）から被告会社の業務の主宰者は少くとも昭和二十五年二月十五日迄は中谷道之助と謂はねばならない。

然るに原審判決が第一審判決を是認し被告中川を以て被告会社の業務の主宰者と認定したことは事実の重大なる誤認であつてこの誤認は明らかに判決に影響を及ぼす重大な誤解と思料する。

(地) 原審判決はその判示理由第二について判示して曰く「原判決は被告人中川麟太郎が太平工業株式会社の業務主宰担当者として同会社の業務に関し本件脱税の犯行を実行したものと認定したものであることは明らかなところであつて原判決が被告人中川麟太郎を右会社の代表者と見たものでなく同会社の従業者として本件犯行の行為者たる罪責を問うたものであることはその判文上明白なところである」と記載しているけれどもそれなら何も公職選挙法以外の法令には使用されていない主宰者なる法律熟言を使用するには当るまい。物品税法第二十二条所掲の代理人使用者従業者と記載すればことはたりるのである。

何を苦しんで主宰者なる観念を用いたかこれは本件における昭和二十六年八月六日の起訴状に当該検察官が本件被告人中川を相被告太平工業株式会社の代表者と認定した為め右同人を代表者と記載したのである。（右記載は検察官としてみれば誤記でもなんでもないのである）

この謬見がその後の起訴状（昭和二六年十二月三日附）の内容にそのまゝ承継せられ代表者の氏名が変つたまゝ審理判決されたのであるから無理の生ずるも蓋し止むを得ないのである。

ところで前段(天)の冒頭に陳述したやうに＝原審判決が被告人を会社の業務の主宰者であると認定しながら他面従業者と認定することは日常の生活経験からも国民の普通使用する言語から云つても甚だ当を得ないと思ふ。その理由は主宰者のもとに従業者の観念が生ずるのであるのに一人格で主宰者になつたり従業者になつたりすることは頗る奇異な現象である

況んや物品税法第二十二条は法人の代表者代理人使用人その他の従業者と書きわけているのである。

これは原審判決の判文それ自体か重大な事実の誤認を為しているものと思うし、又この誤認は判決に影響を及ぼすべきものと思料する。

第三点　原審判決には刑の量定に於て著るしく不当である。

声なきに聴き形なきを観る程の識見を以て第一審における総べての証人の証言を検討すれば本件違反行為が被告人中川の自主的犯行でなく被告人会社取締役会の決議に基き為され被告人中川は単にその一部に加担したに過ぎなかつた関係を推断することが出来ると共に原審判決援用の検察官作成に係る被告人中川の供述調書並に被告人作成の歎願書の各記載の内容が真実でなかつたことも了解できるのである。

右の筋合ひであるから本件違反行為の呑舟の魚は他にあり被告中川は真に雑魚にすぎないのである。然るに原審判決が本件控訴を棄却し第一審を是認したことは刑の量定に於て著るしく不当と思料する。

以　上

昭和二八年(あ)第三一九八号

被告人　太平工業株式会社

弁護人芦田浩志の上告趣意

第一点　原判決には法令適用の誤があり、これが判決に影響を及ぼすこと明らかであるからこれを破棄しなければ著しく正義に反する。

即ち原判決が維持した第一審判決によると、同判決別表第十一の犯罪につき被告人を罰金六十一万五千七百円に処し、その理由として事実欄に、相被告人中川が被告人会社の業務に関し物品税を逋脱しようと企て、被告人会社が作成した携行用電灯ゲースが、昭和二十四年十二月中八十一万円に移出販売されたにも拘らず、二重帳簿を作成する等の不正手段により昭和二五年一月九日所轄市川税務署長に対し課税標準額を二十万二千六百十六円と虚偽の申告書を提出し、よつて同署長の調定を妨げよつて十二万三千百四十円の物品税を逋脱したものであると認定し、これに対し昭和十五年三月二十九日法律第四〇号第十八条第一項罰金等臨時措置法第二条第一項昭和二十二年十一月三十日法律第一四二号第十二条による改正物品税法第二十二条昭和二十四年十二月二十七日法律第二八六号附則第八項、昭和二十七年三月三十一日法律第五六号附則四項を適用している。(右判決の表示は必ずしも正確ではないが、その意味するところは右の如くであると解せられる)

しかしながら昭和二十四年十二月二十七日法律第二八六号による改正前の物品税法第十八条第一項第二号は詐偽其の他の不正の行為によつて物品税を逋脱し、又はその逋脱を図ることによつて成立する。而して右にいう「詐偽その他の不正行為により物品税を逋脱する行為」は虚偽の申告により税務署長の調定をさまたげる

こと、即ち税務署長が不正の申告によりあやまつた調定をなすことにより成立し、又「右方法により物品税を逋脱を図る」行為は虚偽の申告書を税務署長に提出することにより成立すると解するのが相当であるところ前述の第一審判決別表第一の行為は税務署長に対する申告年月日は昭年二十五年一月九日なること判示自体によつて明瞭である。従つて右別表十一の犯罪の行為時は昭和二十五年一月九日と解するを相当する。

昭和二十四年十二月二十七日法律第二八六号附則第一項によると「この法律中物品税法第十条第一項の改正規定は昭和二十五年四月一日から、その他の規定は昭和二十五年一月一日から施行する」とあり従つて同右法律二八六号による改正物品税法は昭和二十五年一月一日から効力を生じ、右第一審判決別表十一の犯罪には右改正物品税法第十八条一項二号を適用しなければならない。然るときは罰金については五十万円を越える額を科することは出来ないにも拘らず、第一審判決は昭和二十四年十二月二十七日法律第二八六号による改正前の物品税法第十八条第一項を適用し、被告人を罰金六十一万五千七百円に処したこと判示によつて明瞭であるから、右第一審判決は結局法令の適用を誤つたものであり、これを維持した原判決も又法令の適用を誤つたものというべく到底破棄を免れない。これを破棄しなければ著しく正義に反するというべきである。

第二点　原判決の維持した第一審判決は理由の不備がありこれを破棄しなければ著しく正義に反する。

第一審判決別表一及同一六の犯罪については税務署長に対する虚偽の申告をした日の記載がない。これは判示から推測するに申告をしないで物品税を逋脱したことを認定しているものと認められる。然るときは、税務署長に申告をなすべきときをもつて犯罪行為の時と認むべきであり、これを認定しない場合は理由をつくさない違法があるというべきである。何故ならば税法等の如く改正常のない法の規定を適用するには犯罪の時を明確にしてこれをなすべく、従つてこれを明にしない第一審判決は理由にくいちがいがある違法があつてこれを破棄しなければ著しく正義に反するというべきである。

以上

昭和三〇年(あ)第八三号

判　決

本籍並びに住居　西大寺市中野一八五番地の五

乾物行商

相　沢　登　美　子

大正一〇年七月二〇日生

右の者に対する食糧管理法違反被告事件について昭和二九年一二月二一日広島高等裁判所岡山支部の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人小野敬直の上告趣意は、憲法違反を主張するけれども、憲法三六条のいう「残虐な刑罰」とは不必要な精神的肉体的苦痛を内容とする人道上残酷と認められる刑罰を意味し、被告人の側から見て過重の刑必らずしも「残虐な刑罰」ではないことは、当裁判所大法廷屢次の判例であるから（昭和二二年(れ)第三二三号同二三年六月三〇日大法廷判決、判例集二巻七号七七七頁）、所論違憲の主張は採用できない。その余の論旨は量刑不当の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三〇年五月一七日

昭和三〇年五月一七日判決　昭和三〇年(あ)第八三号

一

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　島　保
裁判官　河村又介
裁判官　小林俊三
裁判官　本村善太郎

弁護人小野敬直の上告趣意

右の者に対する食糧管理法違反被告事件に付左の通り上告の趣意を弁明する。

第一点　原審は被告人が昭和二十九年三月六日西大寺市中野百八十五番地の五所在自宅より粳精米二八瓩を携帯して山陽線西大寺駅まで輸送し、同年五月十日同所より粳精米二九・五瓩を携帯して西大寺鉄道後楽園駅まで輸送した事実を認定し、被告人を懲役三月及罰金五千円に処する判決を言渡したのである。

然しながら原審認定の事実によれば、被告人の本件食糧管理法違反の所為は極めて軽微なものであることは明らかである。

およそ、刑の量定に当つては、認定された事実を基礎とし、之と均衡を保たなければ、具体的な宣告刑が刑罰として著しく苛酷になることは謂うまでもない。

本件の如き事案に付いて、被告人に対し、懲役三月を科したこと自体も右の観点よりすれば、苛酷たるを免れないのに拘らず更に罰金五千円を併科していることは更に苛酷さを加えたものと謂わざるを得ない。

憲法第三十六条が残虐な刑罰を禁止しているのは形式的なそれではなくして具体的に適用された宣告刑をも含めて解しなければ、其の正当性を失うものと解するのであるが、本件に付いては、此の意味に於いて、原審は残虐な刑罰を科したものである。

仍つて原判決を破棄すべきである。

仮りに然らずとするも原審が認定した事実に付いて言渡した判決は著しく正義に反するから刑事訴訟法第四百十一条第

被告人　相沢登美子

二号を適用して破棄すべきものである。

二

以

上

昭和三〇年(あ)第九一号

決　　定

本　籍　横浜市中区本牧緑ヶ丘二九番地
住　居　横須賀市八幡久里浜一九二六番地
無　職
恵　光　こと
岡　田　治三右衛門
明治四〇年一〇月一〇日生

右の者に対する詐欺、私文書偽造、同行使、有価証券偽造、同行使被告事件について昭和二九年一一月一七日仙台高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　　文

本件上告を棄却する。

理　　由

弁護人土屋豊の上告趣意一は、違憲をいうが、その実質は、訴訟法違反の主張に帰し（刑訴二条一項にいわゆる「現在地」とは、公訴提起の当時被告人が現在する地域を指称し、これに現在する事由の如何を問わないものと解するを相当とする。）、同二は、単なる訴訟法違反の主張であり、被告本人の上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張を出でないものであつて、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三〇年五月一七日決定　　昭和三〇年(あ)第九一号

昭和三〇年五月一七日決定　　昭和三〇年(あ)第九一号

昭和三〇年五月一七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　島　保

裁判官　河　村　又　介

裁判官　小　林　俊　三

裁判官　本　村　善太郎

被告人　岡　田　治三右衛門

弁護人土屋豊の上告趣意

右被告人に対する詐欺、私文書偽造同行使有価証券偽造同行使被告事件について次の通り上告趣意を述べます。

尚左の上告趣意を補充するため被告人本人より本日提出の昭和三十年三月五日附上告趣意書を援用します。

一、原判決は不法に管轄を認めた違法があり、その結果憲法第十一条同第三十一条に定められた被告人の人権が侵害せられた点において憲法の違反がある。

被告人の犯罪地が東京都内北区及び千代田区にあつたことその住所が横須賀市にあつたことは訴訟記録上明白であり、且つ被告人の相当期間滞留する意思をもつ居所が第一審の山形地方裁判所の管轄区域内にあつたとの立証は訴訟記録上認められないところであるから第一審裁判所の土地管轄は被告人の現在地によつたものであることは明白である。

そこで被告人の現在地が果して第一審裁判所の管轄区域内にあつたかどうかを考えて見るに被告人の起訴当時被告人は第一審の山形地方裁判所の逮捕状及び勾留状によつて山形市内に居たことは認められるが、抑も現在地とは被告人が自由意思に基いて現在する場所又は当該事件以外の適法な強制によつて現在する場所であつて当該事件についてなした強制処分の結果として現在する場所は含まないと解すべきであるから、右山形市内は被告人の現在地でなく第一審裁判所は管轄権を有しないこととなる。若し被告人の現在するに至つた理由を問はず無制限に被告の現在する場所が全部被告人の現在地であるとし、当該事件についての強制処分の結果現在する場所も包むと解すれば刑事訴訟法第二条の規定は同法第十四条等により管轄権のないことの明白な何れの地の裁判所にでも被告人を引致して起訴し得ることとなり管轄権を有することとなる結果殆ど無限となり無意義に帰し被告人の人権の保障は失われる結果となると言わなければならない。

而して本件第一審の公判手続冒頭において弁護人から土地管轄を認めた理由をたゞしている点より見て証拠調開始前に被告人から管轄違の申立があつたものとみなされ原審においても被告人の控訴趣意中に管轄違の申立を包含するものと認めることが出来るから、原裁判所は職権調査の上管轄違の判決言渡をすべきであつたのに原判決はこれをなさず不法に管轄を認めた違法があり、被告人は違法な手続により刑罰を科せられる結果となるのみならず、住所又は犯罪地から遠隔な裁判所において裁判される不利を事実身を以て蒙つたのである。

二、被告人は原審において第一審の弁論終結前に取調を請求できなかつた証拠である昭和二十九年一月三十一日高内哲夫並に被告人作成署名捺印の念書（記録第二百五十五丁編綴）を提出しその控訴趣意において、その事由を疎明した上に右念書は刑の量定の不当を証するために欠くことができないのであるから原裁判所は刑事訴訟法第三百九十三条によりこれを取り調べなければならないにも拘わらず訴訟記録上原裁判所がこれを為したことが認められない。従つて原判決を破棄しなければ量刑上著しく正義に反すると認められるのである。

即ち本件事案において被害者会社の相談役であつた被告人は被害者会社の丸ノ内における事務所の借用を円滑ならしめることが被害者会社にとり大なる利益と信じ丸の内の事務所を失う損失を避けんとする余り、ミシンの廉価換金を敢てし前後の不始末を惹起したのが真相であつて被害者会社の支店長高内哲夫も金策を被告人に依頼して居り事実ミシン処分の対価の大部分は事務所借賃として被害者会社のために支払い一部は被害者会社に代金分割金として弁済したのであり、被告人自身の得た対価は辛うじてこれに伴う諸経費を弁じ得る程度の僅少額で他に被告人が自己を利する目的を持つて居たとの証拠は見当らないのであるから本件犯罪の成立は遺憾ながら否定できないとしても、第一審判決の量刑を軽減するに止まらないで刑の執行猶予が妥当且つ望ましい犯情であつたというべきである。

以　上

昭和三〇年(あ)第九一号

被告人の上告趣意

私は昭和二十九年十一月十七日第二審即ち仙台高等裁判所に於て詐欺等事件に関し懲役十ヶ月未決六十日算入の言渡しを受けた者であります。

従つて同月二十五日に本件を上告するに至りましたが右に就て其の趣意を申し述べます。

曩に私は同年七月二十六日第一審に於て身柄拘禁のまゝ懲役一年二ヶ月未決通算六十日の判決を受け直ちに控訴したのでありましたが、本件の主因を為す、私文書偽造同行使に関しましては、それに至る過程と其の実状を当時具に陳述し得ず、事件の真相と之が理解を得るに困難なる点が多々あつた事と思はれ、事実共犯者である高田浩並に当時王津製作所東京支店長たりし高内哲夫等は何れも起訴猶予となり、物心両面に犠牲を払はされました私が狐り前記の判決を受けたと云ふ事は、法律を歪め、人権を無視された者と歎かざるを得ないのであります。

因より何如なる状勢の下にあつたにしても罪を否定する者ではありません。然し飽く迄も法の公平を信じて疑はない私は、真実を曲て陳述し、他の犠牲に依て自己の安穏を計らんとする者の為に為される犠牲には黙し得ざるものを覚えるのであります。

私は控訴時に於て事件の内容に関する詳細は稚拙乍ら具申しましたので此処には之を省略し専ら本件構成の過程を申し述べ上告趣意書と致す所存であります。

一、詐欺に関する件

私は昭和二十八年八月一日より王津製作所東京支店長大谷雅彦の懇請に依り同所の相談役として就任しましたが、山形

に本社を有する該ミシン製造販売会社は新たに就任せる高内哲夫支店長とは何故か意志の流通を欠く様に思はれました。然しそれも私は私なみに、山形より上京したばかりの青年支店長では東京に於ける業績が揚げられないのだらう位に考えて居たのでした。所が当時神田猿楽町一ノ一に在つた同支店は、前大谷支店長との間に煩らはしい行き掛かりが起り移転しなければならない事を聞かされ、其の行き先探しを一任されましたので、私は文字通り東奔西走、約一ヶ月余を経て辛じて知友、高田浩氏が依然丸の内三ノ六、三菱仲二号館内に彼が権利を有する一階一〇三号室（十四坪）と更に半地階四号室（十六坪）の二室有るを知り其の一方である四号室（当時雑品置場として使用されて居た）の転貸方を懇請し承諾を得ましたので直ちにその旨を高内支店長に告げ高田氏を紹介するに及んだのであります。

高内支店長は高田氏が戦前貿易商社として其の名のあつた事を知り、現下に於けるミシン製造業の困難なる立場と、その陳腐なる将来性を説き、王津に於ける彼の立場は実質的には社長の実権を握り居る如く語り、又本社より彼と前後して赴任し来りたる事務長五十嵐仲次郎も同様なる話を為し事と次第に依つては東京在庫のミシン及び売掛金約一千万円也は全部高田氏の事業再開に注入しても良いと豪語するに至つたのであります。

扨同年十二月一日愈々神田を引払ひ丸の内に移転の日となり、書類及び什器をまとめ、社員一同と共に仲二号館に向ひ、同四号室の雑品整理に懸りました処、一階一〇三号室高田商会社長朝鮮人高原某より厳重なる抗議が出され、半暴力に依り入室を拒絶されたのであります。（当時丸之内署え届済）、従つて是をたつて入室し様とすれば暴力に酬ゆるの外なく、解決を後日に待つ事として一応高内支店長の仮偶たる北区西ヶ原一三〇〇番地に支店を置くの余儀なきに至つたのであります。

一方、高田氏は事態が斯く悪くなつては三菱地所部に委せて善処さすの外ないとし、それに要する運動費其の他として金拾万円程度の仕度をする様要求され、私も是は至極当然と思いましたので支店長に出金方を依頼しました処、彼は支店

開設以後でなければ金の出場所は無いと断り、是が事件発生の緒となつたのであります。

此の様な行き掛りの内に遂に十二月七日となり、高田氏差し廻しのトラックにミシン二十九台を積載するに至りましたが、それについては、支店の所在を失なはしめ、他方高田氏に対しても破乱を醸製させた責任の重大なるを思い、此の重圧に喘いた私は両三度両者間を往復しましたが、其の結論を得ず、一ヶ月もあれば四号室に開所させて見せると云ふ高田氏の自信を信じ、且つは私が既に販売交渉をすませ略ゝ決定と思はれる久里浜行きを予定される二十九台のミシンがある事を思い、年内に支店開設を了し得れば四方円満に解決出来る事を確信し、確実に年内に入室の確約を得れば、前述の如き状況下にある現物があるが、それで何とかまに合はせて貰えないか？　と尋ねました処、

高田氏は、物さえ預けて貰えれば金は何処ででも作つて来る、と云はれましたので、是以上の接渉も無駄であり、徒らに、高田、高内雙方の顔を汚すにも当らないと思ふ様になつたからでありました。

一、私文書偽造、同行使に関して

前述の如く私は無知にして最悪の努力を続け遂に高田氏にミシン二十九台を預けるに至りましたが、間も無く氏は自分孤りでは何うにも金にならなくなつたから、同道して呉れと云ふ事になり、氏の友人であり融資先である松葉屋、佐藤信一氏方に向つたのでありました。

而して佐藤氏は、ミシンの所有者か或は又其の責任者に依る同意書又は売渡し書が無ければ融資出来ないといゝ、高田氏は荷物を何時迄もトラックのまゝ道路に置けないから金銭取受は後廻しにして荷物の入庫保管を依頼すると佐藤氏にいい、書類は後刻届けるからと云ひ残して私達は其の場を辞去したのであります。

而して高田氏は同神田岩本町に近接した彼の友人経営の会社（確か大和興業kk）に立寄り、見知らぬ人の姓名に押印して白紙委任状を偽造し（原物は仙台高裁え控訴時の弁護人溝越清一郎より高裁え提出の筈）是に依つて融資を受けると提

示しましたので、私は事の意外に驚き、何如に短期間の工作にもせよ、あまりにも出駄良目に過ぎると反駁し、この様な仮空の支店長を作るより寧実在する支店長の名を借りる方がまだ良心的であると主張した私の言葉に氏も同意し、私はそれが委任状の作製に、高田氏はそれに押印する印鑑の作製依頼に道を別れ、約二時間の後再会して再び佐藤氏を訪れたのであります。

処が佐藤氏は該委任状を受取つて、白紙では困るし又高田氏が書いても困るので、ミシン所有者に関係ある貴方が、私の云ふ通り書き入れてくれと云ふ事でした。

以上の様な経過を辿つて、深い考へも無く、私文書偽造と同行使と云ふ恐る可き罪を犯して居たのであります。

一、借入金の使途

此の様にして佐藤氏より受取つた金額は、拾弐万七千五百円也であり、内高田氏が七万円也を持ち去り、其の残額は即ち飽く迄月賦販売をなせるものとの装ひから第一回の払込金として弐万九千円也。尚他に万一返品期日延引を慮り佐藤氏に再度支払ふ可き利子及び倉敷料、計壱万七千五百円也に加ふるに二十数日後に控へる第二回目納入の月賦金弐万九千円也を加算すれば合計金七万五千五百円也となり、既に金壱万八千円也の赤字が予想され正常の頭では考え得べくもない損失を敢て覚悟し社運を賭けたのであります。

勿論紳士としての高田氏の約束を信じ、万一にも最悪の事態に落ちたとしても、高内支店長が実質的にミシンの所有権を有するものとすれば、彼の野望と事業慾を満す事になるのだと思い定め一時の損失を顧なかつたのであります。

以上、申述べました通り本事件は飽く迄私利私慾の為に構えた事件ではなく、社の発展と、友人の共栄を願ふ余りに陥つた過失でありまして、悪意の行為であつたとしますれば斯る中採算的計画は建て得べくもない実状なのであります。

扨其の後一ヶ月、高田氏は違約して返品に協力せず、高内支店長は背任の廉で馘首され、私は去就に迷ふ身となりました

が高内哲夫氏は飽く迄私を抱き込み、王津東京支店在庫のミシンの換金に奔走し、売掛金を押え最後迄、本社と闘ふ意志を明らかにして、高田氏を招き一千万の投資を約し、高田化成株式会社創立を劃するに至つたのであります。随つて高田浩氏を社長とし自らは専務となり、私を常務、五十嵐事務長を監督役とする創立事務所を日本橋本町二丁目カニ屋ビル二階にお き染料の輸入を計画し始めたのであります。

右の様な事態となつてはミシンの返済も一応気抜けする形となりましたが、それが為に起る金銭的負担に耐え兼ねた私は高田氏に善処方を懇請しましたが未解決のまゝ一月を送り遂に二月三日内拾台を高内氏に返品するに至つたのであります、尋で四月に入るや遂に高内氏は本社より告発され山形市署に逮捕される身となり遅れ走せ乍ら自分の破局を知つたのであります。然るに告発された彼及び高田浩氏達は逮捕され乍総て起訴猶予となり、狐り私のみが罪に問はれるに至りましては、自己の暗愚に泣く以外にないのでありますが、法の名に於て、事情御極めを賜り、厳正にして寛大なる御裁きに浴しますよう、趣意書提出に及びました。

以　上

昭和二九年(あ)第三〇三〇号

判　決

本籍並びに住居　千葉県銚子市本城町三丁目一五一番地
弁護士　椎名隆
明治三三年九月一二日生

本籍　同市南町四七番地
住居　同市同町一九番地
会社重役　佐藤実
明治三七年九月九日生

本籍並びに住居　同市本城町二丁目三四番地
雑貨小売商　山口忠治
明治四一年六月一八日生

本籍並びに住居　千葉県印旛郡六合村松虫二〇〇番地の二
農業　柴海義雄

昭和三〇年五月一九日判決　昭和二九年(あ)第三〇三〇号

昭和三〇年五月一九日判決　昭和二九年(あ)第三〇三〇号

本籍並びに住居　同県同郡同村松虫二二〇番地　農業　岩井力三郎　明治三五年四月二五日生

右に対する公職選挙法違反各被告事件について、昭和二九年六月二九日東京高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

原判決並びに第一審判決中被告人椎名隆に関する有罪部分を破棄する。

被告人椎名隆を懲役三月に処する。

但し一年間右刑の執行を猶予する。

第一審における訴訟費用中証人大須賀健治、同大須賀英雄、同大須賀やす、同深山操、同平山清、同佐々木佐太郎、同佐々木春吉、同岩井楊、同鈴木忠一に支給した分の三分の一並びに第二審における訴訟費用中証人井上貞嘉に支給した分を除き、その余の分を被告人椎名隆の負担とする。

被告人椎名隆に対し公職選挙法二五二条一項の期間選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定はこれを適用しない。

被告人佐藤実、同山口忠治、同柴海義雄、同岩井力三郎の本件上告を棄却する。

理由

弁護人平野一郎、同子安良平の上告趣意第一点、第二点は、単なる訴訟法違反の主張を出でないものであり（そして、原判決の判示は、正当である。）、同第三点は、事実誤認の主張であつて、いずれも、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

弁護人鍛治利一の上告趣意第一点は、単なる訴訟法違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない（そして、原判決の判示は、正当である。）。同第二点は、違憲をいうが、憲法三七条二項は、被告人に反対尋問の機会を与えない供述者の供述を録取した書類を絶対に証拠とすることを許さない趣旨でないことは、当裁判所大法廷屢次の判例であるから、所論同条項の解釈を誤つたとの主張並びに刑訴三二一条一項二号を違憲であるとする主張は採用できない。同第三点は、違憲をいうが、その実質は、原審で主張も判断もない第一審における単なる訴訟法違反の主張であり、同第四点は、単なる訴訟法違反、事実誤認の主張を出でないものであり、同第五点は、量刑の非難であつて、いずれも、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

職権を以て調査すると、原判決の是認した第一審判決の被告人椎名隆の所為に対する法律適用において、買収の点につき公職選挙法二二一条一項一号の規定のほか同法一二九条を適用した点並びに本件一個の行為にして数個の罪名に触れる場合の法定刑の比較をするに際しまず各条の所定刑の選択をした点等その法律適用の措置失当であるばかりでなく、同被告人に関する本件犯罪の日時、金額、犯罪の態様、被告人の経歴その他記録に現われた一切の情状を綜合すると、同被告人に対する量刑は甚だしく不当であつて、刑訴四一一条を適用して同判決を破棄するを相当とする。しかし、爾余の被告人に対しては同条を適用すべきものとは認められない。よつて、被告人椎名隆に対しては主文一項のとおり原一、二審判決を破棄し、同四一三条但書によつて事件につき更に判決すべく、爾余の被告人に対しては同四一四条三九六条に従い主文六項のとおり上告を棄却すべきものとする。

原判決の是認した第一審判決の確定した被告人椎名隆の所為に法令を適用すると、同被告人の事前運動の点は、公職選挙

昭和三〇年五月一九日判決　昭和二九年(あ)第三〇三〇号　三

昭和三〇年五月一九日判決　昭和二九年(あ)第三〇三〇号

法二三九条一号、一二九条に、買収の点は、同法二二一条一項一号に各該当するところ、右は一個の行為にして数個の罪名に触れる場合であるから刑法五四条一項前段、一〇条により重い後者の刑に従い、所定刑中懲役刑を選択し、その刑期範囲内で同被告人を主文二項の刑に処し、情状に鑑み同法二五条を適用して主文三項のとおりその刑の執行を猶予し、訴訟費用の負担につき刑訴一八一条を、公職の選挙権、被選挙権の不停止につき同選挙法二五二条三項前段を各適用して主文四項、五項のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見によるものである。

検察官　大場十郎出席

昭和三〇年五月一九日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　斎藤悠輔

裁判官　真野毅

裁判官　岩松三郎

裁判官　入江俊郎

弁護人平野一郎、同子安良平の上告趣意

右者等に対する公職選挙法違反被告事件について左の通り上告理由を上申致します。

被告人　椎名隆　外四名

第一点　原判決は判決に影響すべき法令の違反がある。

原判決はその理由中

「前略　ところで原判決は佐々木春吉、大須賀建治、大須賀英雄及び深山操の検察官に対する各供述調書を採つて以て判示第一及び第五の㈠の事実認定の資料に供したことはまことに所論のとおりである。しかし右のごとき検察官に対する供述調書が証拠となるについて必要な条件たる該調書記載の供述を信用すべき特別の情況の存するや否やは事裁判所の裁量によつてきめるべきであつて、しかも、これをきめるについては如何なる資料にもとづくも自由である。後略」と判示している。

刑事訴訟法は所謂伝聞証拠に対しては厳重なる制約を設け以て検察官等の一方的取調により作成された調書の証拠能力を制限した。

同法第三百二十一条第一項第二号但書の規定も亦斯る観念の下に解釈されねばならない。

然るに原判決は前記の如く所謂特信性の有無の判断は裁判所の裁量により決定すべきものにして、その資料については何等の制約なく自由なりとしている。

右の如く所謂特信性の有無の判断は裁判所の自由裁量に一任されているものとするならば、証拠の証明力に関する刑事

訴訟法第三百十八条の存在する限り右但書の規定は不必要である。

何んとなれば、右但書の規定は証拠能力に関する規定であるに拘らず原判示の如く解するならば被告人以外の者の検察官に対する供述調書の証拠能力の有無は同号本文の制約以外は裁判官の自由裁量により認定することができるから第三百十八条の存在を以て足り右但書を規定すべき特段の必要は毫もないとなす所以である。

尚右原判示中「これをきめるについては如何なる資料にもとづくも自由である」とは証拠裁判の原則を無視した全くの独断である。斯の如き独断が延いては民主主義を毒し独裁主義へと移行せしむるものであつて斯る違法は断して許すことはできない。

従つて刑事訴訟法第三百二十一条第一項第二号但書が存在する以上これを規定した目的が何れにあるかを考へなければならぬ。

斯く考へて始めて従来裁判官か余りにも検察官の作成に係る供述調書を重視し来つた傾向を是正すべき必要上定められたものと想到することができる。

斯く解すればこれ明かに裁判官の採証を制限しその証拠能力に対する規制を定めたものと謂はねばならないから所謂特信性なるものは公判に顕はれたる適法なる証拠に明かに存在しなければ右の如き供述調書を証拠として採用することはできないものと解するのほかはなく裁判所の裁量によつて決定すべきものではない。

従つて原判決は刑事訴訟法第三百二十一条第一項第二号但書の規定に違反したものであり、これにより原判示証拠は採用すべからざるものとなるから判決に当然影響あるべく、亦これは事実の認定を左右し、被告人椎名隆の罪の有無を決定づけるものであるし且つ同柴海義雄及岩井力三郎の一部の事実に関するものであるから右違法を無視するときは被告人椎名隆の政治的生命及その一生の職業たる弁護士業を失うか否か、また被告人等の名誉その他に甚大なる影響あるものと

謂うべく、原判決はこれを破毀しなければ正義の観念に著しく反するものであるから刑事訴訟法第四百十一条第一号に該当し破毀を免れないものと信ずる。

第二点　原判決は理由不備の違法かある。

前記第一点に挙げた刑事訴訟法第三百二十一条第一項第二号但書に規定する所謂特信性の情況的保障の存否に関する判断は裁判所の裁量に任せられたものなりと認むべきものであるとするも、

これ裁判所の恣意による認定を許したものではなく、適当なる証拠に基づき所謂経験則に合致し且つ論理に適合する判断によらなければならないことは証拠の証明力に関する同法第三百十八条の規定の解釈と同様である。

然るに原判決は前記第一点挙示の如くこれを裁判所の裁量によるべきものとしその認定資料としては何等制限なく如何なる資料に基くも裁判所の自由であると謂う。しかも尚「それで記録にもとづいて右各供述内容を検討するにそれらはいづれも供述者の不注意に出た供述と認めかたいのみならず更にこれを信用すべき特別の情況の存する場合に該るということができることも明らかなので原判決が右各供述調書を採つて以て被告人等に対する有罪認定の資料に供したとて毫も違法を以て目すべき筋合ではない云々」

と判示した。

然し乍ら所謂特信性の情況的保障有無の判定についてその資料を以て如何なるものにても差支へなきものとは証拠裁判の原則上断して首肯することはできない。

これが認定についても憲法及刑事訴訟法の精神に照し裁判上適法に取調べられた証拠を以てその資料となすべきは論を俟たないからこれを無制限なりとする原判決は違法も甚だしい。その理由に不満ありと謂はざるを得ない。

尚右に判示する処を見れば所謂特信性の情況的保障の有無の判定は恰も裁判所の絶対的自由に委ねられているかの如く

認められるけれども、これ亦証拠の証明力に対する裁判官の判断と同様経験則に照し、これに適合し且つ論理に合致していなければならないことは当然とする処であり裁判官の擅断を許したものではないから原判決が弁護人の控訴趣意に対し一顧だに与へず単なる独断的結論を以て判示したことは右の証拠価値判断の法則に違背し違法たるを免れない。

従つて原判決は右何れよりするも理由不備の違法ありと謂うべく、右違法は被告人等の罪の有無を左右すべき重大なるものであること明かにして当然判決に影響すべきものでありこの点からも原判決は破毀しなければ著しく正義の観念に反するものと確信する。

第三点　原判決には判決に影響すべき重大なる事実の誤認がある。

原判決はその理由中

「前略　次に原判示各事実は原判示挙示の証拠によつて優に証明することができ記録を精査し更に当裁判所において親しく証人を取調べた結果に徴するも原判決の事実の認定に誤ある跡を見出すに由なく云々」

と判示した。

然し乍ら右判示は裁判上顕れた被告人に有利なる証拠に対してはこれに一顧だに与へず被告人は有罪なりとの観点に立ちその独断を以て事実を認定したものと謂うべく、全く吾人の経験則及び論理を無視した判決なりと断してはばからない次第である。

その理由は左の如し。

第一、第一審判決認定の第一、第五(一)及岩井第一の事実は

被告人椎名隆は自己の当選を得る目的を以て同年八月二十九日頃千葉県印旛郡六合村松虫二百二十番地岩井力三郎方に於て同人及び被告人紫海義雄からその居村部落の選挙人が銚子遊覧をするにつきその費用を負担してくれとの申

出を受けた際此度行はれる衆議院議員の選挙には立候補するから宜しく頼むと申し向けて自己のため投票取纏め方の選挙運動を依頼し、立候補届出前であつた同年九月四日頃肩書住居に於て被告人紫海義雄の手を経て同被告人及び岩井力三郎の両名に対し右遊覧の費用を含た同人等の右選挙運動の資金並びに報酬として金四万円を供与し以て一面立候補届出前の選挙運動を為し

被告人紫海義雄は右候補者の当選を得しめる目的を以て

岩井力三郎と共謀の上前記第一の日時場所に於て被告人椎名隆から同記載の如き趣旨の依頼を受け同記載の趣旨で供与されるものであることの情を知り乍ら金四万円の供与を受けたもの

（岩井第一の事実略）

と謂う。

然し乍ら先づ第一審に顕れた証拠を見るに被告人椎名隆の検察官に対する供述調書の記載及被告人等の第一審公判に於ける供述（記録第九六丁以下、同第一〇七丁以下）に依れば被告人椎名隆は昭和二十七年八月二十九日岩井力三郎方へ行つた際に於ては別に選挙運動を依頼するとか或は銚子遊覧については何等の話が出たことはなく単なる世間話のみであつた。これは証人鈴木忠一の証言（記録第七二七丁乃至第七三七丁）及同席した証人佐々木春吉、大須賀健治等の証言によるも同様である。

而して右事実についてはその銚子遊覧なるものは証人大須賀やす（記録第三〇二丁以下）、同佐々木佐太郎（同第三一五丁以下）、同平山清（同第三二五丁以下）、同岩井揚（同第三七六丁以下）の各一致せる証言よりも、これは女衆の集ひである遊山講に於て計画されたもので選挙には何等関係はなく、しかもこれには各自会費として各米一升及金三百五十円を醵出したものであると認めることができることよりも前記事実性を充分裏付け得る。

翻つて第一審及原審が採つて以て有罪認定の資料とした右各証人検察官に対する各供述調書の記載は何れも任意性に乏しく真憑性なきものと謂はねばならない。（右各証言参照）

尚原判決は「親しく証人を取調べた結果に徴するも原判決の事実の認定に誤ある跡を見い出すに由なく云々」と判示するも右取調べた証拠中証人大須賀健治（記録第一六三〇丁以下）、同深山操（同第一六三七丁以下）、同大須賀英雄（同第一六四三丁以下）、同佐々木佐太郎、同大須賀やす（同第一六五四丁以下）、同平山清等の各証言は何れも右事実の真実性を如実に物語つて居り第一審の事実認定の誤りなることを明かに表明している。

原審判決はこれ等の厳然たる証拠を無視して官憲は誤りを犯すことなしとの封建的観念の下に一方的に取調べ且任意性乏しく特に信用すべき情況の下に作成されたものとも認め得べからざる検察官の調書のみを正当なるものとした第一審の事実認定を誤りなきものと判示したのである。

これ吾人の経験則に反し且つ論理に合致しないものなることは論を俟たない。従つて原判決には重大なる事実の誤認ありと為す所以である。

第二、第一審判決認定の第二事実は

被告人佐藤実は右候補者の当選を得せしむる目的を以て

㈠ 同年九月十七日頃岩井力三郎に対し右候補者の為投票取纒め方の選挙運動を依頼し前同月十九日同県印旛郡成田町成田三百六十五番地ひしや旅館に於て石浜保治の手を経て金二十万円を供与し

㈡ 同年同月二十日頃肩書住居に於て被告人加瀬清に対し前同趣旨の依頼を為し前同趣旨の下に金十万円を供与したものと謂う。

㈠ 右㈠の事実について被告人佐藤実の第一審公判に於ける供述に依れば同人は岩井方を訪れた帰途鈴木博文に対し二十万円を印旛に出せれば出す様に事務所に伝言して貰ひ度いと依頼しこれを右鈴木が椎名の選挙事務所に伝へたのみである。

これは右鈴木の第一審に於ける証言（記録第七九八丁以下）によつても認め得る。

而して石浜保治が右被告人より金二十万円受取りこれを右岩井の許に持参したか否かは右石浜の第一審公判に於ける証言に依ればこれを肯定し得るけれども、

本件椎名隆の選挙運動に於てはその運動者には二系統が存在し従前よりの椎名直系と此の選挙に始めて支持を始めた佐藤系とがこれであり被告人佐藤実の系統は謂はゞ外様であり運動に於ける実権は椎名直系がこれを握り佐藤系は単なる応援程度に過きなかつた。

唯被告人佐藤実が千葉県議会議員の職に在る関係上形式を整へる意味から出納責任者として届出で事務長なる名目を与へられたに過ぎない。

椎名直系は被告人椎名隆の銚子市会議員当時よりの同志であつてその中心をなすものとしては石浜保治、宇佐美清治、田中満二郎にしてその最も有力なる者が石浜保治とされている。従つて右選挙に於て被告人佐藤実は選挙資金を自由に処理し得る立場になく主として右石浜等が主動的にこれを処理していたものであることが看取できる。

斯る事実は原審公判に於ける証人平野良人（記録第一六八一、二丁）、同宇佐美清治（同第一七〇七、八丁）、同脇田三千雄（同第一六七四丁乃至一六七六丁）等の証言により明かに認め得るところである。

而して右被告人佐藤実の供述に対し被告人山口忠治の第一審公判に於ける金三十万円を右石浜が預ると云うのでこれを同人に渡し内金十万円を同人から受取つた、亦同人がこれを岩井方に持参したことについては選挙運動関係者間に相当抗議か出た（記録第五八六丁）旨のものがあり前記宇佐美清治、平野良人の原審公判に於ける証言にもこれを

石浜の行過きなりとの批評や或は同人が勝手な事をして困つたとの趣旨の供述かあり充分これを裏付け得るのみならず原審公判に於ける証人石浜保治の証言に於てすらこれは右被告人から金を受取つたのではなく山口から直接受取つたかも知れない旨供述している（記録第一六六五丁乃至一六六七丁）ところを見るとその真実性の一端を物語り第一審に於ては自己に対する検察側の追求を虞れる余り偽証した事実を暴露すると共に同人が起訴されなかつたことよりも何等が不明朗なる策謀の存在を疑はしむるものがあると謂つても過言ではない。

従つてこれは被告人佐藤実が石浜保治を通じて被告人岩井力三郎に供与したものでなく右石浜か自己の意思に依り同人自身がこれを右岩井に供与したものと認定すべきである。

これ第一審公判に於ける右石浜の証言よりも右岩井から金員の強要を受けたのは被告人佐藤実に非ずして右石浜なりしことを認め得るところに想到するも斯く認むるを以て最も事理に合したるものと謂うべきである。

(二) 右(二)の事実について第一審公判に於ける加瀬清の供述記載によれば同人は被告人佐藤方に於て金十万円は被告人佐藤以外の者に渡された、又その趣旨は改進党支部結成資金である旨の記載かある証言によるも右被告人が金を渡したことは見ないし同人の行動は終始見て居た旨の供述がある。

而して右事実を第一審が認定した証拠は被告人等の検察官に対する供述調書のみであり任意性極めて乏しきもので あることは各被告人等の第一審に於ける供述より明らかに看取することができる。信憑性極めて薄きものと謂はざるを得ない。

而して本件選挙運動に於ける被告人佐藤実の地位か前記の如きものなる以上選挙資金を自由に処理し得べき地位になかつたものと認め得べきこともこれを裏書きして余りあるものと謂うべく、被告人佐藤実が加瀬清に供与したものと認むることは事理に合せず不合理極まるものにして誤りも甚しきものであると信する。

第三、第一審判決認定の第三事実は

被告人山口忠治は右候補者に当選を得しめる目的を以て同年九月十二日頃銚子市飯沼町百四十六番地所在の右候補者選挙事務所に於て岩井力三郎に対し前同趣旨の依頼をなし前同趣旨の下に被告人紫海義雄の手を経て金三万円を供与し

たものと謂う。

被告人山口忠治の第一審公判に於ける供述に依れば石浜保治か宇佐美清治に金があるかと聞かれ石毛美治に金があるかと聞くと二万円位あると答へたので出して呉れと石毛が出しそこでこれを手渡してやつた、金の使途については知らないと謂う。同審証人石毛美治の証言（記録第四〇七丁乃至四〇九丁）によれば金二万円渡したと云う。而して浪川千代の同審に於ける証言に於ける証言によれば当時宇佐美清治に金一万円貸した事実ありと謂う。

被告人紫海義雄の同審に於ける供述には山口さんとか検事さんが云うのでそうですと云つた、渡した人は此処には居ないとあり、

尚同人の検察官に対する第二回供述調書には

問　その金を渡した事務所の人は誰か

答　宇佐美といふ人ではないかと思ひます

との記載（記録第一〇五一、二丁）がある。

しかも被告人山口忠治の検察官に対する供述調書の記載は同人の司法警察員に対する供述調書の趣旨に基き記載したものであつて、右調書が如何に不真面目に作成されたものであるかは第一審に於ける被告人山口忠治の供述及原審証人井上真嘉の供述記載（記録第一七一二丁乃至一七一五丁）より明らかにこれを認めることができこれを基礎として作成

された右調書に信憑力ありとは断して認むることを得ない。

而して右第二に述べた通り右宇佐美清治は該選挙運動に於ける中心的人物であることに思ひを致すとき同人が右石毛より渡された金二万円に右浪川千代より借受けた金一万円を併せ金三万円として右紫海に渡したものと認むるを以て最も合理的であり論理法則に合致するものと謂うべく、原審及第一審の前記事実認定は論理に合せず不合理極まるものである。これ原審証人宇佐美清治の証言中「誰かに山口が責任をとるから警察へ行けと云はれた」趣旨のことを供述している（記録第一七一〇丁）ことはこれ亦その一端を物語り同人が第一審に於ける検察側の追求を虞れる余り偽証した事実を暴露して余りありと云うことは前記証人石浜保治と同様である。

従つて原判決がこれに反する第一審判決の事実認定を正当なりとしたことは誤りであるとなす所以である。

以上何れも被告人等の罪の有無を左右すべき重大なる事実の誤認であり判決に当然影響あるべく、破毀しなければ著しく正義の観念に反することは自明の理であると確信する。

以　上

昭和二九年(あ)第三〇三〇号

弁護人鍛治利一の上告趣意

右の者等に対する各公職選挙法違反被告事件について左の通り上告の趣意を開陳する。

第一点　原判決は刑事訴訟法第三二一条第一項第二号違反の裁判である。原判決は其理由において「ところで原判決は佐々木春吉、大須賀健治、大須賀英雄及び深山操の検察官に対する各供述調書を採つて以て判示第一及び第五の(一)の事実認定の資料に供したことは、まことに所論のとおりである。しかし右の如き検察官に対する供述調書が証拠となるについて必要な条件たる該調書記載の供述を信用すべき特別の情況の存するや否やは事実裁判所の裁量によつてきめるべきであつて、しかもこれをきめるについては如何なる資料にもとずくも自由である」と判示した。

しかし刑事訴訟法第三二一条第一項第二号は検察官の面前における被告人以外の者の供述を録取した書面については、公判期日において前の供述を相反するか若しくは実質的に異つた供述をしたときは、公判期日における供述よりも前の供述を信用すべき特別の情況の存するときに限り証拠とすることができる旨を規定している。故に検察官の面前における被告人以外の者の供述を録取した書面を証拠とすることができるのは、公判期日において前

被告人　椎名隆
同　佐藤実
同　山口忠治
同　岩井力三郎
同　柴海義雄

の供述と相反するか若しくは実質的に異つた供述をしたために前の供述を証拠とする必要を生じたと云うだけでなく、更に公判期日における供述よりも前の供述を信用すべき特別の情況が存在することを要するのである。

然るに、この特別の情況が存するや否やは事実裁判所の裁量によつて定めるべきであつて、しかもこれをきめるについては如何なる資料に基づくも自由である、と云うのであれば公判期日において前の供述と実質的に異つた供述をしたとの一事により無制限にこれを証拠とすることができることゝなつて、憲法第三七条第二項が被告人はすべての証人に対して審問する機会を充分与えられる旨を規定したことが空文となつてしまうのである。

故に該調書記載の供述を信用すべき特別の情況が存するや否やは事実裁判所の裁量によつてきめるべきものであるとしてもその裁量は裁判所に勝手気儘な措置を許したものでないこと明らかと云はねばならない。

検察官の面前における供述は宣誓しない供述であるから、特別の事情が存しない限り公判において宣誓の上でした供述の方が信用性があると云うべきであり、また、検察官は訴追者としての立場上被告人に不利益な面のみに供述を求め、そのため供述全体として反対訊問を経ない限り、これを被告人の不利益な証拠とするのは誤判の危険が大きいので、特別の事情の存しない限り公判の供述の方が信用性があると見るべきだから検察官の面前における供述を録取した書面を証拠とすることを許容するには、その供述を公判の供述よりも信用すべき特別の情況が存するときに限るものとしたのである。

而してこの特別の情況は公判外の供述に証拠能力を与える要件であるから、それは供述の外面的・附随的事情でなければならない。供述の内面的価値の判断は裁判官の自由心証の問題で、換言すればそれが証拠能力を持つてから先の問題である。従つて公判外の供述が公判の供述よりも理路整然としているとか、経験則に合致しているとかいうことは、特別の情況にはなり得ない。

また、特別の情況は任意性のある供述であることを前提として、これを証拠とすることが許される条件であるから、任

意にされた供述である事は、特別の情況とは別箇の事由である。従つて公判外の供述が任意されたものであることを供述者の確言によつて、又は第三者の立会の事実によつて証明しても、それは特別の情況にはなり得ない。

さらに特別の情況は一般の情況を除外するものである。従つて公判外の供述が公判の供述よりも記憶の比較的新しいときにされたとか、公判における証人は被告人の面前であるため圧迫を受けているとかいうことは特別の情況とはなり得ない。

然るに原審は特別の情況の存するや否やは事実裁判所の裁量によつてきめるべきであつて、しかもこれをきめるについては如何なる資料にもとずくも自由である、とし単に「それで記録にもとずいて右各供述調書記載の各供述内容を検討するに、それらはいずれも供述者の不任意に出でた供述とは認めがたいのみならず、更にこれを信用すべき特別の情況の存する場合に該るということができる。」と判示するに止まり、右供述調書記載の供述が公判廷における供述よりも信用すべき特別の情況として如何なるものであるかを示すことなく第一審判決を是認したものであつて判決に示すべき判断を遺脱したものであると共に刑事訴訟法第三二一条第一項第二号に反する違法の判決であり破棄せらるべきものと信ずる。

第二点　原判決は「次に憲法第三七条第二項は『刑事被告人はすべての証人に対して審問する機会を充分に与えられ』る旨を規定しているが、これは裁判所が証人として出頭を命じた者に対する被告人の審問権を保証したものであつて、このことから直ちに反対訊問による吟味の機会が与えられなかつた供述のすべてを証拠とすることは許されないというがごときは結論は出てこない。だから反対尋問による吟味の機会が与えられなかつた供述を取録した書面を証拠とすることを許している刑訴法第三二一条の規定を捉えて右憲法の規定に違反するものであるとする所論はもとより採用すべき限りでない」と判示した。

しかし憲法第三七条第二項が被告人はすべての証人に対して審問する機会を充分に与えられる権利を有する旨を定めた

のは、被告人に対して反対訊問の機会を与へない証人の供述を有罪の認定の資料とされない権利を保障したものである。その審問が被告人によつて呼出されたものであり被告人が訊問したものであれば被告人自身訊問の機会を有したのだから憲法第三七条第二項の要件は充たされているわけで、これを有罪の証拠とされても被告人の防禦権を侵したものと云うことはできないけれども、被告人が証人を喚問し且つ訊問することはないから検察官が証人の供述を求めて供述調書を作成する場合を問題とするわけで、若し検察官作成の被告人以外の者に対する供述調書が有罪認定の証拠となるものとすれば、それは被告人の立会なく、被告人からその証人の供述に対して反対訊問を為し供述の真否を確かめることができなかつたものであるから一方的に作成された証拠であり被告人の防禦を不能ならしめることゝなるからである。

故に被告人に審問の機会を与えなかつた証人の供述録取書を以て有罪認定の証拠となし得る旨を定めたのは刑事訴訟法第三二一条第一項第二号は無効と云はねばならない。

或はその供述者を更に公判廷において証人として訊問することによつて右の検察官の面前における供述を録取した書面を証拠としても差支へないとの論があるであろうが反対訊問はその供述者が供述しているときに主訊問に続いて直ちに直接にすることによつて効果を挙げることができるのであり、又供述はそれをする前後の状況態度とはなれては形骸に過ぎず、後から公判廷において証人として訊問したからとて、公判廷における被告人に審問の機会を与えた供述そのものを証拠とするを適当なりとするに止まり、これによつて審問の機会を与えていない供述調書そのものを証拠とする根拠とはできない。（刑事法講座第六巻一一五四頁、江家義男氏・伝聞法則参照。）

蓋しその供述調書は被告人に審問の機会を与へず検察官が一方的に訊問したからそのような内容の供述となつたものであつて、若し被告人が其訊問に立会して反対訊問をしていたならばそのような内容の供述調書は出来上らなかつたものだからである。然るに原審は、憲法第三七条第二項は裁判所が証人として出頭を命じた者に対する被告人の審問権を保障したものである、として憲法がすべての証人に対して審問する機会を充分に与えられる旨規定したのを限定的に解釈しているが、審問の機会を充分に与へられることを保障しているのは裁判所が証人として出頭を命じた者に対してのみではない。被告人は審問の機会を充分に与へられたのでなければ其証人の供述を不利益な証拠とされないことを基本的人権として保障しているのである。原判決は憲法第三七条第二項の解釈を誤つたものであるのみならず違憲無効の刑事訴訟法第三二一条第一項第二号を適用し控訴棄却を言渡したものであり憲法第三七条第二項違反の裁判であり破棄せらるべきものと信ずる。

第三点　原判決は左の如く検察官に対する供述調書謄本を証拠とし被告人両名に対し有罪判決をした第一審判決を維持して本件控訴を棄却したのである。

椎名隆外六名に対する判示第一及び第五の㈠につき大須賀健治、同英雄、深山操の検察官に対する各供述調書謄本の記載

第二の㈡につき遠藤玉吉、野沢栄治郎、浪川桂作、菅谷鉄五郎の検察官に対する各供述調書謄本の記載

而して控訴裁判所が控訴を棄却し第一審判決を維持したときはその控訴裁判所の判決は第一審判決を適憲なりとする判断を包含しているものと云はねばならない。此の理は最高裁判所が昭和二三年㈣第一八八号同年七月八日大法廷判決（刑集二巻八〇一頁）において「判決において憲法違反の判断をするは性質上当然であるが、これに反し憲法適合の判断をする場合にはその判断は必ずしも常に積極的に表明せられることを要せず、特に判決において憲法違反を表明していないときはすべて憲法適合の判断を含蓄しているものと解することが相当である」と判示されたところである。

故に原判決は検察官に対する被告人以外の者の供述調書の謄本を有罪の証拠とすることを以て適憲なりとしたものと

云はねばならない。

しかし憲法第三七条第二項は、刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与えられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する、旨を規定している。

然るに検察官に対する前記供述調書は被告人に対して審問の機会を与へることなく作成されたものであるから、もともと憲法第三七条第二項に違反し証拠にできないものである。

而して刑事訴訟法第三二一条第一項は被告人以外の者の供述を録取した書面は供述者の署名若しくは押印があることを要し、検察官の面前における供述を録取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は公判準備若しくは公判期日において前の供述と相反するか若しくは実質的に異つた供述をしたときであり、且つ公判準備若しくは公判期日における供述よりも前の供述を信用すべき特別の状況の存するときに限り証拠とすることができる旨を規定しているけれども、供述者の署名若しくは押印のあることを要するものとしている点から見て、此のような供述録取書を証拠とすることのできるのはその原本であることを要すること明かである。

蓋し謄本又は写は前記供述録取書を更に謄写したものであるから素より供述者の署名若しくは押印はないし、供述を聴取した以外の者が作成した書面である。換言すれば伝聞証拠を更に伝聞により作り出されたものが供述調書謄本なのである。故に謄本を証拠とすることは供述者を審問する機会を奪つて作り出された証言を被告人に不利益な証拠とするものと云はねばならない。原判決がこれを証拠として有罪を言渡したのは憲法第三七条第二項に違反する裁判であり破棄せらるべきものと信ずる。

第四点

一、原判決は重大な事実の誤認に基く判決である。

原判決の是認する第一審判決によれば

「被告人椎名隆は自己の当選を得る目的を以て同年八月二十九日頃千葉県印旛郡六合村松虫二百二十番地岩井力三郎方に於て同人及び被告人柴海義雄からその居村部落の選挙人が銚子遊覧をするにつきその費用を負担してくれとの申出を受けた際此の度行はれる衆議院議員選挙には立候補するから宜しく頼むと申し向けて自己のため投票取纒め方の選挙運動を依頼し立候補届出前であつた同年九月四日頃肩書住居に於て被告人柴海義雄の手を経て同被告人及び岩井力三郎の両名に対し右遊覧の費用を含めた同人等の右選挙運動の資金並びに報酬として金四万円を供与し以て一面立候補届出前の選挙運動を為し、

被告人岩井力三郎及び柴海義雄は右立候補者に当選を得しめる目的を以て共謀の上前記日時場所に於て、被告人椎名隆から同記載の如き趣旨の依頼を受け、同記載の如き趣旨で供与されるものである情を知りながら柴海義雄において金四万円の供与を受けたものである。」

と判示している。

二、しかし、昭和二十七年八月二十九日に椎名が岩井方へ立寄つたのは、当日印旛郡阿蘇村に於て、県下各政党代表者によつて、各党の政策発表演説会が開催され改進党県連合会において出席するように指定し、それに出席した帰途である。

即ち、椎名は右演説会に出席することになつたが、印旛郡の地理がよくわからないので、鈴木忠一が案内してくれることとなり、同日午後一時に成田駅にて鈴木忠一と出合い案内してもらつて出席した。

立会演説会が終了して帰途宗像村にてバスを降り篠田氏宅に立寄つて敬意を表し、それより先は乗物がないため同村

のオート三輪車の所有主に対し辞を低うして頼み、その好意によつてオート三輪に便乗して漸く六合村の岩井宅に到着したが、既に午后八時を過ぎ非常に疲労していた。

椎名隆と岩井力三郎とは早稲田大学在学中よりの学友で県会議員も二期一緒に勤め、岩井が議長の時椎名は副議長であつたような関係もあり、親類以上の親しい仲であつたので阿蘇村へ来たのを幸い岩井方を訪ずれたのである。岩井方では夜食の仕度をしておいてくれたのであるが、到着が余り遅いので、立寄らないと思つて御馳走は皆雇人に食させてしまつた、とのことでウドンを御馳走になり、入浴して明朝は早く帰らねばならないので就寝したのである。

岩井の知らせにより柴海が訪ねて来たが、これは同年七月中頃岩井等と共に椎名方へ遊びに来て世話になつたので、その礼を云うためであつた。そして柴海は世間話をして帰つたのであるが其の間三十分位であつた。話はお互の家庭のこと、岩井氏宅の広いこと、それも一棟取りふぐしたものであること、更に裏の二階家も取りふぐすことになつていること、その跡の計劃等を岩井より聴き椎名は自分の農園の話し、来年の秋には松岸町に百二十坪の平家住宅を建設することと、それに杉丸太が必要なこと、七月に岩井等が椎名の農園へ遊びに立寄つた際先も元も同じ位の太さの杉の木が慾しいと譲受けを頼んでおいたので杉丸太についての話などであつて、選挙についての話は出なかつた。又居村部落の選挙人が銚子遊覧をするという話は出なかつた。

この事実は、椎名隆に対する検察官の第一回供述調書第八項の記載

同人の第一審公廷における供述（六四〇丁以下）

岩井力三郎の第一審公廷における供述（五二四丁以下）

柴海義雄の第一審公廷における供述（四〇八丁以下）、によつて明かである。

三、而して椎名は翌朝は八時頃に同家を辞したから、岩井方を訪問したのは、阿蘇町まで来たので無二の友である同人に

会うためで、他に何の目的もなかつた。

朝になつて柴海義雄、大須賀英雄、深山操等が岩井方へ来て椎名と会つているが、それは同年七月二十日頃に同人等が椎名の農園を訪れて馳走になつているので椎名が岩井方へ来ていることを聞いて、挨拶とそのお礼に来たのである。同人等が来た時は椎名は鈴木と共に帰る仕度をしていたので、お礼の言葉や時候の挨拶など雑談を交へただけで岩井方を辞したのであつて、選挙の話や銚子遊覧の話などはしたことがない。

この事実は、

柴海義雄の昭和二十七年十月二十三日附坂井副検事に対する供述調書中の供述記載（九一八丁）

大須賀英雄の検察官に対する供述調書謄本中の供述記載（九一二丁）

深山操の検察官に対する供述調書謄本中の供述記載（九一二丁）

によつて明らかである。

即ち銚子遊覧の話は椎名が岩井方を辞去した後に、柴海、大須賀、深山等が岩井方で雑談中に話題になつた程度に過ぎず、椎名の居る際にはそんな話は出なかつた。

当日椎名は朝八時のバスで帰つているから（大須賀健治原審供述・二六四丁）同人等とは同年七月のことについて礼を述べられ雑談を交して別れたのが真相である。

同日椎名は鈴木忠一の案内で岩井方へ行き常に一緒に居たもので、別になつたのは同夜入浴した折だけであることは鈴木忠一の原審証言によるも明かであり、選挙を頼むとか、銚子遊覧などの話は出ていないのである。

岩井力三郎は近在切つての素封家で人格もすぐれており椎名とは長年の盟友であるから、事更らに頼まずとも同人が立候補した場合には常に応援しており右の席上で特別にこれを依頼したとは考えられない。

椎名が柴海を通して金四万円を岩井に渡したのは印旛の殿様とも云われる岩井が二度も断わられても更に来るというのは、既に銚子遊覧の計画を樹ててしまつたので、体面上実行しなければならないため金策に困つていることと察し、これを救うべく渡したものであつて他意はなかつた。

そして代償には後日建築に必要な杉材を貰えばよいと考えたのである。

また四万円という金額は前にバス二台で来たから今回も二台であると思い一台分の費用二万円として四万円渡したものであつて他意なかつた。従つて此の四万円は友人間の好意的貸借であり、選挙には何等関係ないのである。然るに原審が前示の如く判示したのは採証の法則に違背し審理不尽の裁判であり破棄せらるべきものと信ずる。

第五点　原判決は被告人椎名隆を懲役六月、同佐藤実を懲役一年、柴海義雄を懲役六月に、山口忠治を罰金四万円に処し椎名隆、柴海義雄に対して三年間懲役刑の執行を猶予し被告人岩井力三郎に対しては懲役一年・四年間右刑執行を猶予する旨を言渡した第一審判決を是認したのであるが、椎名隆は大正九年早稲田大学法律科を卒業し同十二年より銚子市において弁護士を開業して今日に至つたものである。而して昭和八年銚子市制が施行されるや市会議員に選出され爾来四期連続当選して市政に尽瘁したのみならず昭和十五年には千葉県会議員に当選し昭和二十一年まで三期勤め県政に多大の貢献をしたのである。また衆議院議員の選挙は本件選挙を含めて五回に及んでいるのであつて前後十二回の選挙を経たが、これまで椎名派から一度として買収犯を出さなかつた。これは椎名が公明選挙をモットーとして選挙戦に臨んで来たことを何物よりも有弁に物語るものである。

而もその間銚子市会議員として、又千葉県会議員として地方自治のために尽した功績は顕著である。

本件は又椎名が情誼に厚いことを示すものであり、六合村部落民に対する岩井力三郎の立場を考えたために外ならない。

また岩井力三郎も永年千葉県会議員として地方自治のために尽した功績は顕著であつて本件は盟友椎名の政見に共鳴して同人の為めしたことであり私心のないことが判る。

次に佐藤実は現に千葉県議会議員として県民の与望をになう地方自治のために尽した功績は著しい。

故に被告人等に対しては罰金刑に止め、選挙権、被選挙権を保持せしむるの宣言を与うるを至当とする。

本件判決が確定せんか椎名は弁護士の職務を行うことを得ざるに至り、その上選挙権、被選挙権を停止せしめるのは過去における功績、公明な選挙の経歴に鑑み酷に失するものと思料する。

故に原判決は刑の量定重きに過ぐるものであつて破棄せらるべきものと信ずる。

以　上

昭和二九年(あ)第一五八四号

判　決

本籍並びに住居　広島県芦品郡宜山村字上山守一五三六番地

無　職

岡　本　寿　一

明治一四年五月一〇日生

右の者に対する公職選挙法違反被告事件について昭和二九年四月五日広島高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人高橋禎一の上告趣意第一、二点について。

公職選挙法二五二条の規定は、憲法一四条四四条に違反するものでないことは、当裁判所の判例すとるところである。（昭和二九年(あ)第四三九号事件同三〇年二月九日大法廷判決）論旨は理由がない。

同第三点について。

所論最高裁判所規則は刑訴四八条二項の委任にもとずく規定であることは明文上、明らかであるから、所論違憲論は、ひつきよう、その前提をかくものというべく、その余の論旨は、単なる訴訟手続法規の違反を主張するものであり、被告人の上告趣意と共にいずれも、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認め

昭和三〇年五月二〇日判決　昭和二九年(あ)第一五八四号

昭和三〇年五月二〇日判決　昭和二九年(あ)第一五八四号

られない。

よつて同四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、弁護人高橋禎一の上告趣意第一、二点に関する裁判官池田克の少数意見を除く外裁判官全員一致の意見である。

池田裁判官の少数意見は、昭和二九年(あ)第三〇四五号、同三〇年五月一三日言渡第二小法廷判決において表示されている意見のとおりである。

昭和三〇年五月二〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

裁判官　池田克

被告人　岡本寿一

被告人の上告趣意

右私は、明治三十九年五月、宜山村役場書記に就職、同年十月行はれた県会議員選挙に当り候補者吉田中氏の依頼により本村内の投票取纏めをしたのを始めとし爾後選挙の度毎、選挙運動は致したものですが当時私は、選挙運動は金儲けにはならない、主目的は、良き人を当選さすことで傍ら自分の交際を拡め信用を高むる一助だと考えて、行つたものです。

ところが、大正の末頃から昭和の始頃に至り盛んに「金を呉れる候補者からは遠慮なく貰へ、然し投票は私にして呉れ」と宣伝する候補者があつて有権者も選挙運動者も、二重、三重に投票を売るようなことになり、ために得票は予想の三分の一にも達せぬ醜態を演じたのでこれでは自分の信用を墜するだけだと、思つたので頼まれても選挙運動は一切せぬこととしたものです。

昭和十一年三月再び本村村長に就任し同年八月教化村に指定を受けて必行事項中に選挙粛正を掲げてその実行を叫んだものです、昭和二十一年追放により退職、昭和二十六年解除となる迄二十数年間自分は、選挙運動は致して居りません。

昨年四月二十一日豊田本村長が、私と萩原寛一氏を招き三人会合の席上、村長から「参議院議員に全国区から立候補せられた重政庸徳氏の本村に於ける選挙運動費として、金五千円貰つて帰つたが、之を如何にしたらよかろうか、」と相談を受けました時、私が思いますに、「廿数年前私が選挙運動をして居た時は、県会議員で五～七百円、衆議院議員の場合は、千五～七百円本村へ貰つて来たものです、今の金では、二十万円或は五十万円です、最近は有権者が三倍となり二千人以上でありまして五千円は、有権者一人当り、二円五十銭に過ぎません、殊に今回の五千円は村の大小に拘らず同額なので、ほんの儀礼的のものだ選挙運動の方法も余程変つたものだ」と考えましたが、何分二十数年来選挙運動に関係して居ないから、

判らぬが今から人を傭うてなすべきことがあるかと尋ねたがその必要はないとの事で之は返すがよかろうと言つたが村長は、今返すと重政候補の選挙に協力せぬと見られ、今後のわが村の耕地事業に悪影響する殊に渡して呉れた人も未知の人でこの際返すことは、出来ぬと言うので取止めたが、五千円では村民集会の序に慰安の余興費に充るとしても映画は頼めぬ、浪曲でも聞かす位のものだ、しかし僅かの金でも今使うと違反に問はれる虞なしとは言えぬから、渡して呉れた人を取調べて返すか又使うかは選挙後に決めることとして保管したものであります。

私は第一回の公判廷で「豊田村長と雖も之が投票を買収する金だと直感したら持つて帰らなかつたと思います。ほんの儀礼だと思つたのでしよう、私も有権者全体が貰つたものです村全体のものと思つて保管したので私は窮乏して居ますが、でも私が私腹を肥す如き者でない事は村民全般が信じて呉れると思つて居ります。」と陳述したものです。

今回第一審の記録を見て始めて知つたのでありますが、事実と相違して居り遺憾に思います事は、

(一) 重政候補と特別の関係ありて主犯の如く認められたこと。

(二) 私が有権者に対し直接投票を依頼したと言はれる点。

(三) 豊田村長が五千円を投出して萩原氏と私に選挙運動一切を委したという点であります。

(一) 私の二男寛人（現在三重県四日市の東海硫安に在職中）が中国から引揚げて、昭和二十年十二月、日本肥料会社へ入社の際、同社の社長であつた重政庸徳氏の実弟誠之さんの世話になつたから、此度の運動に報酬など更に考えて居りませんとは言つたが之により自ら進んで四千円貰つたと見られて居るようですが私は誠之さんが衆議院議員に立候補された時でも、二男の寛人は多少運動した由ですが私は運動して居りませんこの事は村民周知の事実です。

(二) 村会議員の三好弘氏と路上で立話をしたのは、投票を依頼したと見られたが、同氏は予ねて革新系の人だと聞いていましたが村会議員であり殊に、村長擁護者であるから、「この度村長は、村のためだ重政候補へ投票せよと言つている

が君は、どうするか」と尋ねた迄です、この時、三好氏は、其処へ来合した若者二人に対し、「此の度は村のためだ重政氏へ投票せねばならぬそうだが」と言はれましたら若者達は考えて居たようでしたが「そうばかりは行きますまい」と言つて立去りました、由来私は二十数年前盛んに選挙運動をして居た当時でも直接有権者に投票を依頼した事はありません、このことは、三好君も立証してくれます。

(三) 豊田村長が昨年四月二十一日、重政候補の選挙運動費として持帰つた五千円を萩原氏と私に投出して選挙運動を一任したということを認められて居るようですが、尤も村長は、一任する積りだつたかも知れません、併しながら私は、二十数年来選挙運動をして居りません、ので此の金を如何するがよいか、わかりませず、応援はするが引受けて直接、運動はせぬと拒否したものです。

之を要するに私は、只村の為だと、豊田村長の依頼により重政候補推薦状に名を重ね、村長の指図により同候補が運動に来られた自動車に同乗し、又遂に四千円を預つたものです、私が四千円保管して居たため村内では、重政候補へ投票せよとの声は喧しかつたが、金銭の授受が行はれなかつたことは、私の満足して居るところです。

私は五千円の処分については、違反にならねよう村長へ注意はしたが犯意はなかつたので違反にならぬと思つていましたが、検事さんから運動費を手にしたら違反だ、保管したものを罰せぬと公明選挙は行はれぬ、と言はれ、私は成程、保管して居たいう被告が大部分であることは事実で之を罰せぬ時は選挙は粛正されぬと言うことは一応肯けるところでありますので公明選挙に協力する気持で服罪を決意して居ります、乍併熟惟うにその運動費を保管して居たという被告の中には、自分で運動費として実際は使つて居りながら他人に及ぼす禍を恐れて、欺いて申立てたものが大部分のようです、併しそれが真に保管して居た者か否かは容易に判別し得ないから之を罰するということは、やむを得ないかも知れませぬが被告の人柄や当時の情況により真に保管したのみと判断されしかも再び違反することなしと認められる

被告に対しては、特に公民権停止排除の措置を講じていただけるべきではありますまいか。

私は今や七十四才の老齢に達し余命、幾何もないと思はれます、つきましては、人権喪失の儘生涯を終るの悲哀を痛感し此の世を呪はしくさえ思います。

何卒右衷情を御憫察下さいまして再審判に附せられ度悃願する次第であります。

以上

昭和二九年(あ)第一五八四号

弁護人高橋禎一の上告趣意

右者に対する公職選挙法違反被告事件について上告趣意を開陳すること次の如し。

第一点　原判決は憲法第十四条に反する違法がありこれは判決に影響を及ぼすことが明かであるから破棄さるべきである。

日本国憲法第十四条第一項は「すべて国民は法の下に平等であつて人種、信条、性別、社会的身分又は門地により政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」と規定しているに拘らず公職選挙法第二百五十二条第一、二項は右日本国憲法第十四条第一項の規定に違反して犯罪人であるという社会的身分によつて一定期間選挙権、被選挙権を奪う旨規定している。これは明かに無効である。然るに原審裁判は弁護人が被告人に対して選挙権、被選挙権を停止せざる旨の裁判を求めたるにこれに耳をかさず、この点につき被告人の選挙権、被選挙権を停止する結果となる誤まれる第一審裁判の態度を維持し同様の日本国憲法違反の結果をもたらす裁判を為したるは日本国憲法の精神を無視するものである。

第二点　原判決は憲法第四十四条に違反し、この違反は判決に影響を及ぼすことが明白であるから破棄を免れない。

原判決の結果被告人は一定期間公職選挙法に定める選挙権、被選挙権を有しないこととなるがこのことを規定せる同法第二百五二条第一、二項の規定は日本国憲法第四十四条の「両議院の議員及選挙人の資格は法律でこれを定める。但し人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない」との規定に違反し社会的身分を以て差別する無効のものであるから原審裁判は被告人に右選挙権、被選挙権を停止しない旨を主文中に記載しなければならなかつたにも拘らずこの挙に出でなかつたことは右憲法に違反するものであり裁判によつて憲法の保障する基本的人権を奪う結果を招来し裁判が憲法違反の法を容認することとなり許すべからざるものである。要するに原判決は被告人を有

被告人　岡本寿一

罪としながら日本国憲法に違反する無効なる公職選挙法第二百五十二条第一、二項の規定より招来する被告人の選挙権、被選挙権の停止を排除する措置、即ち選挙権、被選挙権を停止しない旨判決しなかつたことは明らかに日本国憲法第四十四条の規定に違反するもので破棄を免れないものと信ずる。

第三点　本件第一審裁判は法律の定める手続によらないで刑罰を加えたものであり第二審裁判もその不法の手続を是認しその基礎の上に手続を進行したもので日本国憲法に違反しているから原審裁判は破棄さるべきである。

日本国憲法第三十一条には「何人も法律に定める手続によらなければその生命若くは自由を奪はれ又はその他の刑罰を科せられない」と規定して居り実体法に関する理論は省くも手続法の関係のみにつき考えるに犯罪人と雖もこれを処罰するには法律を以て裁判手続を定めおきその裁判手続法の規定に従つて行はれた審理裁判によつてのみ処罰を為し得るものとしたのが日本国憲法の精神であることは多言を用いずしてまことに明白である。そこでこの裁判手続法である現行刑事訴訟の規定を見るに同法第二百九十一条第一項には「検察官はまず起訴状を朗読しなければならない」とあり、これは事件の公判手続において裁判官が事件の審理を為すに当つてはまず審理の対象たる公訴事実を認識し且これを被告人並弁護人は勿論、一般傍聴人にさえにも周知徹底せしめ被告人にはその事件に対する弁解を十分に為さしめ且防禦方法に遺憾なからしめ弁護人には弁護権行使に万全を期せしめ一般傍聴人には日本国憲法の裁判公開の精神に基き如何なる事件か如何に裁判されるかを明らかにし以て裁判の公正妥当を期し人権尊重の精神を確保せんとするもので公判手続における「検察官の起訴状朗読」は極めて重要で事件審理の基礎である。これが誤まつていたのでは裁判の公正も国民からの信頼の保持も不可能である。

即ちこれは日本国憲法の精神実現の上から見て極めて重要性のある点である。

而していま本件の審理裁判を見るに検察官は起訴状の朗読を為さず審理裁判が為されていること明らかである。

本件記録中第一回公判調書には勿論、其の他記録上検察官が起訴状を朗読したことの記載を発見し得ない。「記録になければ事実がない」とするのが訴訟法の原則である。尤も最高裁判所制定の刑事訴訟規則によつてその記載を要しないと反論するものがあるかも知れない。

しかし日本国憲法第七十七条の最高裁判所の規則制定権は刑事訴訟手続に関する限り前示刑事訴訟手続の原則を覆すことが出来る程強大なものでない、これは刑事訴訟法の規定せるところ。即ち同法の精神の実現を確保する為めの具体的方法を明確化する為めの規則制定を認めたものであつて刑事訴訟法の上に出るべきでなく又同等の地位を認めるものでもなくその下位にあつて刑事訴訟法を生かす為めこの足らざるところを補う役割を果す為め認められたものである。従つて「検察官の起訴状朗読」の事実を公判調書に記載するを要せずとするが如きは刑事訴訟法第四十八条第一項の「公判期日における訴訟手続については公判調書を作成しなければならない」との規定に反しこれを無視し刑事訴訟規則を以て刑事訴訟法を変更するもので日本国憲法の精神に反するもので無効である。即ち本件は刑事訴訟法第一項の規定を無視した裁判で日本国憲法に違反したもので原審裁判は破棄さるべきものであることを確信する。

以　上

昭和二九年(あ)第一六三七号

判決

本籍　広島県深安郡御幸村大字森脇四四番地
住居　同県同郡同村大字中津原五八三番地
御幸村長　三好与一郎　明治一七年三月七日生

本籍並びに住居　広島県深安郡神辺町上竹田一五八二番地
社団法人広島県耕地協会福山支会事務長　佐藤持　明治四五年三月三〇日生

本籍並びに住居　福山市草戸町一七五三番地
農業兼福山市議会議員　佐藤春市　明治三四年四月八日生

本籍並びに住居　福山市草戸町一六八二番地
農業　三谷治一郎

昭和三〇年五月二〇日判決　昭和二九年(あ)第一六三七号

右各公職選挙法違反被告事件について昭和二九年三月二六日広島高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件各上告を棄却する。

理　由

被告人三好与一郎の弁護人馬場照男の上告趣意について。

論旨第一、二点は、それぞれ事実誤認、単なる法令違反の主張であり、同第三点は量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴四〇五条の適法な上告理由に当らない。

同被告人の弁護人塚崎直義、同村上信金の上告趣意第一点及び弁護人鍛冶利一の上告趣意第三点について。

所論は第一審判決を維持した原判決の判例違反をいうけれども、原審において控訴趣意として主張せられず（原審では、ただ共謀者間における買収資金の授受であると主張するにとどまる）、従つてその判断を経ない事項であるから、適法な上告理由とならない。のみならず原判決は、第一審判決が判示第一の(一)、(二)において、被告人三好与一郎が安原文吾から判示日時、場所において判示の趣旨の下に金一〇万円及び金二〇万円の各供与を受け、同第五の(一)において、被告人三好与一郎が外三名と共謀して安原忠男、加藤軍平の両名に対し判示日時、場所において判示趣旨の下に金八万円を供与したと各認定したことは正当であつて、右安原文吾、三好与一郎間の右金員の授受をもつて投票買収を共謀した者の間における買収資金の授受と認めることはできないと判断しているのであり且つ所論の各証拠並びに一件記録によつても所論のような共謀関係を認めなければならないものではない。しかるに所論引用の各判例は、数人が共謀して投票の報酬となるべき資金を受領し

大正八年六月一五日生

これを選挙人に供与する場合において、右共謀者間における供与資金授受の行為は、それのみでは公職選挙法違反の罪とならないとの趣旨を判示したものであつて、本件とは異なつた事実に関する判例であり、本件に適切でないから、判例違反の論旨は採るをえない。

同被告人の弁護人塚崎直義、同村上信金の上告趣意第二点は量刑不当の主張であつて、適法な上告理由に当らない。

被告人佐藤持の弁護人塚崎直義、同村上信金の上告趣意（上申書を含む）について。

論旨第一、二点は、第一審判決及びこれを維持した原判決の判例違反をいうけれども、原審において控訴趣意として主張せられず、従つてその判断を経ない事項であつて、適法な上告理由とならない。また原判決には所論の経験則違反その他法令違反は認められない。同第三点は量刑不当の主張であつて、適法な上告理由に当らない。

被告人佐藤春市の弁護人塚崎直義、同村上信金の上告趣意について。

論旨第一点は事実誤認、単なる法令違反の主張であり、同第二点は量刑不当の主張であつて、いずれも適法な上告理由に当らない。

被告人三谷治郎の弁護人塚崎直義、同村上信金の上告趣意について

論旨第一点は原判決の判例違反をいうけれども、原審において控訴趣意として主張せられず、従つてその判断を経ない事項であつて適法な上告理由とならず、同第二点は量刑不当の主張であつて適法な上告理由に当らない。

被告人三好与一郎、同佐藤持の弁護人鍛冶利一の上告趣意第一点について。

所論は、第一審判決が所論供述調書の謄本を証拠としたことが憲法三七条二項に違反すると主張するけれども、原審において控訴趣意として主張せられず、従つてその判断を経ない第一審の訴訟手続に関する事項であつて、適法な上告理由とならない（論旨引用の当裁判所大法廷判決は刑訴応急措置法一七条に関するもので本件に適切でない）。

昭和三〇年五月二〇日判決　昭和二九年(あ)第一六三七号

同第二点について。

所論は、原判決が「自白を補強すべき証拠は必らずしも自白にかかる事実のすべてにわたつてこれを裏付けるものであることを必要とせず、自白にかかる事実の真実性を保障しうるものであれば十分である。従つて第一審判決において被告人佐藤持が供与を受けた『金額』を同被告人の自白のみによつて認定したとしても、これをもつて訴訟手続に違反した判決ということはできない」と判示したことをもつて憲法三八条三項並びに引用の判例に違反すると主張する。しかし、自白の補強証拠に関する原判決の右判断は、論旨引用の判例をも含めて当裁判所屢次の判例（昭和二三年(れ)第七七号、同二四年五月一八日大法廷判決、集三巻六号七三四頁、同二三年(れ)第一一二号、同年七月一四日大法廷判決、集二巻八号八七六頁）の趣旨とするところであつて、所論の判例違反並びに憲法違反は存しないから、論旨は採るをえない。

同第四点は量刑不当の主張であつて、適法な上告理由に当らない。

被告人四名の弁護人穐山定登の上告趣意は量刑不当の主張であつて、適法な上告理由に当らない。

被告人四名の弁護人今西貞夫、同穐山定登の上告趣意第一点は違憲をいうけれども、その実質は量刑不当の主張であり、同第二点は量刑不当、事実誤認の主張であつて、いずれも適法な上告理由に当らない。

被告人四名の弁護人穐山定登、同海野普吉の上告趣意について。

論旨第一点ないし第六点は、いずれも単なる訴訟法違反、事実誤認、量刑不当の主張であり、同第七点は、第一審判決が被告人の自白を唯一の証拠として共謀の事実を認定したものとしてその違憲をいうけれども、原審において控訴趣意として主張せられず、従つてその判断を経ない事項であつて適法な上告理由とならない。かりにしからずとしても共犯者たる共同被告人甲の自白調書も共同被告人乙の自白調書の補強証拠となり得ることは当裁判所の判例（前掲昭和二三年七月一四日大法廷判決）の趣旨とするところであり、所論共謀の事実は第一審判決挙示の証拠（共同被告人の各供述調書）によつて認められるから、違憲の主張は前提を欠き採るをえない。

同第八点は、原判決の維持した第一審判決が公職選挙法二五二条一項の規定を適用しない旨を判示していないことをもつて所論憲法の各条項に違反すると主張する。しかし、公職選挙法二五二条一項、三項が憲法一四条、四四条に違反するものでないことは当裁判所の判例（昭和二九年(あ)第四三九号、同三〇年二月九日大法廷判決）とするところであるから、右違憲の論旨は採るをえない。

被告人四名の弁護人川本彦四郎の上告趣意第一点は違憲をいうけれども、その実質は同第二点とともに量刑不当の主張であつて、適法な上告理由に当らない。

また記録を精査しても、本件において刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、弁護人穐山定登、同海野普吉の上告趣意第八点に対する裁判官池田克の少数意見を除き、全裁判官の一致した意見によるものである。

右裁判官池田克の少数意見は昭和二九年(あ)第三〇四五号、同三〇年五月一三日言渡し第二小法廷判決所掲の同裁判官の少数意見のとおりである。

昭和三〇年五月二〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎
裁判官　池田克

○昭和二九年(あ)第一六三七号

弁護人馬場照男の上告趣意

右被告事件につき上告を申立てた理由は次の通りである。

第一点　事実誤認の一

一審判決第一ノ(二)の事実は投票買収を共謀した者の間に於ける買収資金としての金銭の授受であるから公職選挙法第二百二十一条第一項第四号第一号の供与を受けた罪或は同項第五号の交付を受けた罪の何れも成立しないものであるに拘らず一審判決が此の事実を右供与を受けたものと認定したのは判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があり破毀さるべきものに拘らず原判決が之を看過して控訴棄却の判決をしたのは違法であり破毀されねばならぬ。

被告人三好与一郎

一、被告人は安原文吾から金二十万円を受取つた事情及その処分について要旨次の如く述べて居る。

(検察官に対する被告人の第一回供述調書参照)

(イ)　四月八日頃佐藤持から選挙事務所の佐藤春市や三谷が法定選挙費用だけでは運動が出来ず金が足らぬとこぼして居り後四十万円位要ると云つて居る事を聞いた。

(ロ)　四月十日頃安原文吾が福山に来た時耕地協会福山支会で同人に会い同人から苦戦故何とかして相当の票を得られる様にし度いと暗に金をバラ撒いてでも票を纏め度いという風な話があつたので被告人としても何とかしなければいけないと金をバラ撒いて票を集めねばならぬ意味の事を云つたその際安原はそれでは考へておこうと云う返事をした。

(ハ)　四月十一日頃選挙事務所で被告人佐藤持、佐藤春市、三谷治郎が選挙の打合せをした際金を撒かねば票が集まらぬから買収の資金を広島から(安原の意)貰つて来ようという相談が出来た。

その際佐藤持が予て安原から貰つて居た金だと云つてその場へ十万円出したが佐藤春市は尚四十万円位必要である
と云うので被告人が広島に行つて安原に貰つて来いと佐藤春市に云つた。

(ニ) その翌日頃佐藤春市と三谷治郎が広島に安原を訪ね前項事情を話し金を出して貰う交渉をしたところ安原は考へて
みようと云う事であり被告人としては安原が右買収資金を作つてくれると期待した。

(ホ) 四月十七日頃安原文吾が福山に来た際被告人は耕地協会支会で同人と会い選挙情勢を話した後買収資金を出して貰
い度い旨暗示した安原は考へてみようと云つた。

(ヘ) 翌四月十八日府中町山水園に自動車で赴く途中被告人は安原から本件二十万円を受取つた。

(ト) 此の二十万円は山水園から同夜福山に帰る途中自動車内で被告人から佐藤持に渡した。

(チ) 佐藤持は四月二十日頃右二十万円を選挙事務長佐藤春市に渡した。

更に検察官に対する被告人の第二回供述調書によると

前掲安原に要求すべき四十万円の必要な根拠として佐藤春市及三谷治郎は福山市及深安沼隈芦品の一市三郡の五十以
上ある町村の町村長町村会議長や農協組合長等有力者に金を配るのだという事であつた、四月十一日の打合会に於て
両名からその説明があつた具体的な買収実行は佐藤春市、佐藤持、三谷治郎がやつてくれると思つた。
という記載がある。

二、佐藤持の検察官に対する第一回供述調書によると前掲被告人の検察官一回供述調書中(ハ)(四月十一日買収謀議並その
資金を安原に要求する件)(ト)(二十万円を被告人から受取つた件)(チ)(二十万円を佐藤春市に渡した件)及被告人の検
察官第二回供述調書中の記載(四十万円の使用方針)に照合する記載があり、更に佐藤持は四十万円の使用方針に付て
の謀議を左の通り詳述して居る。

四月十一日の打合で一ヶ町村五千円宛おろすと決定した私の責任を持つて居るのは福山市の外深安郡十七ヶ町村芦品
郡二十ヶ町村沼隈郡二十二ヶ町村神石郡十一ヶ町村の一市四郡福山市には五万円位郡部に三十五万円位計四十万円位
要るので此の四十万円を安原さんに貰うと云う事に成つたのです。
更に佐藤持の同供述調書によると
二十万円は三好や春市さん、三谷さんの話して居た追込戦に買収資金にくれたと云う事はすぐ判つた此の二十万円は
四月二十日頃佐藤春市に渡した四月二十一日から三谷と私と相談して三谷が住吉旅館に丸福商事と称して居り私が町
村から来る有力者を同旅館に差向ける事にして金をバラ撒く様にした。
旨の記載がある。

三、佐藤春市に対する検察官第一回供述調書に依ると前掲三好被告人の検察官一回供述調書中(ハ)(ニ)(チ)及三好被告人の検察
官二回調書中の前掲記載に照応する記載がある。

四、以上一乃至三の証拠に依れば本件二十万円は買収資金に充てる為に佐藤春市、三谷治郎と安原文吾或は三好被告人と
安原文吾の間に数次の折衝があつて安原文吾と三好被告人間に成立した投票買収の謀議に基き福山市内有力者分五万
円、芦品、深安、沼隈三郡の各町村有力者一ヶ町村当り五千円計四十万円の買収資金の一部として安原文吾から三好被
告人に手渡され三好被告人は受領即日之を佐藤持に買収資金として手渡したものである事が明かであり、従つて右二十万円は三好被告人に対する報酬として同人の所得に
帰せしめる趣旨を含まず右一市三郡内の投票買収の為の資金であり三好被告人は安原文吾より之を供与されたのではな
いから公職選挙法第二百二十一条第一項第四号第一号に所謂金銭受供与罪の成立を認むべきでないのみならず右金員の
授受は共謀による買収実現の為にする共謀者内部の関係に於ける準備行為の分担に外ならないから両名共謀に依る一市

三郡下の有権者に対する買収犯の成否に付ては別個に考察されるべき性質のものであつて少くとも三好被告人と安原文吾との間に於ては同法条第一項第四号第一号は勿論同項第五号の受交付罪の成立も否定さるべきものであり何等の犯罪を構成しないものである。

第二点　事実誤認の二

一審判決第一ノ㈡の事実に付て仮に安原文吾と三好被告人との間に投票買収の共謀なしとするも第一点掲記の一乃至三の各証拠に依り明かな通り本件二十万円は被告人がその選挙運動の報酬として手渡しを受けたのではなく投票買収資金として受けたものであるから公職選挙法第二百二十一条第一項第五号の受交付罪の成立は別として同条項第四号第一号の受供与罪は成立しないものであるに拘らず一審判決が本件を右後者と認定したのは重大な事実の誤認があり破毀を免れざるものに拘らず原判決が之を看過したのは違法で破毀さるべきものとす。

第三点　量刑不当の点

一審判決は被告人に対し懲役一年の実刑を科して居るが以下の事情からして量刑不当に重きに失するので破毀さるべきに拘らず原判決が之を為さなかつたのは違法で破毀さるべきものとす。

一、本件選挙運動に関与するに至つた事情

被告人は本件迄は他人の為所謂選挙運動をした事のない人物であつて自己は多年村長として勤めて居るが村長公選になつた後も居村御幸村の村政非常に困難の為余人で収拾出来難い事情があつて村民より強く要望され且支持されて当選して居り所謂選挙運動は為して居ないところが本件選挙に付ては三好被告人の望むと望まざるに拘らず次の如き客観状況よりして居村の利益の為之に関与せざるを得なくなり延いて事の赴くところ本件違反迄進展したものであるが元々私利私慾の為に関与するに至つたものでなく所謂選挙ブローカー乃至選挙に依り何がしかの利益を得んとする徒輩と類を

異にして居る。

㈠　重政庸徳候補は多年岡山農地事務局長として農地行政にたずさわり退官して本件参議選に出馬したが之と農地行政上密接な関係にあつた広島県耕地協会がその選挙運動の母体と成つて強力に推進する事になつた。

㈡　三好被告人は居村御幸村長として勤める傍ら広島県耕地協会理事兼同会福山支会長に選ばれて居り同協会と密接な関係があり且業務処理上同協会の支持援助に俟つところの多い関係にある中津原森脇土地改良区理事井溝土地改良区理事芦田川沿岸土地改良区理事等の職にあつた。

㈢　安原文吾は広島耕地協会副会長として福山支会長たる被告人の上席にあり同人から強く重政候補の運動を要望された。

㈣　広島県耕地協会は本選挙運動の発足に当り県下支会長会議或は事務長会議なるものを数次催して傘下職員に重政候補の運動を強く求めて居る。

（以上安原文吾の一審第二回公判証言同人の検察官に対する第一回供述調書丹益男の一審第四回公判証言佐藤持の検察官に対する第一回供述調書三好被告人の一審第四回公判に於ける供述同被告人の検察官に対する第一回供述調書参照）

二、違反関与の程度

㈠　福山地区に於ける重政候補の選挙運動に付ては佐藤春市が選挙事務長と成り三谷治郎が参謀佐藤持は耕地協会福山支会事務長として参劃三好被告人は支会長という職にあつた為前記の如く関与せざるを得ない為関与し此の四人が福山地区の運動の首脳という事になつて居るが被告人は六十九才の老令であり且御幸村長としての多忙な職務を持ち又同村が選挙事務所より距離的に遠隔の地にあつた為電話連絡等あつた場合数日に一回という程度に選挙事務所に又は

耕地協会福山支会に顔出しをする程度で運動の実際面は殆んど爾余の三名にて遂行されて居り従つて三好被告人に責任ありとされた違反行為の大部分も具体的実行の際は被告人関知せず事前に一応名目上相談されて居る程度のものである。

(ロ) 原判決第一ノ(ニ)の二十万円受領の事実に付ても選挙事務所の要望に依り之を安原文吾に取次ぎ同人から受取つて直ちに佐藤持を介して選挙事務長佐藤春市に渡し具体的使途に付ての実行の際は関与して居らず謂はゞ取次をした程度である。

(ハ) 買収事犯である一審判決第五の各事実に付ては三好被告人は一応相談には乗つて居るが之を行う時機場所方法相手方等に付ては具体的に関与して居ない。

(ニ) 被告人が直接自ら犯した買収事犯は一審判決第七事実の四個の計九千円の事案であるが之は各相手方ともトラックに乗つての応援を依頼しその日当の意味も含めて供与したものである。

(ホ) 被告人の運動関与の程度の弱い事に付ては本件発覚後佐藤持、佐藤春市、三谷治郎の三名が爾後処置を協議し違反金四十七万円を共同金策して広島県耕地協会々長小谷伝一の所に赴いた事実に付ても被告人には何等相談なく右三名のみが相談して取計らつた事情からしても十分窺える。

(佐藤持の一審第四回公判に於ける供述同人の検察官に対する第一回供述調書、石岡友一郎、佐藤国太郎、岡本庄一、井内善市の検察官に対する各一回供述調書、三好被告人の一審第四回公判供述同被告人の検察官に対する第一回第二回第四回第六回第七回第九回供述調書参照)

三、人物経歴等

(イ) 三好被告人のよいところは公務に熱心であるということと清貧に甘んじて村の為には尽すという事でありその点は村民も認めて居る同人は自分の事に付ても選挙運動はされない方で村長選挙の時でも同人は立候補しないと云はれるのを皆で頼んで立候補して貰つたと云う次第であると証人三好利一は一審第四回公判に於て被告人の人物評をして居る。

(ロ) 三好被告人の一審第四回供述によれば同人は前後通して二十二年間居村々長をして居る此の一事を以つてしても被告人の人柄は十分窺える。

(ハ) 違反に連座して現在も尚村長の職に止つて居る事が被告人の無反省無自戒によるものではないかとのお叱りを受ける点殊に此の点に付ては一審判決宣告の際裁判官からも説示の中にあつた様であるが被告人としては違反を犯して恥じざる為職に止まつて居るものではなく被告人は検挙後度々辞職の意を漏らして居るもの、居村の村政運営上被告人を措いて他に円滑処理の期せられるものなき為議会側の要望に依つて心ならずも職に止つて居るものである。

(ニ) 犯情前掲の通りであり殊に老令六十九才の被告人に実刑一年は余りにも酷に失するので破毀の上御寛大な処断を仰ぎ度い。

四、安原文吾との刑の権衡

本件を含む福山地区に於ける重政庸徳候補に関する一連の選挙違反事件の中心人物であり買収資金の出先であり元兇とも云うべき安原文吾は昭和二十九年三月十九日広島地方裁判所に於て懲役一年六月但執行猶予五年間の裁判を受けて居り之と本件を比較するとき本件裁判の量刑は刑の権衡上著しく正義に反するものと云うべきもので此の点からしても原判決は破毀されねばならぬ。(別紙判決謄本参照)

以上

判決　昭和二九年三月一九日宣告
　　昭和　年　月　日確定

昭和二九年三月一九日
広島地方裁判所
裁判官　三井明

被告人	
氏名	安原文吾
年令	明治二〇年八月一日生
職業	広島県耕地協会副会長
本籍	広島県芦品郡福相村字福田
住居	広島市南段原町一三三四番地の二三
被告事件名	公職選挙法違反
公判出席検察官	検事　岡辺正男
主文	
科する主刑	懲役壱年六月
刑法第十八条による労役場留置の期間	金／円を壱日に換算した期間
刑法第二十一条により本刑に算入する未決勾留日数	
刑法第二十五条による執行猶予の期間	この裁判が確定した日から五年間
没収する物	
追徴金額	
被害者に還付する物	
訴訟費用	全部被告人の負担

理由

（罪となるべき事実）
別紙のとおり
（証拠の標目）
第一事実につき
1　三好与一郎の検察官に対する第七回供述調書
2　証人三好与一郎の当公判廷（第三回）における供述
3　被告人の検察官に対する第一〇回供述調書
第二事実につき
1　佐藤持の検察官に対する第一回第二回及び第六回各供述調書（第六回各供述調書については謄本）
2　証人佐藤持の公判廷（第三回）における供述
3　三谷治郎の検察官に対する第一回供述調書
第三事実につき
1　佐藤春市の検察官に対する第一回供述調書
2　証人佐藤春市の当公判廷（第三回）における供述
3　被告人の検察官に対する第五回供述調書
第四事実につき
1　佐藤春市の前記供述調書
2　証人佐藤春市の前記供述
3　三谷治郎の前記供述調書
4　被告人の検察官に対する第五回供述調書
第五事実につき
1　佐藤持の前記第一回及び第二回各供述調書
2　証人佐藤持の前記供述
3　被告人の検察官に対する第六回及び第一一回各供述調書
第六事実につき
1　細井豊の検察官に対する第二回、第三回及第四回各供述調書（謄本）

2　小川京次郎の検察官に対する第一回供述調書（謄本）
3　証人小川京次郎の当公判廷（第三回）における供述
4　証人小川京次郎及び同細井豊の公判廷（第五回）における各供述
5　被告人の検察官に対する第九回及び第一〇回各供述調書

第七事実につき
1　三好与一郎の検察官に対する第一回供述調書
2　証人三好与一郎の前記供述
3　被告人の検察官に対する第六回供述調書

（法令の適用）
被告人の判示各金銭供与の所為は公職選挙法二二一条一項一号に該当するから所定刑中各懲役を撰択し併合罪であるから刑法四七条によつて法定の加重をした刑期範囲で主文の刑を量定し、執行猶予の言渡につき同法二五条訴訟費用につき刑事訴訟法一八一条一項を適用する

右は謄本である

昭和二十九年三月十九日

広島地方裁判所刑事第一部

裁判所書記官　柴　田　稔印

（別　紙）

被告人は昭和二八年四月二四日施行の参議院議員選挙に全国区から立候補当選した重政庸徳の選挙運動をしたものであるが、同候補者に当選を得しめる目的を以て

第一、同年三月三一日頃福山市新馬場町四四〇番地福ビル三階重政庸徳選挙事務所控室に於て同候補者の選挙運動者三好与一郎に対し同候補者の為投票取纒選挙運動をなすことの報酬及び費用等として金一〇万円を供与し

第二、四月一日頃同市蔵町四五九番地旅館魚善事栗原熊一方に於て同候補者の選挙運動者佐藤持に対し前同様の趣旨で金二〇万円を供与し

第三、同月三日頃広島市皆実町一丁目広島県耕地協会事務所において同候補者の選挙運動者佐藤春市に対し前同様の趣旨で金二万円を供与し

第四、同月一四日頃右同所において同候補者の選挙運動者佐藤春市同三谷治郎等に対し前同様の趣旨で金五万円を供与し

第五、同月一五日頃福山市蔵町四五九番地旅館魚善事栗原熊一方において同候補者の選挙運動者佐藤持に対し前同様の趣旨で金一〇万円を供与し

第六、同月一八日頃同市新馬場町一七二番地広島県耕地協会福山支会に於て前同様の趣旨で同候補者の選挙運動者門田武美に金二万円同細井豊に金五万円同小川京次郎に金三万円を夫々供与し

第七、同日頃広島県芦品郡戸手村附近進行中の自動車内において同候補者の選挙運動者三好与一郎に対し前同様の趣旨で金二〇万円を供与したものである

弁護人塚崎直義、同村上信金の上告趣意

右に対する公職選挙法違反被告事件についての上告申立の理由は次のとおりである。

第一点　第一審判決判示犯罪事実中第一の(一)(二)、第五の一は「被告人三好与一郎は深安郡御幸村長で広島県耕地協会福山支会長であつて昭和二十八年四月二十四日施行された参議院議員通常選挙に際し全国区から立候補した重政庸徳の選挙運動をしていた者であるが第一(一)福山市新馬場町福山ビル内同候補の選挙事務所に於いて安原文吾から同候補者に当選を得しめる目的を以つて同候補者のため投票取まとめの選挙運動をする事の報酬として供与されるものである事の情を知り乍ら金十万円の供与を受け、(二)同年四月十八日芦品郡戸手村附近を進行中の自動車内に於いて右安原文吾から前同趣旨の下に供与されるものである事の情を知り乍ら金二十万円の供与を受け、第五の一、被告人三好与一郎、同佐藤持、同佐藤春市、同三谷治郎四名は共謀の上一、同候補者に当選を得しめる目的を以つて同月九日頃被告人佐藤持、同三谷治郎の両名を通じ深安郡湯田村大字湯野千八百十八番地の二安原忠雄方において同人及加藤軍平の両名に対し同候補者の為深安郡内の投票取まとめの選挙運動方を依頼し其の報酬等として金八万円を供与したものである。」というに在る。

これらの有罪認定を非難せる原審弁護人の控訴趣意に対する原判決の判断は「(イ)右十万円二十万円並びに八万円の中には、それぞれ供与を受けた者の報酬が包含されているから、不法受供与罪、不法供与罪がそれぞれ成立する。(ロ)右十万円及び二十万円並びに八万円が買収資金であるとしても、その買収行為について安原文吾と被告人等との間に具体的謀議が為されたことを確認すべき証左はない。尤も記録により安原文吾において被告人等がその金員の一部を投票買収資金に充当するものであることを察知しながら被告人三好与一郎に対してこれを授与したものであることを窺うことができるけ

れどもこの事実を以て直ちに投票買収の共謀者ということはできない。」としているのである。

そこで先ずこの選挙運動の性質について一言するを要する。蓋し金を授与する方でも、これを受ける方でも双方いずれも報酬を全く度外視していたことが首肯できるからである。一体安原文吾は何者かというと、それは社団法人広島県耕地協会の副会長である。耕地協会は各県にあるが、広島県以外はこれを土地改良協会という名称を用いており、中国四国の九つの耕地協会が岡山事務所を中心として中国四国協議会を結成し、その結束に際し、重政庸徳に是非出馬願うとの意見が纏り、その後、山口県が当番で中国五県のブロック会議を開催したのである（第一審第二回公判調書証人安原文吾の供述記載）。而して重政庸徳の勢望はどうであつたかというと「四、今度の全国区参議院議員選挙に立候補された重政庸徳先生は、約二年位前より土地改良区の問題で岡山の農地事務局に陳情に二回位参り、其の頃農地事務局長をして居られた重政先生に逢つて陳情して居りますので、其れ以来知る様になりました。特に昭和二十六年同二十七年の二回に亘る台風による大水害に対しては、其の都度重政先生が農地事務局の災害課長を私等の村に派遣され、色々と尽力して呉れられたので感謝をして居り、同二十七年暮頃に広島県耕地協会福山支会や広島県福山耕地出張所に土地改良区の事で出入りをしておりましたから、重政庸徳先生は岡山の農地事務局を退官されて、次の参議院議員に全国区から出られるという話を、支会の人や出張所の人達から聞きましたので、私はその頃から、重政先生が参議院議員に立候補されるのなら、農村代表者であり私の隣村の神辺町出身でもありますので、応援して当選する様に心配してあげなくてはならないと考へました。」（安原忠男の検察官に対する第一供述調書一九八丁以下）。「福山市の耕地協会に行きました。そして暫く待つて居ると安原（註、安原忠男）さんと藤井巍さんが連れ会つて見えられましたが、会場は福山ビル三階の重政先生選挙事務所だと云うので、そちらに行き、午前であつたと思いますが、其処で小谷（註、この供述の前の方に、小谷は県耕地協会長とある。）さんのお話を聞きました。其の時、私は余りよく知らないので

すが、耕地協会の副会長だと云う安原（文吾）と云う人も来ておられました。其の席で小谷さんはあらまし『広島県興隆には、生産を増強する事が必要である。そして其の生産増強には農地を改良する事が先決で、其の為には其の道の権威者を国会に送らなければならない。重政庸徳さんは、其の適任者である。重政先生が当選する様是非皆さんに援助してほしい。』と云う趣旨の話をされました。其れを聞いて私は此の話から重政さんは全国的にも農地関係の通であり、行政手腕がある人だと云う事が判り、しかも近郷の人であるので、此の人を国会に送り出す様応援してやろう。出来る丈け他人に重政先生の人物を説いて投票して貰う様にしようと考えました。そしてその為に郡内の同志安原忠男藤井巍さん等と一緒に遂行しようと考えたのであります。此の様にして私は重政庸徳さんの選挙運動をする様になりました。六、其れから私は自己の村内の者については、村会の開かれた席上で選挙の話が出れば、必ず重政先生を応援する様投票する様、各議員に話しました。其れから此れから申上る様に、私の村に重政先生が遊説に来られた時には、一緒に車に乗つて村民に対し重政さんに投票する様呼びかけました。又、同年四月二日頃であつたと思います、福山市外二十四ヶ町村共同の伝染病院を造つていたところ、其れが落成し其の落成式を病院で行つた際、私の郡内各町村の村長、議長連中が来ていたので、其の人達にも働きかけました。そうして其れ等の人達を誘つて重政さんの選挙事務所を訪ねる事もありました。此れは事務所の人に対する激励状勢の聴取等のために行つたのであります（加藤軍平の検察官に対する第一回供述調書二二一丁以下）。「三、㈠今年私は元岡山農地事務局長であつた重政庸徳先生が参議院議員選挙に全国区から立候補しましたが、同先生の選挙運動を耕地協会が選挙の母体となつて運動し、私も福山支会長として先生のために選挙運動を致し、安原文吾から、今年四月十八日自動車の中で、買収資金として二十万円受取り、之を福山支会の事務長佐藤持に渡したりして違反した事は間違ありませんが、其れから私が選挙運動をする様になつた経緯選挙運動をした事等について申し上げます。昭和二十八年三月二十日頃に、広島の耕地協会で、県下の支会長や評議員（十二、三名）が集りました。午前中は役員会（理

事監事）午后は評議員会が催され、集りの目的は、予算更生でありました。私は役員の一員として役員会にも出席致しました。役員会は同日午前十時半頃から行われ、評議員会は、同日午後一時頃から協会二階で行われ、午後三時頃終了しました。協会側は小谷会長、安原（文吾）副会長、橘総務部長其の他記録をかく職員三名位が出ました。役員会の席上で小谷会長は予算更正として協会の隣の土地建物を二百万円位で貰う約束になつているから、之を帳簿をやりくりして、余剰金を出して貰おうと思うと話をし、役員も之に賛成をしました。予算更正の話があつてそれが終つてから、小谷会長は重政庸徳先生は立候補を此度することになつているから、立候補したら大いに支援して当選させねばならない、中国四国の各県の耕地協会が連携を保つてやる事の申合もしたから、各支会では、これこれ位の得票目的をたてて呉れといつて得票予定を示されましたが、それは私が記憶していませんが、私のいる福山支会管内では五万五千票が目標だと申しました。私もその事を聞いて、重政先生には今まで種々と仕事の関係からお世話になつており、協会が選挙の母体となつて運動する以上、重政先生は深安郡出身でもあり、是非当選させねばいけないと思つたのであります。それから小谷会長は重政先生が退官したので、その退官記念品料を広島県耕地組合として県から送ろうというし、他の県の記念品料の話となりましたが私は忘れました。結局岡山県は六十万円、山口県は五十万円、広島県はどうするかという事でしたが、私は百万円出す様にと主張しましたが、会長は岡山県が六十万円だから百万円と六十万円の中をとつて広島県は七十万円出す事としたら怎うかと云われ、八十万円出す様に役員会できめました。八十万円の金はないので其の金は今出ないが五月二十日頃に各支会から受託料を出すという様にしたらどうかといつて皆の賛成を得ましたが、私は此の話を聞いて、重政先生が参議院に立候補するに金もいる事であるし記念品料の名目で協会がその運動資金を何とか捻出するだろうという風に察しました。役員会でまとめる事も評議員会の議決がないと本決りにならぬのであるし、午後からの評議員会で決めた事を話した上役員会

で話したと同様の事を話して各評議員の賛成を得たのであります（被告人の検察官に対する第一回供述調書九二九丁以下）。

かように、重政候補の選挙母体である耕地協会、その支会は熱意に燃えて、同候補の当選を冀求し、その運動をしていたのであるから、その運動に対する報酬を得よう等との考は毛頭なかつたのであり、小谷会長、安原副会長が、協会並びに支会を動かすのは恰も上司が部下を動かすと同様に心得、協会員支会員に対しては勿論、町村長、町村会議長等々に対しても亦略同様に考えていたことが窺知されるのであるから、敢てこれらの者に報酬を支払う等との考は、微塵もないが、一般農民に対してはこれとは聊か趣を異にし、町村有力者の運動と相俟つて多少のことをしなければなるまい。そうすれば容易に重政候補に投票するであろうと思つていたのであつた。ところが後に宇垣一成が重政候補と同じく全国区参議院議員に立候補するや俄然重政候補の旗色が危ぶまれて来たのである。即ち「三、(八)四月十日頃の午前十一時私は電話連絡がありましたので、役場から支会の二階に行き安原さんに会いました。安原さんは私に情勢が悪い、宇垣さんが立候補されて余程得票があるらしいので、重政先生の方はうんと票が少なかろうと思う。広島県の方許りでなしに、山口県の方で非常に情勢が悪いので実に心配でならん。何んとかしてと相当の票がとれるようにしたいと思うのだがと申しました。私は安原さんが何んとかして相当の票を得られるようにしたいといつたので、その意味は票を得る為には、普通の選挙方法でない金でもバラ撒いて票をまとめたいという腹があつて、口に出さずにそれを云つていると思つたので、察して私はそれじやあ前に云つた様に十番以内に当選される様に何んとかしなければならないといつたのであります。私の何んとかしないといけないと云う意味は、勿論金でもバラ撒いて票を集めなければならないという意味でありました。私の話を聞いて其れでは考へておこうと安原さんは申しておりました。」（被告人の検察官に対する第一回供述調書七三四丁以下）。

加之、佐藤春市の検察官に対する第一回供述調書（八二六丁）によると「(三)四月十四日頃に私と三谷とが一緒に広島の

耕地協会に安原さんを訪ねましたがそれは四月十一日頃に私や三好さん、持さん、三谷君等が票を獲得するために何とか手をうたねばならない普通の方法ではとても票は集らない金を撒かうという話をしその金を安原さんに事情を話して出してもらおうと相談がきまり私と三谷君が安原さんに金を出してもらう交渉に行つたのであります十四日の午前十一時半頃に協会に行き安原さんのおる部屋で私が安原さんに宇垣さんは岡山で立つ有力者であつて芦品郡では野田さんが立ちそれで重政先生の票も相当減ると思う福山辺も全国区の他の候補者が入つておるので票は減るであらう何んとか手をうたねばならないし私達の考へでは各町村は五千円づゝおろしたらいゝんではないかと票を獲得するために金を四十万円位出してくれと話しましたところ安原さんは今の処金がないから福山の方で何んとかしておいてくれ後から何んとかするからと諒承してくれました。午后一時頃になつて私等が帰る際に安原さんはその部屋の大きな机の処で安原さんの隣に座りその向ふに三谷さんがおりましたが安原さんは自分の事務机のところに行つて鞄から新聞紙に包んだものを持つて来て腰を掛け私等二人の前で五万円あるから此の金で福山市内の農村地帯の票を獲得してもらいたいといつて私と三谷君の机の上に置きました。三谷君はそれを受取つて包をあけて千円札を数へて三谷君はではそうゆう風にしますと云つてその金を背広の上衣の内ポケットに入れた様に思います。その晩に福山に帰つてから協会の福山支会の二階で持さんに安原さんに会つて各町村に配る四十万円を安原さんに要求したところ安原さんは今金がないから福山の方で一時何んとかしてくれその金は渡すと云つたという意味の事を伝へておきました。この五万円の金は農協関係にまかれる金であつて三谷君は引受けて帰つたので金は三谷君から福山の市内の農協有力者に渡しているのではないかと思います。」（八三〇丁以下）とある。

右の供述記載は第一審判決判示犯罪事実第一の㈠㈡についてなされたものではないが、安原文吾と被告人等との間に共謀のあつたことは、これを右第一の㈠㈡においても亦同様であつたと認めるのを相当とすべきである。蓋し、一葉落ちて天下の秋を知り得るからである。而して亦、安原文吾の出捐の目的が被告人等に対する報酬に毫も想いをいたさず、被告

人等もそれを期待していなかつたことが窺えるのであるから、第一審判決判示犯罪事実第五の一に対しては、これを無罪とする控訴趣意はないけれども、原判決がその判示ことが看取されるのである。尤も右第五の一に対しては、これを無罪とする控訴趣意はないけれども、原判決がその判示の如く、記録を精査せる（量刑不当の控訴趣意に対する判断ではあるが）以上、この点についての調査も為されたと見るべきであり、且つ、その判断が示されたと看做すを相当とするから、原判決が第一審判決を維持し、その判示犯罪事実第一の㈠㈡を有罪としたのは、東京高等裁判所昭和二六年（う）第三六二五号同年一〇月三〇日第一四刑事部判決（判例集第四巻第十二号一六三〇頁）と相反する判断をしたことに帰するのであつて、原判決は破棄を免れないのである。なおこの点については、相被告人佐藤持、同三谷治郎及び同佐藤春夫のための本弁護人等の上告論旨を援用する。

第二点　原審弁護人今西貞夫の量刑不当の控訴趣意に対し原判決は「記録を精査し所論を検討し本件各犯行の動機、態様、回数その影響並に各被告人等の地位その他諸般の事情を考慮すれば各被告人に対する原審の刑は真に相当であつて重過ぎるということはできない。論旨はいづれも採用できない。」と判示しているが、本件において実刑に処せられた者は、本弁護人等担当のもののみで上告審被告人七名である。相被告人佐藤持のための本弁護人等の上告趣意書に添付した「貴庁の判例を通して見た選挙法違反の量刑」及び「高等裁判所の判例を通して見た選挙法違反の量刑」をここに援用するが、これらによつて見ても、いかに本件の科刑が重いかを看取することができるのである。

相被告人佐藤持のための本弁護人等の上告論旨（これをここに援用する。）並びに原審弁護人今西貞夫の控訴趣意にあるとおり、被告人等の地位は、好むと好まざるとにかかわらず、重政候補の選挙運動に携わらなければならないことになつていたのであり、前項に引用した被告人の供述調書にもある如く、得票の割当さえ受けていた次第で、それが宇垣等の立候補があつてからは、買収によるにあらずんば到底所期の票を得られないということになつたのである。仮りに被告人が深安郡御幸村長のみの地位にあつたとしても、重政候補を落選させることはできなかつた。蓋し、耕地協会と村とは密接

の連繋にあつたからである。況んや被告人がその協会の福山支会長である以上は、ますますもつて然りであつたと謂わなければならない。されば原判決の「被告人等の地位を考慮して」という意味が「被告人等の如き一般農民の指導的立場に在る者が」というのであれば、それは全く見当違いであつて、事案の真相を把握しない誤に坐せるものである。「被告人等の地位を考慮して」ということが実刑判決を維持する為めにいわれた辞句である以上、それが被告人等に不利益即ち「一般の指導的地位に在りながら」と解せざるを得ないのである。

加之、「安原文吾なければ本件なし」とまで思われるその安原文吾は、供与九回その金額合計七十七万円に及びながら、被告人等とは別の裁判所で執行猶予の言渡（昭和二九年三月一九日広島地方裁判所刑事第一部三井明裁判官言渡）を受けているのである。

原審弁護人今西貞夫は、その控訴趣意において「中国四国の各県耕地協会の会長が連繋を持つて各県協会を重政候補の推進母体となし、その組織を選挙運動に総動員したものであつて」「被告人等としてはその職務上又情誼上動員に従わねばならなかつた」「固より被告人等は……自己の利益を図る意図もなく又その事実もない（なかつた）」ことを主張している。しかるに原判決は諸般の事情を考慮したと称しながら記録を精査したと称しながら、控訴を棄却したのであつて、刑訴第四一一条第二号の規定こそ正に本件においてその適用を給われることを信じて疑わない次第である。

以　上

昭和二九年(あ)第一六三七号

被告人佐藤持

弁護人塚崎直義、同村上信金の上告趣意

右に対する公職選挙法違反被告事件についての上告申立の理由は次のとおりである。

第一点　第一審判決判示犯罪事実第一乃至第八中第二の(一)(二)及び第五の一は「被告人佐藤持は社団法人広島県耕地協会福山支会事務長であつて昭和二十八年四月二十四日施行された参議院議員通常選挙に際し全国区から立候補した重政庸徳の選挙運動をしていた者であるが第二(一)四月一日頃福山市蔵町四百五十九番地旅館魚善事栗原熊一方に於て安原文吾から同候補者に当選を得しめる目的を以つて同候補者のため投票取まとめの選挙運動をする事の報酬として供与されるものであることの情を知り乍ら金二十万円の供与を受け(二)同月十五日頃同所に於て右安原文吾から前同趣旨の下に供与されるものであることの情を知り乍ら金十万円の供与を受け、第五被告人三好与一郎、同佐藤持、同佐藤春市、同三谷治郎四名は共謀の上一、同候補者に当選を得しめる目的をもつて同月九日頃被告人佐藤持、同三谷治郎の両名を通じ深安郡湯田村大字湯野千八百十八番地の二安原忠雄方において同人及加藤軍平の両名に対し同候補者の為深安郡内の投票取まとめの選挙運動方を依頼し其の報酬等として金八万円を供与したものである。」

右第二の(一)(二)及び第五の一の有罪認定に対する原審弁護人の控訴趣意に対する原判決の判断の要旨は「(イ)供与資金のみでなく、被供与者の報酬を包含する以上無罪たり得ない。(ロ)安原文吾が供与資金とすることについての具体的謀議に参画したことを確認すべき証左はない。」というに在る。

先ず(イ)について述べる。第一審第二回公判調書に証人安原文吾の供述記載がある。即ち、「問、証人は佐藤持にも金を渡した事があるのか、答、あります。問、それは全部で幾らか、答、合計二十万円渡しております。問、間違いないか、

答、間違いありません。問、何回に、答、二回であります（中略）問、そればどういう意味の金なのか、答、選挙に関しては事務費が要るだろうと思つてその費用として渡しましたが別にその使途条件はつけず只よろしく頼むと云つて渡したのであります。問、すると買収に使われるかも判らぬと云う気持はしなかつたか、答、その様な気持はしませんでした。問、（被告人）私は証人から本年四月一日に二十万円を受取つているがどうか、答、私の証言は間違つては居りません。」となつている。従つてこの証言を措信すれば、安原文吾と被告人との間の金員の授受は二十万円であつて、第一審判決判示犯罪事実第二の(二)の認定はこれを首肯できないことになる。ところが、安原文吾の検察官に対する第四回供述調書には「一、四月の上旬福山の耕地出張所で支会参事会があつて私も列席し魚善旅館に泊つた翌日朝佐藤持君に十万円渡した次第を申述べます。」と前提して、被告人に十万円を交付したこと及びその経緯を述べた記載がある。されば、被告人が前記第二回公判廷において証人安原に対し「私は証人から本年四月一日に二十万円を受取つているがどうか。」と発問したのは当然且つ正確であつたわけである。しかるに安原文吾は、右の発問に対し「私の証言は間違つては居りません。」と突放したのである。それでは、どういう趣旨で右の十万円を被告人に渡したのかというと「唯福山の方で費用が足りないというのも無理もないと考へたので金を渡してやる気になりました、と云うのは選挙事務所で雇つてそこにつとめて働いている人の人件費や郡市で候補の投票を集めるのに歩いて運動して貰う人の弁当代、日当等報酬にも何かと費用がかかるのも無理はないだろうと別に自分でどれに幾らとかどの方面に幾ら間に会うだろうと思つてそれだけ渡す気になりました。」（安原文吾の検察官に対する第四回供述調書第二項）というこ とで、安原文吾はなかなか馬脚をあらわさなかつたが、この供述をしてから十八日後の第十一回供述調書には「翌十五日頃の朝八時頃持君が私の部屋にやつて来たので私は金をもらいに来たと察して赤皮鞄の中から十万円（千円札百枚）を帯封したまま一束出して之れでやつてくれと云つて渡しましたやつた意味は前回に申上げた様に重政さんの為に有力者が票

をまとめてくれるのに骨折つたり今後も一層骨折つてもらうのにそのお礼として渡す様にしてくれと云う意味であります。」とあり「之れでやつてくれ」を巧にカヴアーしたりした点なかなか鮮である。

そこで今度は被告人の供述を検討してみよう。先ず第三回公判調書を見ると被告人の応答供述は「問、前述の二十万円はどういう趣旨の金だと被告人は思つたか、答、事務費にと云つて貰つたのですからその金は事務所の費用に出して居ります。問、法定選挙費は幾何か知つているのか、答、五万三千円と記憶して居ります。問、それ以外にどうして事務所費が要るのか、答、どうして費用が入るのか私には判りませんが選挙という事になれば金は要ります。問、前述の二十万円には買収費とか被告人が選挙運動をする時の謝礼と云う意味が含まれていたとは思わなかつたか、答、初めはその様には思いませんでした。」「問、その金（十万円）の趣旨は、答、やはり選挙に関して渡すと云われたので事務所へ渡せばよいのだろうと思いました。問、すると買収費とか謝礼の意味は其の十万円には含まれていなかつたと思つたのか、答、其の様に深くは考えませんでした。」とあり、証人安原文吾の前回の公判廷における証言に同調している。これに反し、検察官に対する第一回供述調書には「四月一日の朝七時頃私の寝ている時服装を整えて出掛けるらしいと見えた安原さんに起されて私は蒲団の上に坐ると安原さんは事務所に金が要るだろうと云つて手に持つておつた裸のままで帯封した千円札二束（一束十万円のもの）二つ私に立つたまま呉れました、私はこの時此の金は重政先生の票を獲得する上に金を適当に費えという意味だと考えました端的に云えば二十万円も普通には事務所に金がいるわけでもなく票獲得資金であります。（中略）同月十七日に安原さんが福山に来ました（中略）私は帳場（魚善の）に金を払つてから安原さんが泊る六畳の松の間にいとまの挨拶に行き安原さんは部屋に坐つたままで私が行きますと追込戦で金がいるだろうと云つて新聞紙に包んだ金を私に渡してくれました。私はその新聞紙包を受取つて厚さで千円札が十万円這入つてあると見当をつけましてそのお金は勿論票を獲得する為に撒く資金に呉れたものであると思いました。」とある。而して被告人はこの供述をするにつ

いて「四、今迄の取調で私は色々隠したり嘘を申し上げたり致して申し訳がありませんがそれは協会が選挙の主体となつておりまして（私が）事務長にある関係から今度の選挙に働いてくれた人達に迷惑を及ぼす事があつてはいけないと思つて今迄嘘偽りを申し上げましたが今何時迄も嘘を申しても仕方がないので自分の選挙違反をした事についてありのままを申上げて責任を負いたいと思う気が起きたから真実の事を申します。」と前提した位であるから、右の供述はこれを措信するに値するものであると謂わなければならない。而して又被告人に二十万円及び十万円の金が買収資金であると思わせたのは、言葉にこそ出されなかつたが、その安原文吾の態度――そういう金を出すこと自体も勿論含まれる――により、その意思が看取されたのである。

果して然らば、安原文吾に共謀の確実な証左がないとはいえないのであつて、証左がないと認定することは実験則に背反せるものであるということができる。

次に(ロ)について述べる。被告人が安原文吾から交付を受けた二十万円及び十万円について、被告人がその中から自己の報酬を取ろう等と考えたことのないことは、右に引用した被告人の供述記載自体によつて至極明白である。

果して然らば第一審判決及びこれを維持した原判決は、東京高等裁判所昭和二六年（う）第三六二五号同年一〇月三〇日第一四刑事部判決（判例集第四巻第十二号一六三〇頁）と相反する判断をしたことに帰するのであるから、原判決は到底破棄を免れないのである。

第二点　次に第一審判決判示犯罪事実第五の一被告人三好与一郎、同佐藤持、同佐藤春市、同三谷治郎四名共謀の上、被告人佐藤持、同三谷治郎の両名が安原忠雄及び加藤軍平の両名に金八万円を交付したことについて述べる。この八万円を安原、加藤両名に交付する至つた動機は「四月の五日頃から安原（文吾）さんが四月十日に来る迄の間に、選挙事務所等でも、二、三回私達四人が集つて、各村に金を早くばら撒かないと票がとれないということを話し合つて居りました。四月

八日頃に春市さんや三谷さんが、午后五時頃協会に参りまして、二階の六畳の間で、私と話したが、その時春市さんと三谷さんが、深安郡下の各村を金を撒きに行つた処不在の家もあり前回申上げた通りうまく撒けなかつたことを話し、湯田村の安原さんの家に行つた処、安原さんは留守で選挙のビラを預けて翌日来ると云つて帰つたと云う事を云いましたので、其処で前回も申しました様に、安原さんに一括して郡下の各村に渡す金を安原さんに頼めば良い、安原さんに頼めば、藤井さん、加藤さんも一緒に各村の有力者に金を撒いて呉れると云う話をしたのであります。三好さんも各村におろすための金を私が三谷さんに渡している事は知つていますので、安原さんに金を一括して渡すと云う相談が纏つた時にはおりませんでしたが、三好さんは、深安郡下の各村の有力者と大概懇意であつて、深安郡では安原さんに金を持つて行くと云うことは判つておるのであります（被告人の検察官に対する第五回供述調書八〇六丁裏末尾以下）。

被告人等四名間の意思の連絡はかくの如く為されたのであるから、この共謀に更に安原忠男及び加藤軍平が加担したことになるのである。即ち、被告人等四名及び安原、加藤両名は、全員一体として票の買収という共同の犯意を実現することを計つたのである。従つて、第一審判決及びこれを維持せる原判決は、右に引用した東京高等裁判所の判例と相反する判断をしたのである。

勿論、原審弁護人の控訴趣意は、第一審判決判示犯罪事実第五の一の無罪を主張していないが、原審裁判所の調査は、必ずしも、控訴趣意書に包含された事項に限定されてはいないのである。仮令、控訴趣意書に包含されていない事項であつても、刑訴第三七七条乃至第三八二条及び第三八三条に規定する事由に関しては、これを職権で調査することができるのである。

尤も、刑訴第三九二条第二項の規定は、同条所定の事由に関し、控訴審に職権調査の義務を課したものではないから、控訴審は、同条項所定の事由に関する調査をしなくてもいいわけである。従つて、その調査を省略した場合には、同条項

所定の事由についての判断はあり得ない。又、仮令、その調査が為された場合でも、それについての判断を判決に示さなければならないということにはならないであろう。実務上は「職権を以て調査するに云々。」という判示が見受けられるが、必ずそのような判示形式によらなければならないものと速断することはできない。そのような判示がないものでも、職権調査事項についての判断が判示されている限りは、職権調査が行われたと見るべきである。

ところで原判決は各弁護人の「各量刑不当の主張について」と題し「記録を精査し所論を検討し本件各犯行の動機、態様、回数その影響並に被告人等の地位その他諸般の事情を考慮すれば云々。」と判示し、特に「職権を以て調査するに」という判示をしていない。従つて「職権を以て調査するに」というような判示がない以上は、職権調査が為されなかつたのだということであれば論外であるが、そういう判示の有無にかかわらず、苟も、職権調査事項について判断が為され、それが判決に表示されていれば、その表示によつて職権調査が行われたのであるとすれば——かくの如き解釈は是認せらるべきである——原審は職権調査を行いその判断を示したものといわなければならない。

しかし、或は、この「本件各犯行の態様を考慮した」というのは、第一審判決の罪となるべき事実だけについて考慮したまでのことであつて、その事実の誤認の有無にまで堀り下げてみたわけではあるまいとの説が出るかも知れないが「記録を精査した」とある以上は、そういう表面的のことに止まつたものと解することはできないのである。

かように観てくると、本件は判例違反であり、仮りに百歩を譲つても、原判決は、刑訴第四一一条第三号の規定の適用を受くべきものと謂わなければならない。

第三点　原判決は、原審弁護人等の量刑不当の控訴趣意を一蹴しているけれども、その原因の中には「被告人の地位を考慮した」ことに存すると思料される。成程、被告人は社団法人広島県耕地協会福山支会の事務長を勤めており、一般農民に対し指導的の地位にある。そういう地位に在り乍ら選挙法違反をするとは何事ぞといわれるかも知れないが、原審弁護人

今西貞夫の控訴趣意にもあるとおり「同人は、関係町村の災害復旧等に協力し、純情温厚な人物として敬愛されているものであり、その災害復旧等に協力することができたのは、候補者重政庸徳（立候補直前まで岡山県農地事務局長たりし者）に負う所が多く、同候補者を推進した母体は、中国四国の各県耕地協会長なのであるから、被告人の地位としては、いやでも応でも選挙運動に携わらなければならないばかりでなく、この金でこうしろといわれれば、その地位を退かない限りは、それに従わなければならないのであつて、謂わば期待不可能性の状態にあつたのである。

更に又、貴庁並びに高等裁判所の各判例を通して見た選挙法違反に対する量刑（添附別表）によつても、本件の科刑は酷に失するものと謂うべきであり、「安原文吾なければ本件なし。」との感なき能わざるその安原文吾すら、昭和二十九年三月九日、広島地方裁判所刑事第一部において、三井明裁判官から執行猶予の言渡（懲役一年六月猶予五年間）を受けている（判示犯罪事実第一乃至第七、供与金額合計金七十二万円）ところから見ても、ますますその感を深くするものであるから、どうしても、刑訴第四一一条第二号の規定の発動が期待切望される次第である。

以　上

弁護人塚崎直義、同村上信金の上申書

右に対する公職選挙法違反被告事件についての上告趣意書は、本月十一日提出いたしましたが、同書に添付すべき「貴庁の判例を通して見た選挙法違反の量刑」は浄書中の為め添付未済（右上告趣意書追書記載）となつておりましたが、本日その浄書を完成いたしましたので、ここに提出いたします。

右控訴上告以外に多数の否大多数の第一審判決の存在いたしますことは、これを認めて然るべきであり、且つ、これらに対しまして控訴、上告のなかつたことは、第一審判決いずれも、悉く罰金又は執行猶予の言渡であつたことが看取されるのであります。従つてこの点も亦御参考に申上げる次第で御座います。

貴庁判例を通して見た選挙法違反の量刑

(1)　第一号八三頁（昭和廿二年(れ)第二四三号同年拾弐月拾五日第一小法廷判決）（破毀差戻）

町会議員選挙罰則違反被告事件

判示事項　公判期日における証人訊問申請と刑訴応急措置法第一二条

原審刑　懲役二月追徴金五百二十円

(2)　第二巻第七号七五二頁（昭和廿三年(れ)第一一七号同年六月廿九日第三小法廷判決）（棄却）

傷害並に衆議院議員選挙法違反被告事件

判示事項　衆議院議員選挙法第一一五条第二号にいわゆる「演説妨害」の意義

原審刑　懲役六月

(3) 第二巻第十三号一六九〇頁（昭和廿三年（れ）第一一四二号 同年拾二月四日第二小法廷判決）（棄却）

衆議院議員選挙法違反被告事件

判示事項　弁護人の出廷不能と公判期日変更の要否等

原審刑　被告人六名中一名実刑（懲役三月）二名三年間猶予（各懲役三月）三名罰金刑（千五百円一名千円二名）猶予被告人より追徴金二千円、実刑被告人より同金四百円

(4) 第二巻第十四号一九一〇頁（昭和廿三年（れ）第一三二四号 同年拾二月廿四日第三小法廷判決）（棄却）

市長選挙罰則違反被告事件

判示事項　衆議院選挙法第一一五条第二号にいわゆる「演説妨害」の意義

原審刑　罰金三千円

(5) 第三巻第三号三五二頁（昭和廿三年（れ）第五一二号 同廿四年三月廿三日大法廷判決）再上告（棄却）

町村長選挙罰則違反被告事件

判示事項　憲法第三二条の趣旨

原審刑　不明

(5) 第三巻第七号一一一〇頁（昭和廿四年（れ）第三四号 同廿四年六月廿五日第二小法廷判決）（棄却）

町会議員選挙罰則違反被告事件

判示事項　裁判長の期日の指定若くは変更と公訴時効の中断

原審刑　不明

(7) 第三巻第八号一三一八頁（昭和廿四年（れ）第二一八号 同年七月拾六日第二小法廷判決）（棄却）

衆議院議員選挙法違反被告事件

判示事項　選挙人並びに選挙運動者である者が自己の投票と選挙運動に対する報酬及び費用並びに他の選挙人又は選挙運動者に対する報酬及び費用に充てる趣旨の下に金銭をもらい受けた場合と衆議院議員選挙法第一一二条第一項第四号の罪の成否

原審刑　被告人七名中二名実刑（懲役三月）二名二年間執行猶予（懲役五月、同二月）三名罰金（各二千円）法第百三十七条第一項五年間選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用しない

(8) 第四巻第五号八六三頁（昭和廿四年（れ）第二二六二号 同廿五年五月卅日第三小法廷判決）再上告（棄却）

村長選挙罰則違反被告事件

判示事項　必要的共犯たる共同被告人の供述の証拠力と刑訴第六二条第一項

原審刑　不明

(9) 第四巻第六号一一一二頁（昭和廿三年（れ）第一六六三号 同廿五年六月廿八日大法廷判決）

都会議員選挙罰則違反被告事件

判示事項　自己に当選を得る目的で供与した金銭を供与者から没収するときと衆議院議員選挙法第一一四条等

原審刑　懲役一年執行猶予三年（但し上告趣意第一点中にこれを見る）

(10) 第四巻第七号一二三三頁（昭和廿五年（あ）第四九七号 同年七月七日第二小法廷判決）（棄却）

衆議院議員選挙法違反被告事件

判示事項　相被告人の供述を補強証拠とした場合と刑訴第三一九条第二項

原審刑　罰金刑と認められる。蓋し、上告趣意二、(ロ)中に「正式裁判を請求した理由は……」とあるからで

ある（金額不明）

(11) 第五巻第六号九八七頁（昭和廿六年（あ）第三八〇号 同年五月一日第三小法廷判決）（棄却）

衆議院議員選挙法違反被告事件

判示事項　上告趣意書提出期間経過后弁護届を提出した弁護人の上告趣意書の効力

原審刑　不明

(12) 第七巻第十一号二二〇二頁（昭和廿八年（あ）第二五三三号 同年拾一月拾七日第三小法廷判決）（棄却）

公職選挙法違反被告事件

判示事項　証拠書類の謄本の提出と裁判所の許可

原審刑　罰金四万円追徴金壱万円（上告趣意第二点中の記載による）

(13) 第七巻第十二号二四四四頁（昭和廿八年（あ）第二七三三号 同年拾二月拾五日第三小法廷判決）（棄却）

公職選挙法違反被告事件

判示事項　適用法令の判示方

原審刑　罰金参万円、現金壱万円没収、法第二五二条第一項の選挙及び被選挙権に関する制限規定を適用しない

(14) 第七巻第十三号二七四九頁（昭和廿八年（あ）第三四三四号 同年拾弐月廿五日第三小法廷判決）（棄却）

公職選挙法違反被告事件

判示事項　刑訴第四〇二条に違反しない一事例

原審刑　懲役六月執行猶予五年間追徴金三六、五〇〇円

次に選挙法違反と昭和廿二年勅令第一号違反と併合せるものは

(15) 第三巻第八号一三六九頁（昭和廿四年新（れ）第五号 同年七月廿二日大法廷判決）（棄却）

衆議院議員選挙法違反　昭和廿二年勅令第一号違反各被告事件

判示事項　刑訴第四一一条の規定の趣旨等

原審刑　不明

(16) 第四巻第九号一八〇五頁（昭和廿四年新（れ）第二二号 同廿五年九月廿七日大法廷判決）（棄却）

昭和廿二年勅令第一号違反並びに衆議院議員選挙法違反被告事件

判示事項　検察官の上訴と憲法第三九条

原審刑　禁錮三月（上告趣意第二点中の記載による）

(17) 第四巻第十二号二五三四頁（昭和廿五年（あ）第一八六三号 同年拾弐月八日第二小法廷判決）（棄却）

公職選挙法違反昭和廿二年勅令第一号違反被告事件

判示事項　覚書該当者の指定の特免と「刑の廃止」

原審刑　実刑（上告趣意第四点七の記載による、但し刑期不明）

(18) 第五巻第六号九八九頁（昭和廿四年（れ）第三〇七号 同廿六年五月二日大法廷判決）　再上告（棄却）

町会議員選挙罰則違反被告事件

判示事項　追放令による覚書該当の確認申請以前における選挙犯罪の成否

原審刑　不明

右に見る如くであるから参考のため次に昭和廿二年勅令第一号違反のみのものを掲げる（判示事項省略）

(19) 第二巻第九号一一四三頁（昭和廿三年（れ）第九〇一号同年八月九日第一小法廷判決）（棄却）
公職に関する就業禁止、退官、退職等に関する勅令違反被告事件
原審刑　懲役六月

(20) 第二巻第十号一一六一頁（昭和廿七年（れ）第九三四号同年九月八日第二小法廷判決）（棄却）
昭和廿二年勅令第一号違反被告事件
原審刑　罰金五千円

(21) 第二巻第十号一二二五頁（昭和廿三年（れ）第一〇五号同年九月廿二日大法廷判決）（棄却）
昭和廿二年勅令第一号違反被告事件
原審刑　不明

(22) 第二巻第十四号一八五六頁（昭和廿三年（れ）第一四五五号同年拾弐月廿三日第一小法廷判決）（破毀差戻）
昭和廿二年勅令第一号違反被告事件
原審刑　禁錮五月

(23) 第三巻第七号九七四頁（昭和廿三年（れ）第一八六二号同廿四年六月拾参日大法廷判決）（棄却）
昭和廿二年勅令第一号違反被告事件
原審刑　禁錮八月（上告趣意中の記載による）

(24) 第三巻第七号一〇三九頁（昭和廿四年（れ）第二二六号同年六月拾参日大法廷判決）

昭和廿二年勅令第一号違反被告事件
原審刑　禁錮六月

(25) 第三巻第八号一二〇〇頁（昭和廿四年（れ）第五五五号同年七月九日第二小法廷判決）（棄却）
昭和廿二年勅令第一号違反被告事件
原審刑　懲役四月

(26) 第三巻第八号一三八三頁（昭和廿四年（れ）第四二五号同年七月廿三日第二小法廷判決）（棄却）
昭和廿二年勅令第一号違反被告事件
原審刑　不明

(27) 第三巻第九号一五二一頁（昭和廿四年（れ）第五五四号同年八月廿五日第一小法廷判決）（棄却）
原審刑　被告人四名全部罰金刑

(28) 第四巻第二号一七三頁（昭和廿四年新（れ）第一号同廿五年二月拾五日大法廷判決）（棄却）
昭和廿二年勅令第一号公職に関する就業禁止、退官、退職に関する件違反被告事件
原審刑　禁錮四月（上告趣意中の記載による）

(29) 第四巻第四号五〇〇頁（昭和廿五年（あ）第一八五号同年四月六日第一小法廷判決）（棄却）
昭和廿二年勅令第一号違反被告事件
原審刑　禁錮三月

即ち、昭和廿二年勅令第一号違反は、実刑の傾向があり、従つてこの違反と選挙法違反とを併せたものに主として実刑が科せられていることがわかる。